

公共事業労務費調査の手引き

令和6年10月

公共事業労務費調査連絡協議会

－公共事業労務費調査へのご協力についてのお願い－

●公共事業労務費調査の目的

本調査は、公共工事の工事費の積算に使用する「公共工事設計労務単価」の設定の基礎資料等を得るための調査です。

●公共事業労務費調査の協力のお願い

正確な賃金実態を把握することで、適切な「公共工事設計労務単価」の設定に繋がります。調査の対象となった皆様におかれては、より正確な賃金実態の把握のため、調査にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

また、調査にあたり、虚偽の資料が提出された場合、適正な「公共工事設計労務単価」の決定への支障があるため、正確な資料を提出いただくよう、お願い申し上げます。

※本調査の結果を「公共工事設計労務単価」の設定、技能労働者の処遇改善、及びその理解の促進以外の目的に使用することはありません。

※なお、公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いる単価であり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではありません。

令和6年10月

公共事業労務費調査連絡協議会

目 次

国土交通省の公共事業労務費調査の HP とお問い合わせ先について	1
提出資料の直前チェックリスト	2
無効標本を有効標本へ	3
1 公共事業労務費調査とは	4
2 調査の手順	5
3 調査対象労働者	14
4 調査対象期間	17
5 調査票・確認資料	20
6 職種の分類	24
7 基準内手当・基準外手当の区分	26
8 補足調査	30
9 調査票様式	35
10 調査票の記入例	43
 <参考資料>	
参考資料-1 調査票記入時の早見表	63
参考資料-2 公共事業労務費調査 Q & A	71
参考資料-3 調査対象職種の定義・作業内容	76
参考資料-4 職種別資格及び検定表	92
参考資料-5 個人情報の取り扱いについて	98
参考資料-6 一人親方について	99
 調査票記入時のチェックリスト	 105

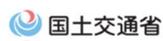
* 国土交通省の公共事業労務費調査の HP とお問い合わせ先について *

- 「労務費調査について」と検索してください。
- 国土交通省のHP トップページからは以下のとおりです。
 - > 国土交通省のHP トップページ
 - > 土地・不動産・建設業（ページ中央右部「政策情報・分野別一覧」内）
 - > 労働・資材対策（ページ中央右部「建設業関係」内）
 - > 公共事業労務費調査・公共工事設計労務単価について
 - > 公共事業労務費調査（令和6年10月調査）のご案内

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html

本HPには、お問い合わせ先を掲載しております。調査票の記入等で不明な点がございましたら、お問い合わせください。

そのほか「調査票」、「公共事業労務費調査の手引き」、「対象企業名簿」、「郵送時の封筒に貼り付けるラベル」、「オンライン調査に関する資料」なども掲載しています。



国土交通省

ホーム 国土交通省について 報道・広報 政策・法令・予算 白書・オープンデータ お問い合わせ・申請

土地・不動産・建設業

土地・不動産・建設業トップ 土地 不動産 建設業 国際展開

ホーム > 政策・仕事 > 土地・不動産・建設業 > 建設業 > 建設業・不動産 > 公共事業労務費調査（令和4年10月調査）のご案内

建設業

- 建設業 トップ
- 建設業の許可
- 経営環境改善
- 建設業に係る登録制度
- 公共工事の入札契約制度
- 共同企業体制度 (JV)
- 建設工事紛争審査会
- 建設業の国際展開支援施策
- 所管法令・通達一覧
- 建設業法令遵守
- 審議会・研究会報告書
- 建設工事標準請負契約約款
- ガイドライン・マニュアル
- 統計・データ

公共事業労務費調査（令和4年10月調査）のご案内

公共事業労務費調査のご案内

公共事業労務費調査とは

公共工事の工事費の積算に使用する「公共工事設計労務単価」を設定するための基礎となる資金の調査です。

みなさまの資金の実態が公共工事の工事費に反映されます。

資金実態を適切に反映した公共工事設計労務単価を設定するため、正確なデータを提出されるようご協力をお願い申し上げます。

お問い合わせ先

調査票の記入内容に関する相談等は、調査対象通知に記載されております調査業務委託先の相談窓口へお問い合わせください。
また、お問い合わせ先については、下記の資料においても確認可能です。
お問い合わせ先は都道府県ごと、発注機関ごとに異なりますので、ご確認ください。
(発注機関によっては、調査業務委託先が未掲載の場合もあります。)

調査票の記入内容に関するお問い合わせはこちら (PDF:112KB)
その他お問い合わせ先はこちら (PDF:127KB)

01 調査票

調査票は、入力用シートと提出用シートに分かれており、入力用シートに入力すると、自動的に提出用シートに入力内容が反映されます。
また、調査票には、入力ミスを防ぐため、チェック機能・転記機能があります。

調査票 (Excel:2910KB)

※公共事業労務費調査の集計結果を元に決定した公共工事設計労務単価については、以下のHPに掲載しています。

公共事業労務費調査・公共工事設計労務単価について

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html

→令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00204.html

■提出資料の直前チェックリスト

●調査票【毎年変更されていますので、必ず令和6年10月調査用を使用してください】

手引き P20~22	資料等	チェック事項	チェック欄
① ② ③ ④	調査票 ・様式-1(賃金調査票) ・様式-2(各種手当内訳票) ⇒ 手当を支払った場合のみ必要 ・様式-3(年計票(労働日数・臨時的給与)) ・様式-1-1(補足調査票)	必要な調査票をすべて作成していますか？	様式-1【必須】 <input type="checkbox"/> 様式-2(手当を支給していた場合のみ) <input type="checkbox"/> 様式-3(過去1年間に臨時的給与が支払われている、または有給休暇取得義務の対象者がいる場合) <input type="checkbox"/> 様式-1-1【必須】 <input type="checkbox"/>
		調査票は【令和6年10月調査用】のA3サイズで作成していますか？	<input type="checkbox"/>
		※印の欄を除き、すべて記入していますか？	<input type="checkbox"/>
		同一の労働者が複数の調査票に記入されていませんか？(調査対象工事が複数ある場合)	<input type="checkbox"/>
		調査月別に各一部ありますか？ (9月分と10月分の両方が調査対象となる場合)	<input type="checkbox"/>

●確認資料【返却を行わず破棄するため、必ずコピーを提出してください。】(書面調査のみ)
【氏名を黒塗りし、イニシャルに変更してください。】(オンライン調査・書面調査共通)
【ホチキス等で綴じ、右肩に①~⑭の資料番号を記載してください。】(書面調査のみ)

①	・就業規則又は雇用契約書	就業規則は労働基準監督署に届け出を行った最新のものですか？(現行の労働基準法に準拠していますか？)	<input type="checkbox"/>
①'	・変形労働使間協定書 ⇒ 1ヶ月超単位の変形労働時間制の場合のみ	労働基準監督署に届け出を行った最新のものですか？ (調査月を含む期間となっていますか？) 過去1年分の休日カレンダー	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
②	・手当支給に関する資料 ⇒ 手当の支払がある場合のみ	各種手当の内訳および支給基準が明確になっていますか？	<input type="checkbox"/>
③	・賃金台帳、賃金日計表(調査月分) ⇒ 臨時的給与の支払いがある場合は過去1年間の臨時給与支払い月分も必要	法定福利費控除額が確認できますか？	<input type="checkbox"/>
④	・退職金の支給が確認できる資料 ⇒ 退職金の支給があった場合のみ	所得税の納付資料 等	<input type="checkbox"/>
⑤	・作業日報(調査月分)	従事した工事現場別、作業内容等が確認できる資料がありますか？	<input type="checkbox"/>
⑥	・出勤簿等(過去1年分)、年次有給休暇管理簿等	過去1年分がありますか？ ただし、過去1年間に臨時的給与(退職金を含む)が支払われた労働者がいない場合、及び有給休暇の取得義務の対象となる労働者がいない場合は調査月分のみでも可。	<input type="checkbox"/>
⑦	・健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届もしくは同決定通知書 ⇒ 健康保険・厚生年金保険に加入している場合のみ	令和6年分のものですか？	<input type="checkbox"/>
⑧	・事業所の社会保険加入状況が確認できる資料 ⇒ 雇用保険・健康保険・厚生年金保険に加入している場合のみ	雇用保険被保険者資格取得届、同確認通知書、 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、 同決定通知書 等	<input type="checkbox"/>
⑨	・資格、免許	電工：電気工事士等の免状または認定証(P92 資格番号1~4) 運転手(特殊)：各種免許、資格証明書(P93 資格番号1、3) 運転手(一般)：各種免許(P93 資格番号2) 潜水士：潜水士免許(P95 資格番号1) 交通誘導警備員A、B：検定の合格証明書(P97 資格番号1~2)	<input type="checkbox"/>
⑩	・見積書	契約前の時点で最終的に元請負人(下請契約における注文者)に提出したもの	<input type="checkbox"/>
⑪	・請負代金内訳書	契約時点で元請負人(下請契約における注文者)に提出したもの	<input type="checkbox"/>
⑫	・在留資格が確認できる資料 ⇒ 外国人建設就労者又は特定技能外国人が調査対象に含まれる場合のみ	雇用契約書(在留資格が記載されている場合のみ) 在留カードの写し 外国人材の受入報告書 外国人雇用状況届出 等	<input type="checkbox"/>
⑬	・建設キャリアアップシステムに関する資料 ⇒ 建設キャリアアップシステムに登録している場合のみ	レベル1の場合：建設キャリアアップカードのコピー レベル2・3・4の場合：レベル判定結果通知書等	<input type="checkbox"/>
⑭	・一人親方に関する確認資料 ⇒ 一人親方のみ	P99 1. 調査票・確認資料 ① 確認書類	<input type="checkbox"/>

●その他

①	・封筒	届け先、発信元、発注機関番号、工事番号を記載していますか？	<input type="checkbox"/>
②	・本資料(提出資料の直前チェックリスト)	チェック欄に記入の上、必要資料が揃っているか確認しましたか？	<input type="checkbox"/>

無効標本を有効標本へ【公共事業労務費調査】

公共事業労務費調査連絡協議会

皆様から提出して頂いた調査票のうち、「無効標本」として棄却されてしまうものがあります。

労務費調査にご協力いただきありがとうございます。協力いただいたデータは、様々な確認をさせていただき、データとしての信頼性が担保されるものを有効標本として、翌年度の公共工事設計労務単価に反映させています。有効標本以外は棄却され無効標本となってしまいます。

標本数の確保のためだけでなく、せっかくご協力いただいていることから無効標本となるデータを少なくしていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

こんな理由で棄却されています!! (主なもの)

就業規則に定める所定労働時間が法定の週 40 時間以内であることの確認ができない

調査票への記入事項の根拠となる資料がない

例) 作業日報、出勤簿等 (過去一年分) 等



棄却されないためには・・・

就業規則※に定める所定労働時間が、週 40 時間以内になるようにしてください。

※おおむね 10 年以上前に作成した就業規則は、現行の労働基準法に準拠していない可能性があります。

就業規則※や労働条件通知書を作成し、労働基準監督署へ届け出てください。現行の労働基準法に準拠していない場合は、更新作業を行うようにしてください。

※労働者の数が「常時 10 人以上」である場合には、就業規則を作成し、所管の労働基準監督署長に届け出なければなりません。

1 公共事業労務費調査とは

農林水産省及び国土交通省（以下「二省」）では、公共工事の発注の際に工事費の積算に使用するため、毎年、公共工事に従事する労働者の賃金を都道府県別及び職種別に調査し、その調査結果に基づいて「公共工事設計労務単価」を決定しています。この調査を「公共事業労務費調査」といいます。

この調査は、調査月に調査対象となった公共工事に従事した建設労働者の賃金について、労働基準法に基づく「賃金台帳」から調査票へ転記することにより賃金の支払い実態を調べるもので、昭和45年から毎年定期的に実施されています。

調査対象工事	<ul style="list-style-type: none"> 二省（独立行政法人、特殊会社等を含む）、都道府県および政令指定都市等所管の公共工事等です。
調査月 (詳細はP14及びP17)	<ul style="list-style-type: none"> 10月の賃金を調べます。 ただし、「3 調査対象労働者」に示すとおり、一定基準に該当する労働者のみ、9月の賃金を調べます。
調査対象労働者 (詳細はP14)	<ul style="list-style-type: none"> 調査月において、調査対象工事に従事した労働者です。 元請企業、下請企業（警備会社を含む）を問わず、調査対象職種（51職種）に該当する全ての労働者が対象です。

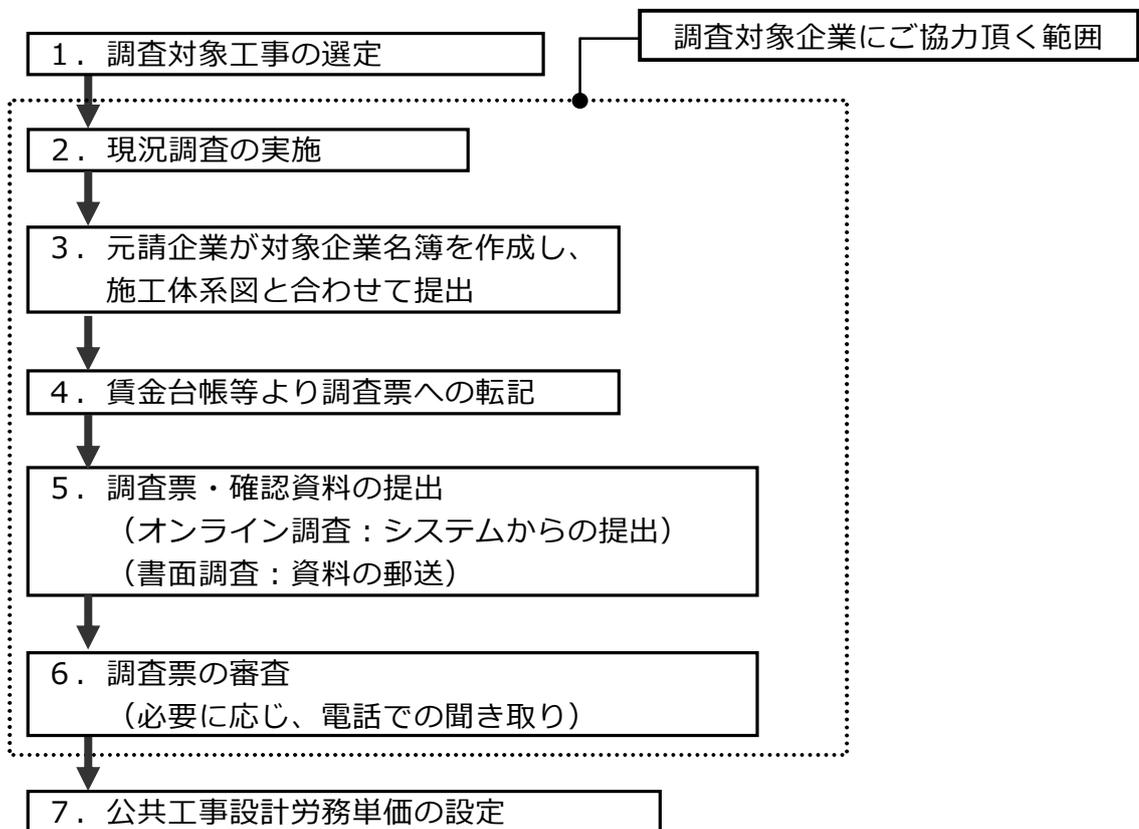


図-1-1 公共事業労務費調査の流れ

2 調査の手順

調査は下記の順序で行われます。

(1) 各発注機関から、元請企業に調査協力依頼があります。

- ① 各発注機関から、元請企業に調査協力依頼があります。
- ② 元請企業は、9月(10月に従事していない38職種)や10月に調査対象工事に従事し、調査対象職種(51職種)に該当する技能労働者が在籍する全ての下請企業(2次以下の下請企業、一人親方も含む)に対し、調査の協力依頼を行ってください。(労働者が調査対象か調査対象外かについてはP14を確認してください)
- ③ 連絡を受けた下請企業は、さらに下請がいる場合には、調査の協力依頼を行ってください。

※ **各発注機関から下請企業に対して直接調査の協力依頼は行いません。**

※ それぞれの下請企業によって賃金計算期間(P17表-4-1参照)が異なりますので、**下請企業に対してはその期間を確認の上、調査の協力依頼を行ってください。**

※ 調査対象工事が、中止、中断、完了または未着工等となり、調査期間中に工事が行われていない場合は調査対象外となりますので、元請企業は、事前に発注機関にその旨を連絡し、指示を受けてください。

※ 10月に調査対象工事に参加せず、9月に参加した下請企業で、38職種(P15表3-2)に該当する労働者が従事していない場合は、調査対象となりませんので、下請企業はその旨を元請企業に伝えてください。

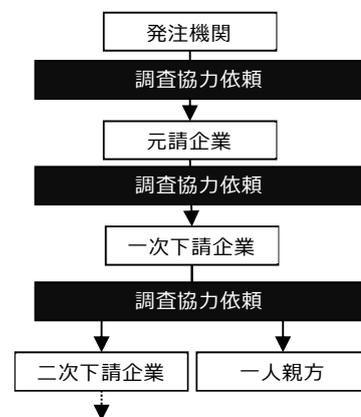


図-2-1
調査協力依頼のフロー

(2) 発注機関が現況調査を実施します。

調査対象となった企業から後日提出される調査票の記入内容が、現場の状況を的確に反映しているか確認するため、調査対象工事を発注した各地方連絡協議会の構成機関(国、都道府県及び政令市等)が、事前に工事現場の現況調査を行います。

現況調査では、労働状況の確認、元請企業及び下請企業からのヒアリング及び作業日報等により、現場の作業内容及び労働者数を確認します。

(3) 一部地域において、労務費調査説明会を開催します。(開催しない地域もあります。)

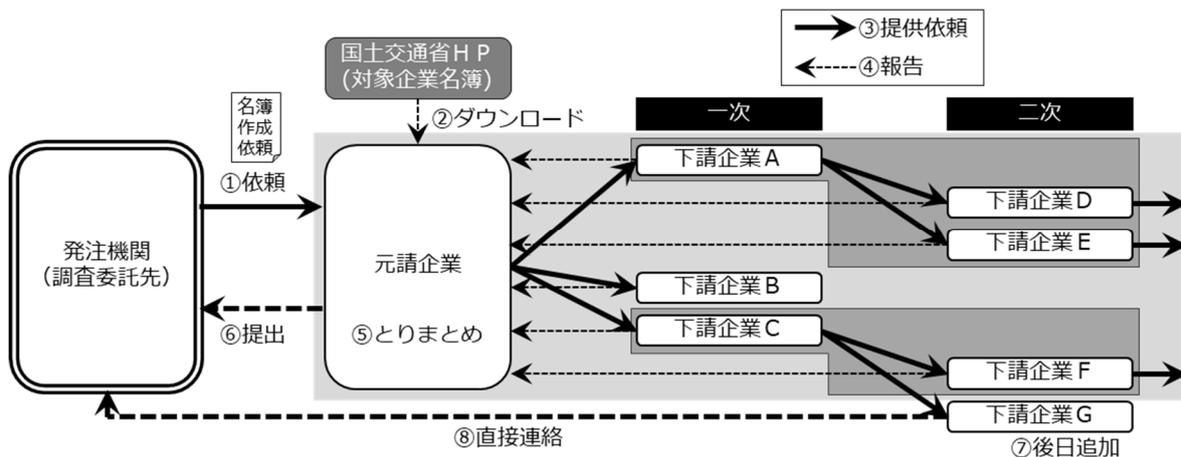
例年、実施している元請企業及び下請企業の調査対象者向けの労務費調査説明会については、**令和6年度においても、地域ごとに開催有無、開催方式が異なります。**地域ごとの開催有無、開催方式については、国土交通省のHPをご確認ください。また**同HP上には代替となる説明資料や動画も掲載します(9月中を目途)ので、あわせてご確認ください。**

公共事業労務費調査(令和6年10月調査)のご案内

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html

(4) 対象企業名簿を作成し、施工体系図とともに提出してください。

- ① 各発注機関等から、**元請企業に対象企業名簿の作成依頼**があります。
 - ② 元請企業は、**9月(10月に従事していない38職種)や10月に調査対象工事に従事し、調査対象職種(51職種)に該当する技能労働者が在籍する全ての下請企業**（2次以下の下請企業、一人親方も含む）に対し、**対象企業名簿の作成に必要な情報の提供を依頼**してください。対象企業名簿は国土交通省のHPに掲載しております。
公共事業労務費調査（令和6年10月調査）のご案内
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html
 - ③ **下請企業は元請企業からの提供依頼を受けて、以下の事項を元請企業に報告**してください。複数工事において調査対象となった場合は、P18図-4-1を参照し、調査票の提出が必要な工事では以下の事項を報告し、提出が不要となった工事では不要となった旨を報告してください。さらに下請がいる場合は、以下の事項を元請企業に報告するよう依頼してください。
【元請企業に報告する事項】
 - 企業名、下請の回数
 - 会場調査への変更希望（原則、オンライン調査、書面調査としております。なお、オンライン調査の場合には書面調査への変更も可ですので、その旨報告ください。）
 - 調査票作成者氏名、電話番号、メールアドレスまたはFAX番号（聞き取り調査の連絡先、FAX番号はメールアドレスが無い場合のみ）
 - ④ 元請企業は、オンライン調査・書面調査（・会場調査）問わず調査対象となったすべての下請企業からの報告をもとに対象企業名簿を作成し、**施工体系図とともに各発注機関等に提出**してください。提出先及び提出期限については発注機関等からの作成依頼の際に通知します。また、提出後に調査対象が追加・変更となった場合は、追加・変更となった企業の担当者様より対象企業名簿の提出先に直接ご連絡ください。
- ※ **対象企業名簿には9月（10月に従事していない38職種）や10月に稼働し、調査対象職種（51職種）に該当する技能労働者が在籍する企業のみを記入**してください。



(5) 調査票に記入してください。

手引き等の資料をもとに、調査票を作成してください。必要に応じて、元請企業は下請企業へ記入方法を説明してください。また元請企業は下請企業の調査票発送状況を進捗管理し、調査票等の提出期限を遵守するよう指導してください。

(6) - 1 調査票と確認資料を提出してください。(オンライン調査の場合)

- ① 各発注機関等から、**対象企業名簿に記載されている調査対象企業（元請企業及び下請企業）にオンライン調査の案内がメール送信**され、オンラインシステムによる資料の提出先・提出期日及び聞き取り調査の実施日が案内されます（聞き取り調査の実施日は進捗状況により変更になる場合があります）。念のため、オンライン調査の案内を受領した元請企業においては、**全ての下請企業に、オンラインシステムによる資料の提出先・提出期日及び聞き取り調査の実施日を連絡**してください。連絡を受けた下請企業は、さらに下請がいる場合には、同様に上記内容を連絡してください。
- ② 案内を受けた調査対象企業は、9月(10月に従事していない38職種)や10月に調査対象工事に従事し調査対象職種(51職種)に該当する、全ての在籍する技能労働者を対象として、オンラインシステムによる調査へのご協力をいただきますよう、お願いします。
 ※ やむを得ない理由により書面調査または会場調査を希望する企業が含まれる工事の元請企業に対しては、オンライン調査の案内とあわせて書面調査または会場調査の案内を送付しますので、希望する企業に連絡してください。
- ③ 各企業の担当者は期日までにP20「5 調査票・確認資料」でお願いしている**調査票及び確認資料の電子データもしくは写しのPDFをオンラインシステムにて提出**してください。**提出先は元請企業ではありません**のでご注意ください。
 ※ 後日、電話にて調査票について質問させていただくことがありますので、**調査票の内容をオンラインシステムもしくはコピーにて確認できるようにしてください**。
- ④ 提出された調査票が正しく記入、作成されているか、調査員が審査します。審査の上、疑義や修正事項がある場合は、**システム内で質疑のやり取りを実施する**ほか、聞き取り調査の実施日に、各企業の担当者（対象企業名簿に記載されている各企業の調査票作成者）に**電話で聞き取りを行います**。
 ※ 電話での聞き取りの上、調査票に誤記入があった場合は修正させていただきます。
 ※ 疑義や修正がない場合は連絡をしない場合もあります。
 ※ 本調査において、調査員が賃金の内訳（調査票の記入内容）を審査しますが、この審査の中で、各企業の賃金・時間管理を指導することはありません。
 ※ 賃金は個人情報ですので、元請企業や上位請の企業等、他社に調査票を見せる必要はありません。

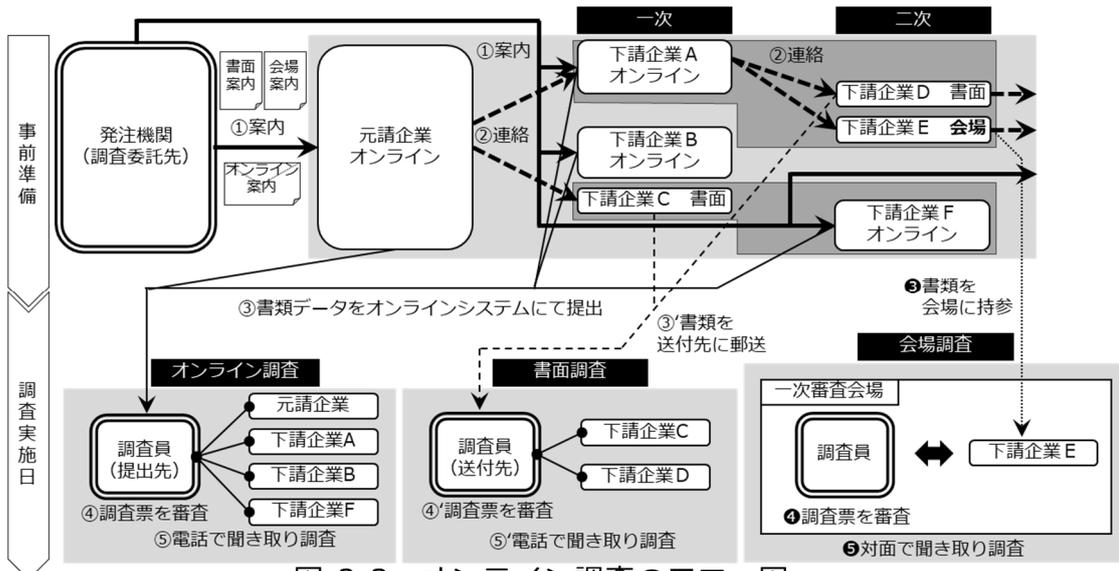


図-2-3 オンライン調査のフロー図

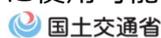
* 公共事業労務費調査のオンライン調査に係る各種資料の HP 掲載先について *

- 「労務費調査について」と検索してください。
- 国土交通省の HP トップページからは以下のとおりです。
 - > 国土交通省の HP トップページ
 - > 土地・不動産・建設業（ページ中央右部「政策情報・分野別一覧」内）
 - > 労働・資材対策（ページ中央右部「建設業関係」内）
 - > 公共事業労務費調査・公共工事設計労務単価について
 - > 公共事業労務費調査（令和 6 年 10 月調査）のご案内
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html

本 HP の下部に、オンライン調査に関する資料（オンラインシステムの**操作説明書**、**操作説明動画**、**FAQ**、**リンク先**）を掲載しております。また、調査対象企業用のオンラインシステムの URL は下記の通りです。

https://romuhi-chosa.rm.keg.jp/rmh/RO050200100_kigyoo

なお、本 HP よりダウンロードできるエクセル調査票は、オンライン調査・書面調査ともに使用可能です。



(6) - 2 調査票と確認資料を提出してください。(書面調査の場合)

- ① 各発注機関等から、**元請企業に書面調査の案内が送付**され、資料の送付先・送付期日及び聞き取り調査の実施日が案内されます。(聞き取り調査の実施日は進捗状況により変更になる場合があります)
- ② 元請企業は、9月(10月に従事していない38職種)や10月に調査対象工事に従事し、調査対象職種(51職種)に該当する技能労働者が在籍する全ての**下請企業に、資料の送付先・送付期日及び聞き取り調査の実施日を連絡**してください。
- ③ 連絡を受けた下請企業は、さらに下請がいる場合には、資料の送付先・送付期日及び聞き取り調査の実施日を連絡してください。9月(10月に従事していない38職種)や10月に調査対象工事に従事し、調査対象職種(51職種)に該当する技能労働者が在籍する全ての下請企業(2次以下の下請企業、一人親方も含む)が調査にご協力いただきますよう、お願いします。
 ※ 会場調査を希望する企業が含まれる工事の元請企業に対しては、書面調査の案内とあわせて会場調査の案内を送付しますので、希望する企業に連絡してください。
- ④ 各企業の担当者は期日までに P20「5 調査票・確認資料」でお願いしている**調査票及び確認資料のコピーを簡易書留による郵送で調査会社**(協議会等その他指定の送付先があればその送付先)へ提出してください。**送付先は元請企業ではありません**のでご注意ください。
 ※ 提出の際は P10「※ 書面調査にて資料を提出する際の確認事項」をご確認ください。
 ※ 後日、電話にて調査票について質問させていただくことがありますので、**必ず調査票のコピーを手元に残しておいてください**。
- ⑤ 提出された調査票が正しく記入、作成されているか、調査員が審査します。審査の上、疑義や修正事項がある場合は、聞き取り調査の実施日に、各企業の担当者(対象企業名簿に記載されている各企業の調査票作成者)に**電話で聞き取りを行います**。
 ※ 電話での聞き取りの上、調査票に誤記入があった場合は修正させていただきます。
 ※ 疑義や修正がない場合は連絡をしない場合もあります。
 ※ 本調査において、調査員が賃金の内訳(調査票の記入内容)を審査しますが、この審査の中で、各企業の賃金・時間管理を指導することはありません。
 ※ 賃金は個人情報ですので、元請企業や上位請の企業等、他社に調査票を見せる必要はありません。

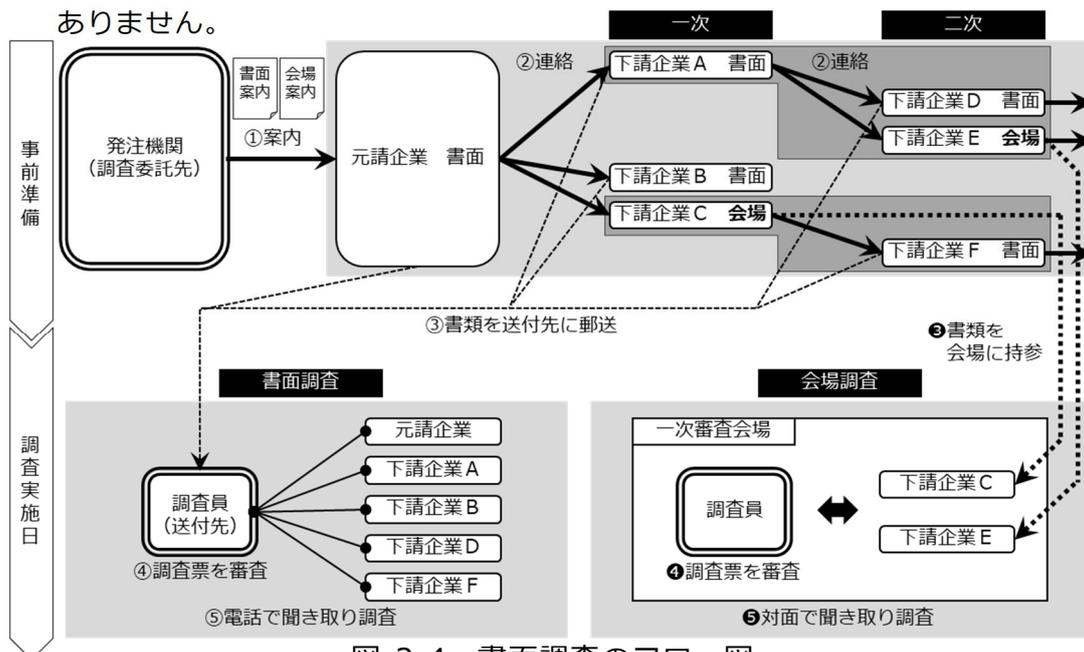


図-2-4 書面調査のフロー図

※ 書面調査にて資料を提出する際の確認事項

○送付先について

各発注機関等から、元請企業に送付する書面調査の案内に送付先等の記載がございます。

送付先は元請企業ではないのでご注意ください。

送付先が不明な場合は、調査委託先の相談窓口（P1「国土交通省の公共事業労務費調査のHPとお問い合わせ先について」参照）にご連絡いただき、送付先をご確認ください。**各発注機関で調査委託先が異なるため、送付先（届け先）にお間違いないようご注意ください。**

※ 送付の際は、届け先、発信元の記載に加えて、当該案内に記載の**発注機関番号及び工事番号を封筒に記載**してください。

○送付方法について

原則、簡易書留による郵送とさせていただきます。また、大変お手数ですが、複数工事に該当している場合は、**1工事毎に封筒を分けて**郵送してください。

やむを得ずメールでの送付を希望される場合は、容量の制限等により送付できない場合がありますので、事前に調査委託先の相談窓口（P1「国土交通省の公共事業労務費調査のHPとお問い合わせ先について」参照）にご連絡いただき、対応の可否をご確認ください。

○発注機関番号、工事番号の記載について

郵送の際は届け先、発信元の記載に加えて、書面調査の案内に記載の**発注機関番号と工事番号を封筒に記載**してください。封筒に貼り付けるラベルの様式例を下に掲載しますので、手書きで記入の上、切り取っていただくか、国土交通省HPより様式をダウンロードして作成ください。なお、発注機関番号、工事番号が記載されていれば様式通り作成する必要はありません。

公共事業労務費調査（令和6年10月調査）のご案内

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html

○提出資料について（P20～23「5 調査票・確認資料」参照）

以下の資料を提出してください。各企業の担当者は**P2「提出資料の直前チェックリスト」を活用し、必要資料が揃っていることを確認**してください。

- ・調査票（様式－1、様式－1－1、様式－2、様式－3）
- ・確認資料一式（P20～22「5 調査票・確認資料」（2）①～⑭のコピー）
- ・提出資料の直前チェックリスト（チェック欄に記入のもの）

-----切り取り線-----

届け先	〒		
発信元	〒		
発注機関番号		工事番号	

【調査票と確認資料の提出時の注意点について】

1. 個人情報の適切な取り扱いのため、調査票と確認資料には「氏名」を記載せず、「イニシャル（姓・名）」を記載いただくよう、お願いいたします。
2. 確認資料は複数ありますので、それぞれの資料ごとにホチキス等で綴じていただき、右肩に①～⑭の資料番号を記載いただくよう、ご協力をお願いいたします。なお、調査票は綴じていただく必要はございません。

(調査票の例)

1 調査票にイニシャル（姓・名）を記載しているか

調査票

N・I (姓・名)

(確認資料の例)

1 確認資料の氏名をイニシャル（姓・名）に変更しているか

2 確認資料をホチキス等で綴じ、右肩に①～⑭の資料番号を記載しているか

各種確認資料
(賃金台帳の場合)

ホチキス等で綴じる

資料番号を記載

③

1番(2)の労働者

突き合わせ照合ができるよう、塗りつぶし後に労働者の番号とイニシャル（姓・名）を記載

切り取り線

【賃金台帳の抜粋について】

賃金台帳については冊子での提出ではなく、**対象となる労働者部分のみの抜粋**の提出で問題ありません。ただし、抜粋にあたっては「5 調査票・確認資料」③の説明欄をよく読み、**以下の3点の内容が必ず読み取れるよう**にしてください。

- ・調査月分であること
- ・法定福利費控除額が確認できる資料であること
- ・過去1年間に臨時の給与を支給していた場合は、臨時の給与の支払月分も含むこと

【就業規則の抜粋について】

就業規則については冊子での提出ではなく、「5 調査票・確認資料」①の説明欄に記載している**以下の4か所の抜粋**の提出で問題ありません。

- ・表紙（会社名が記載されている箇所）
- ・勤務（労働時間・休憩時間・休日が分かる箇所）
- ・休暇（有給休暇が分かる箇所）
- ・賃金（基本給、手当、割増賃金、給与の差引、実物給与、臨時の給与が分かる箇所）

（6）会場調査に変更した場合は、会場調査に出席し、調査票を提出してください。

- ① 調査対象工事に会場調査への変更を希望した企業が含まれる場合は、各発注機関等から、**元請企業に会場調査の日時、場所等を案内**します。
- ② 元請企業は、会場調査への変更を希望した**下請企業（2次以下や一人親方も含む）に、会場調査の日時、場所等を連絡**してください。
- ③ **会場調査への変更を希望した企業は会場調査に出席**してください。
- ④ 会場調査では、提出された調査票が正しく記入、作成されているか、調査員が審査します。その際、必要に応じて記入内容や工事現場での作業内容等について質問します。
 - ※ 過去に、元請企業は、下請企業と一緒に会場調査に出席いただいておりますが、一緒に出席していただく必要はありません。
 - ※ 記入内容確認後、調査票のイニシャル記入欄は切り取って返却しますが、記入内容等に関し後日問合せをする場合がありますので、返却したイニシャル記入欄は1ヶ月程度保管してください。
 - ※ 本調査において、調査員が賃金の内訳（調査票の記入内容）を審査しますが、この審査の中で、各企業の賃金・時間管理について指導することはありません。
 - ※ 賃金は個人情報ですので、調査員による確認は一社ごとに行います。会場調査の前後にかかわらず、元請企業や上位請の企業等、他社に調査票を見せる必要はありません。

（7）調査後に問い合わせをする場合があります。

調査票の記入内容（金額、労働日数等）等に関し、後日不明な点がでてきた場合には、調査員が電話等で確認させていただく場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

（8）事後調査を行う場合があります。

調査票の記入内容について、上記の電話等による問い合わせのほか、後日調査を実施する場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

※ 今年度のスケジュールの一例

表-2-1 今年度のスケジュールの一例

	元請企業		下請企業
9月上旬	発注機関より調査協力依頼通知を受領		
	下請企業に調査協力を依頼	▷	元請企業より調査協力依頼通知を受領
			さらに下請企業がいる場合は、調査協力を依頼
9月中旬	発注機関等より対象企業名簿作成依頼を受領		
	下請企業に対象企業名簿の作成に必要な情報の提供依頼	▷	元請企業より対象企業名簿の作成に必要な情報の提供依頼を受領
			さらに下請企業がある場合は、元請企業への情報の提供を依頼
	下請企業からの報告をもとに対象企業名簿を作成	◀	元請企業に必要事項を報告
10月上旬	元請企業は発注機関等に対象企業名簿と施工体系図を提出		
10月中旬	【オンライン調査】【書面調査】 発注機関等より調査案内を受領		【オンライン調査】 発注機関等より調査案内を受領
	【書面調査】 下請企業に調査案内を連絡 ※オンライン調査の場合にも、念のため全ての 下請企業に調査の案内内容の連絡を実施	▷	【書面調査】元請企業より調査案内を受領
			【書面調査】 さらに下請企業がある場合は、調査案内を連絡
11月上旬	【オンライン調査】 調査案内に記載されているシステムによる提出 先、提出期日に従い、調査票と確認資料を提出		【オンライン調査】 調査案内に記載されているシステムによる提出 先、提出期日に従い、調査票と確認資料を提出
	【書面調査】 調査案内に記載されている送付先、送付期日に 従い、調査票と確認資料を送付		【書面調査】 調査案内に記載されている送付先、送付期日に 従い、調査票と確認資料を送付
11月上旬 ～ 12月中旬	調査員が調査票の審査を行い、疑義や修正がある場合は電話で聞き取り調査		調査員が調査票の審査を行い、疑義や修正がある場合は電話で聞き取り調査

※各発注機関等によって案内の時期や送付先等は異なります。

3 調査対象労働者

(1) 調査対象労働者は、以下のとおりです。

- ① 10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事した労働者（下請企業が雇用した労働者も含みます）のうち、調査対象職種（51職種）に該当する労働者（10月の賃金を調査します。）
- ② 10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事せず、9月の調査対象期間中に調査対象工事に従事し、かつ表3-2「職種一覧」のうち、*印の38職種に該当する労働者（9月の賃金を調査します。）

- ※ 38職種については元々サンプル数が少ないため、9月も調査対象期間としています。
- ※ 9月及び10月の両方の調査対象期間中に調査対象工事に従事していた労働者は、①に該当するため、10月の賃金を調査します。
- ※ ①の労働者分（10月分）と②の労働者分（9月分）の調査票（様式-1、2、3、1-1）は、それぞれ分けて作成してください。
- ※ 9月の調査対象期間中に調査対象工事での工事が完了し、10月の調査対象期間中には工事に従事していなかった下請会社についても、9月の調査対象期間中に38職種の建設労働者が調査対象工事に従事していた場合は調査対象となります。

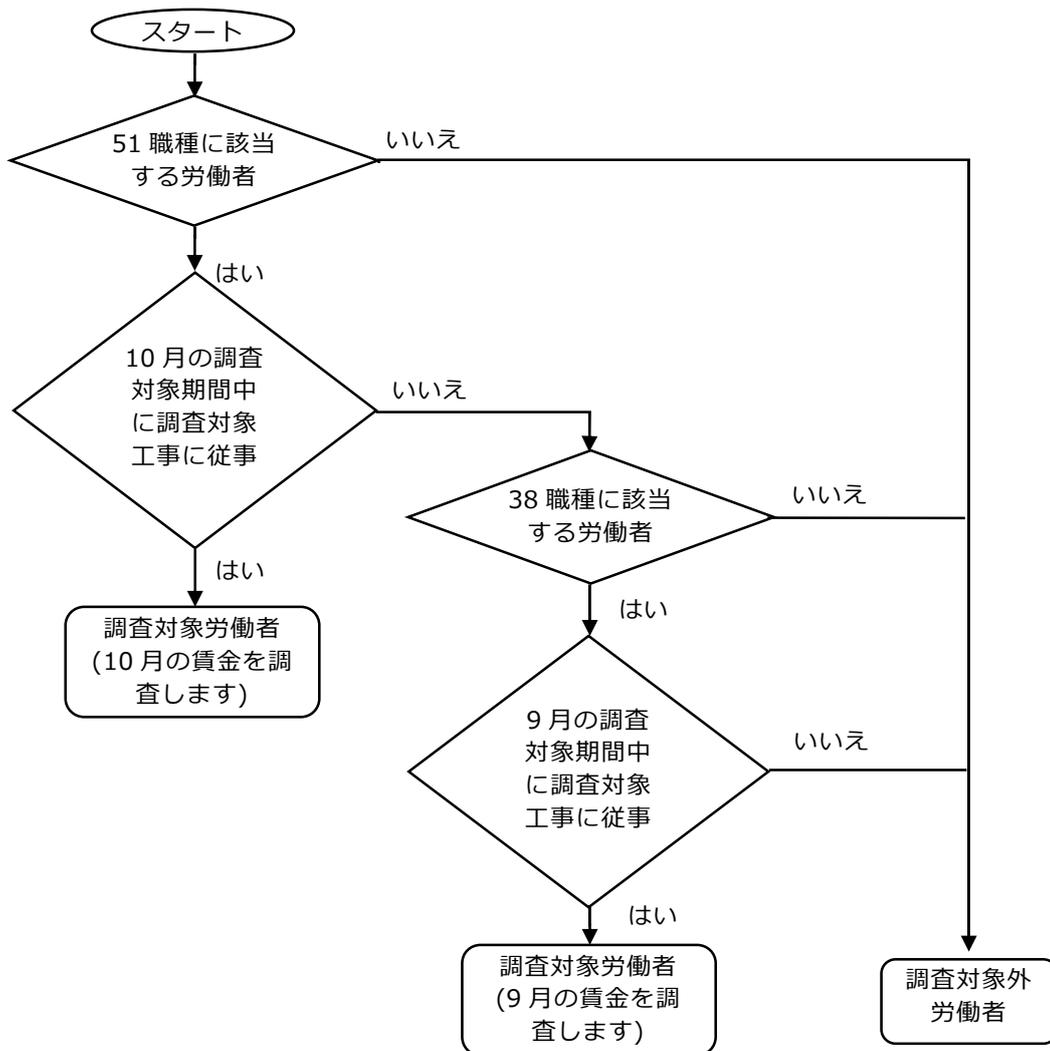


図-3-1 調査対象労働者の判断図

表-3-1 調査対象労働者と調査対象月

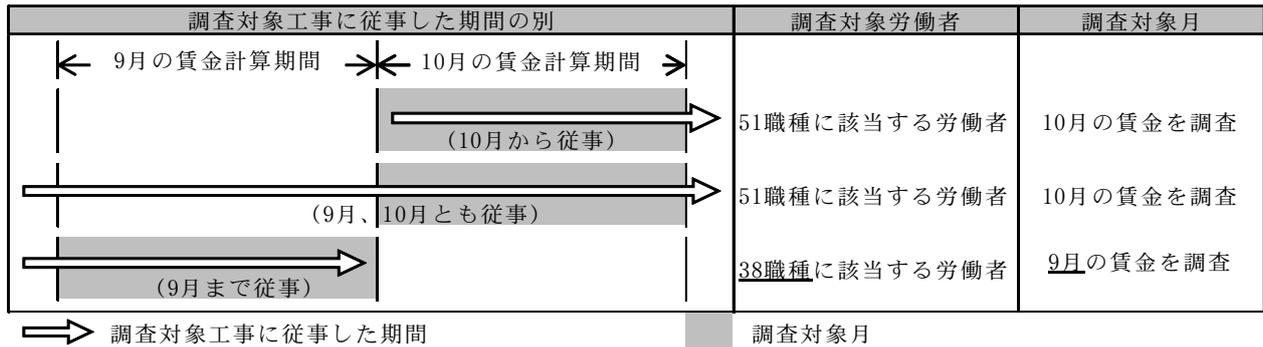


表-3-2 職種一覧

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	18	* さく岩工	35	* 左官
02	普通作業員	19	* トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	* トンネル作業員	37	* はつり工
04	* 造園工	21	* トンネル世話役	38	* 防水工
05	* 法面工	22	* 橋りょう特殊工	39	* 板金工
06	とび工	23	* 橋りょう塗装工	40	* タイル工
07	* 石工	24	* 橋りょう世話役	41	* サッシ工
08	* ブロック工	25	土木一般世話役	42	* 屋根ふき工
09	電工	26	* 高級船員	43	* 内装工
10	鉄筋工	27	* 普通船員	44	* ガラス工
11	* 鉄骨工	28	* 潜水土	45	* 建具工
12	* 塗装工	29	* 潜水連絡員	46	* ダクト工
13	* 溶接工	30	* 潜水送気員	47	* 保温工
14	運転手 (特殊)	31	* 山林砂防工	48	* 建築ブロック工
15	運転手 (一般)	32	* 軌道工	49	* 設備機械工
16	* 潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導警備員 A
17	* 潜かん世話役	34	* 大工	51	交通誘導警備員 B

※1 * は 38 職種を示す

※ 調査対象工事が除染工事の場合、環境省では、表-3-3 左のとおり建設労働者を区分していますが、それぞれ表-3-3 右の職種の定義に含まれますので、表-3-3 右の職種番号を使用してください。

表-3-3 除染工事の職種および公共工事設計労務単価での職種

除染工事での職種	読みかえる	本調査での職種
作業指揮者		2 5 土木一般世話役
特殊除染作業員		0 1 特殊作業員
普通除染作業員		0 2 普通作業員
運転手 (除染特殊)		1 4 運転手 (特殊)
運転手 (除染一般)		1 5 運転手 (一般)
樹木除染工		0 4 造園工
防水工 (除染)		3 8 防水工
とび工 (除染)		0 6 とび工
交通誘導警備員 A (除染)		5 0 交通誘導警備員 A
交通誘導警備員 B (除染)		5 1 交通誘導警備員 B

(2) 以下のいずれかに該当する労働者は調査の対象となりません。

	労働者	説明等
①	調査対象職種(51職種)に該当しない労働者	調査対象職種(51職種)に該当しない労働者 もしくは、10月の調査対象期間中に従事せず、9月に従事した労働者のうち、表-3-2の 38職種に該当しない労働者 ・調査対象職種(51職種)に該当するかどうかは、P24「6職種の分類」を参照の上、調査対象期間に 調査対象工事において個々の労働者が主に従事した作業内容で判断してください。 ・調査対象職種(51職種)に該当する場合は、賃金の多寡を問わず調査対象となります。
②	会社の役員	役員としての所得と労働者としての賃金が分離でき、かつ労働者としての賃金の水準が企業で雇用している同職種の他の労働者と特に変わらない場合に限り、労働者としての賃金部分が調査対象となります。
③	賃金と経費(材料費、機械経費、燃料代など)の分離ができない労働者	企業との雇用契約によらず、請負契約(経費込み)による労働者等、賃金を経費込みで受け取っている労働者は、賃金と経費の分離ができない場合、調査対象外となることがあります。
④	現場技術者	現場代理人、監理技術者、主任技術者(下請企業の主任技術者も含む)等
⑤	工事に直接携わらない労働者	事務員、営業員、給食担当者等(これらの職に専従する者が現場都合により作業員として従事した場合も対象外とする。)
⑥	オペレーター付きクレーンリースの運転手	—
⑦	アスベストの除去作業に従事している労働者	—
⑧	外国人研修生・技能実習生	—
⑨	見習い・手元等	見習い・手元等は原則として調査対象となりません。ただし、各職種の作業について補助的業務を主に実施した場合、技能の保有状況及び肉体的条件と作業内容に応じて「普通作業員」、「軽作業員」又は「トンネル作業員」に分類してください。
⑩	年金等受給に伴い日当たり賃金を調整している労働者	・老齢厚生年金(在職老齢年金)及び高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続給付金及び高年齢再就職給付金)を受給している方のうち、これらの受給にあたり、時給又は日給、月給を減らし、所属企業からの賃金月額を調整している場合は調査対象となりません。 ・年金等受給にあたり、労働日数又は労働時間数並びに時給又は日給、月給の両方を減らし、所属企業からの賃金月額を調整している場合も調査対象となりません。 ※上記の年金等を受給していても、賃金月額を調整していない場合、並びに労働日数又は労働時間数を減らし、賃金月額を調整している場合は調査対象となります。
⑪	本調査によらず、別途調査が行われている職種	例えば、設計業務や測量業務に従事する技術者、また、橋りょうや機械設備等の工場製作にかかわる労働者は、労務費調査ではなく、別の調査の対象です。



図-3-2 調査対象労働者と調査対象外労働者

4 調査対象期間

(1) 調査対象期間

調査対象期間は、調査対象月に調査対象企業で定めている賃金締切日のある賃金計算期間（1か月間）で、表-4-1 に示す賃金計算期間のいずれかになります。

なお、年間賞与等（臨時の給与）及び年間労働日数に関しては、調査対象期間となる賃金計算期間だけでなく、令和5年11月～令和6年10月までの賃金計算期間（合わせて1年間）についても、調査票への記入が必要となります。

表-4-1 調査対象となる賃金計算期間の範囲

調査対象月：10月					
賃金締切日	賃金計算期間	賃金締切日	賃金計算期間	賃金締切日	賃金計算期間
10月1日	9月2日～10月1日	10月11日	9月12日～10月11日	10月21日	9月22日～10月21日
10月2日	9月3日～10月2日	10月12日	9月13日～10月12日	10月22日	9月23日～10月22日
10月3日	9月4日～10月3日	10月13日	9月14日～10月13日	10月23日	9月24日～10月23日
10月4日	9月5日～10月4日	10月14日	9月15日～10月14日	10月24日	9月25日～10月24日
10月5日	9月6日～10月5日	10月15日	9月16日～10月15日	10月25日	9月26日～10月25日
10月6日	9月7日～10月6日	10月16日	9月17日～10月16日	10月26日	9月27日～10月26日
10月7日	9月8日～10月7日	10月17日	9月18日～10月17日	10月27日	9月28日～10月27日
10月8日	9月9日～10月8日	10月18日	9月19日～10月18日	10月28日	9月29日～10月28日
10月9日	9月10日～10月9日	10月19日	9月20日～10月19日	10月29日	9月30日～10月29日
10月10日	9月11日～10月10日	10月20日	9月21日～10月20日	10月30日	10月1日～10月30日
				10月31日	10月1日～10月31日
調査対象月：9月					
賃金締切日	賃金計算期間	賃金締切日	賃金計算期間	賃金締切日	賃金計算期間
9月1日	8月2日～9月1日	9月11日	8月12日～9月11日	9月21日	8月22日～9月21日
9月2日	8月3日～9月2日	9月12日	8月13日～9月12日	9月22日	8月23日～9月22日
9月3日	8月4日～9月3日	9月13日	8月14日～9月13日	9月23日	8月24日～9月23日
9月4日	8月5日～9月4日	9月14日	8月15日～9月14日	9月24日	8月25日～9月24日
9月5日	8月6日～9月5日	9月15日	8月16日～9月15日	9月25日	8月26日～9月25日
9月6日	8月7日～9月6日	9月16日	8月17日～9月16日	9月26日	8月27日～9月26日
9月7日	8月8日～9月7日	9月17日	8月18日～9月17日	9月27日	8月28日～9月27日
9月8日	8月9日～9月8日	9月18日	8月19日～9月18日	9月28日	8月29日～9月28日
9月9日	8月10日～9月9日	9月19日	8月20日～9月19日	9月29日	8月30日～9月29日
9月10日	8月11日～9月10日	9月20日	8月21日～9月20日	9月30日	8月31日～9月30日
					9月1日～9月30日

※ 調査対象月：9月の賃金計算期間は、調査対象月：10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事しなかった38職種の労働者のみが対象です。

(2) 調査対象工事との関係

調査対象期間の1か月間に、調査対象工事以外の工事（民間発注工事や調査対象工事でない公共工事）で得た賃金も含め、賃金計算期間全体（1か月間）の賃金、労働日数・時間等を表-4-2を参考にして、調査票に記入してください。

- ※ 調査対象期間内に調査対象工事に**1日でも従事したら**1か月分の賃金を記入します。
- ※ 賃金計算期間に調査対象工事に全く従事していない労働者は調査の対象になりません。
- ※ 企業で複数の調査対象工事に該当した場合は図-4-1を参照してください。
- ※ 調査対象工事に従事した期間の分のみを抜き出して記入したり、同一の労働者について複数の調査票に記入したりすることのないようにしてください。

表-4-2 就労工事の別と調査票に記入する賃金等

就労工事の別	調査票に記入する賃金及び労働日数・時間
<p>調査の対象となる「賃金計算期間」に、調査対象工事以外の工事にも就労していた労働者の場合</p>	<p style="text-align: right;">賃金締切日 →</p> <p style="text-align: center;">← 労務費調査の対象となる賃金計算期間（1か月間） →</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">民間発注工事 調査対象工事 調査対象以外の公共工事</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">調査対象工事の「調査票」及び「手当の内訳票」には、調査の対象となる「賃金計算期間全体（1か月間）」についての賃金及び労働日数・時間を記入する。</p> </div>
<p>調査の対象となる「賃金計算期間」に、複数の調査対象工事に就労していた労働者の場合</p>	<p style="text-align: right;">賃金締切日 →</p> <p style="text-align: center;">← 労務費調査の対象となる賃金計算期間（1か月間） →</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">民間発注工事 調査対象工事その1 調査対象工事その2</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">調査対象工事の内、就労期間の長い「調査対象工事その2」の「調査票」及び「手当の内訳票」に、調査の対象となる「賃金計算期間全体（1か月間）」についての賃金及び労働日数・時間を記入する。（「調査対象工事その1」の調査票には、記入しない。）</p> </div>

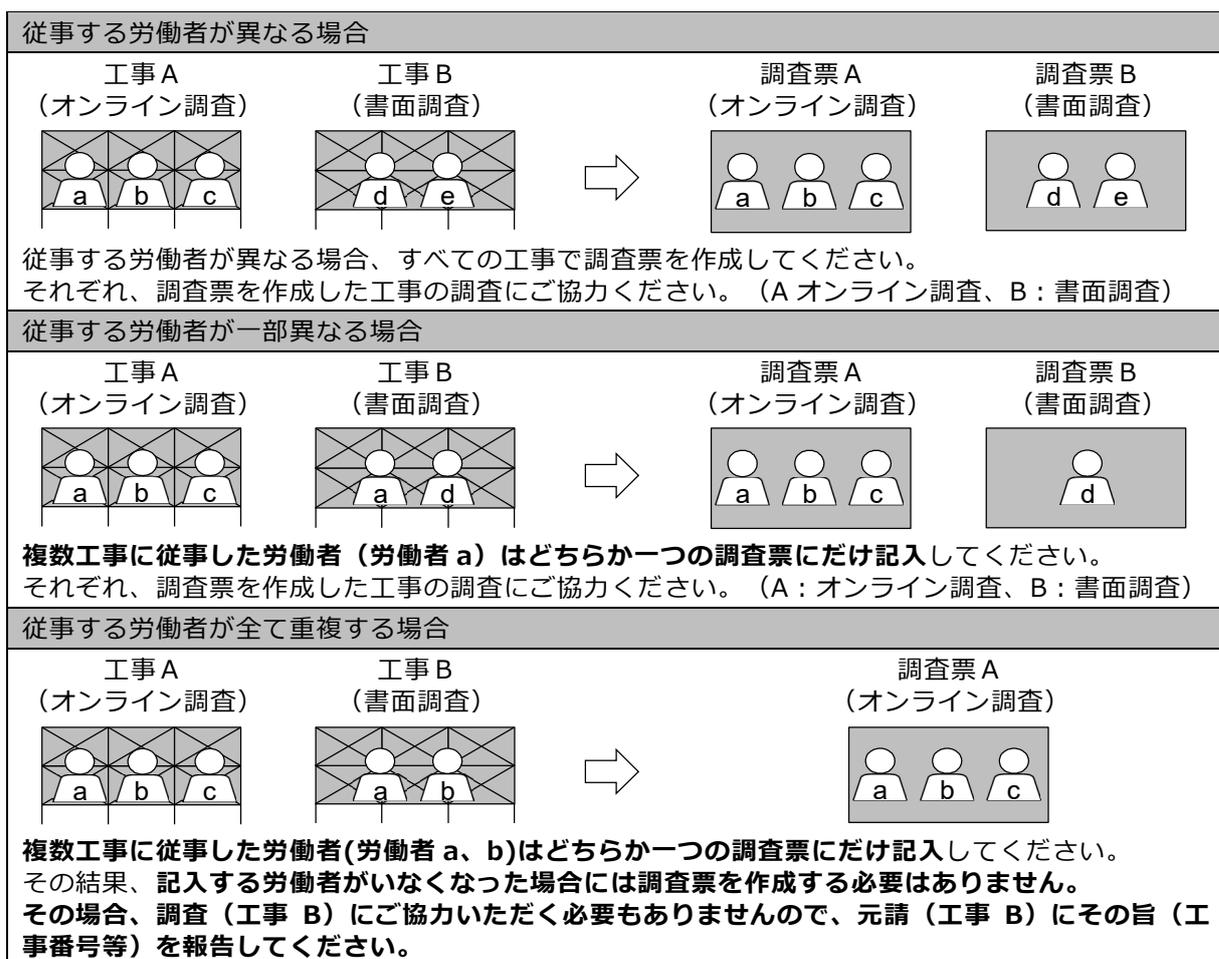


図-4-1 複数の調査対象工事に該当した場合の調査票の作成について

- ※ 複数工事に従事した労働者は、主に従事した調査対象工事の調査票に記入してください。
- ※ 従事する労働者が全て重複する場合は、片方の調査票にまとめて記入してください。
- ※ オンライン調査・書面調査双方を含む場合、図-4-1 の内容に沿って該当する調査票の調査にご協力いただくこととなりますが、オンライン調査の実施が難しい場合、書面調査または会場調査に変更することが可能ですので、送付された案内に沿ってご対応ください。

5 調査票・確認資料

(1) 提出していただく調査票（「9 調査票様式」参照）

	資料名	説明等
①	賃金調査票（様式－1）	必須
②	各種手当の内訳票（様式－2）	手当が支払われている方についてのみ提出
③	年計票（労働日数・臨時の給与）（様式－3）	<ul style="list-style-type: none"> ・過去1年間に臨時の給与が支払われていない、かつ有給休暇の取得義務の対象とならない労働者は記入する必要はありません。 ・上記に該当する労働者のみの場合、提出の必要はありません。 ※有給休暇の取得義務の対象者は以下2点をともに満たしている場合です。 <ul style="list-style-type: none"> ①雇入れの日から6ヶ月以上継続して雇われている ②全労働日数の8割以上を出勤している
④	補足調査票（様式－1－1）	必須

※ ①～④については、9月分と10月分の両方が調査対象で、9月と10月に従事した労働者が異なる場合は、月別に一部ずつ作成し、提出してください。

※ 「一人親方」も、同様の資料を提出してください。

(2) 提出していただく確認資料（書面調査：すべてコピーで提出、オンライン調査：電子データもしくは写しのPDFをシステムに登録してください。）

※確認資料については、返却を行わず破棄するため、書面調査の場合は必ずコピーを提出してください。オンライン調査で登録いただいた確認資料については、調査完了後、システムの使用ができなくなりますので、同時に資料も自動削除されます。

※「一人親方」は、P99「参考資料－6 一人親方について」の「1. 調査票・確認資料」も参照してください。

	資料名	説明等
①	就業規則、給与規定又は雇用契約書（雇入通知書、労働条件通知書も可） 変形労働労使間協定書（1ヶ月超単位の変形労働時間制の場合のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・所定労働日、休日及び所定労働時間、並びに支払い賃金の根拠となる資料です。（出来高給制についてはその根拠となる資料も必要です。） ・就業規則は労働基準監督署に届け出を行った最新のものを提出してください。 ・変形労働時間制を採用している場合は、労働基準監督署に届け出た労使間の協定書、貴社で取り決めた過去1年分の休日分かるカレンダーを提出してください。 ・雇用者（労働者）が10人未満の場合は、労働時間について定めている雇用契約書を提出してください。 <p style="text-align: center;">—————就業規則で提出を求める部分—————</p> 就業規則は以下の部分を抜粋してコピーを提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ○表紙（会社名が記載されている箇所） ○勤務（労働時間・休憩時間・休日分かる箇所） ○休暇（有給休暇分かる箇所） ○賃金（基本給、手当、割増賃金、給与の差引、実物給与、臨時の給与分かる箇所）

②	手当の支給に関する資料 (手当を払っていた場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 各種手当の内訳及び支給基準が明確となる資料で、同じ名称の手当でも企業によって内容が異なる場合が多いため、手当の内容及び支給基準を確認する資料です。
③	賃金台帳、賃金日計表 (調査月分)	<ul style="list-style-type: none"> 法定福利費控除額が確認できる資料。 過去1年間に臨時の給与(賞与等)を支給していた場合は、調査月分に加え、過去1年間における臨時の給与支払額が確認できる資料(支払月分)についても提出してください。 書面調査の送付期日が調査対象となる賃金計算期間の賃金支払日以前の場合は、前月の賃金台帳等により確認します。 出来高給の場合は、出来高の計算内容を記した資料も提出してください。
④	退職金の支給が確認できる資料(退職金の支給があった場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 所得税の納付資料等、退職金の支給額が確認できる資料。
⑤	作業日報(調査月分)	<ul style="list-style-type: none"> 従事した工事現場の別、作業内容等が確認できる資料。
⑥	出勤簿(過去1年分)、 年次有給休暇管理簿等	<ul style="list-style-type: none"> 日々の労働の有無や労働時間、有給休暇の取得状況、育児休業取得日数等、就労の実態を証明する資料。過去1年分を提出してください。ただし、過去1年間に臨時の給与(退職金を含む)が支払われていない労働者、かつ有給休暇の取得義務の対象でない労働者の場合は調査月分のみを提出してください。
⑦	健康保険・年金保険被保険者報酬月額算定基礎届もしくは同決定通知書	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険・年金保険に加入している場合のみ提出してください。 令和6年分の報酬月額算定基礎届もしくは同決定通知書を提出してください。
⑧	事業所の社会保険加入状況が確認できる資料(雇用保険・健康保険・厚生年金保険に加入している場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険被保険者資格取得届、同確認通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、同決定通知書 等事業所番号の確認ができる資料を提出してください。
⑨	免許証もしくは資格証等(免許等の資格保有を義務づけられている職種のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 次の職種の労働者については、免許証もしくは資格証等を提出してください。 ○電工：第一種または第二種電気工事士、認定電気工事従事者、特種電気工事資格者(P92 資格番号1~4) ○運転手(特殊)：大型特殊免許、労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了(P93 資格番号1、3) ○運転手(一般)：大型運転免許、中型運転免許もしくは普通運転免許(P93 資格番号2) ○潜水士：潜水士免許(P95 資格番号1) ○交通誘導警備員A・B：交通誘導警備業務に係る一級もしくは二級の検定合格証明書(P97 資格番号1、2)
⑩	見積書	<ul style="list-style-type: none"> 法定福利費の内訳明示状況の根拠となる資料です。 契約前の時点で最終的に元請負人に提出したものを提出してください。提出資料については原則、押印された原本のコピーとしますが、保存していない場合は、原本と同等の押印がない資料でも可能とします。

⑪	請負代金内訳書 (請負額における法定福利費の内訳がわかる資料であれば契約書や注文請書も可)	<ul style="list-style-type: none"> ・法定福利費の内訳明示状況の根拠となる資料です。 ・契約時点で元請負人に提出したものを提出してください。提出資料については原則、押印された原本のコピーとしますが、保存していない場合は、原本と同等の押印がない資料でも可能とします。
⑫	在留資格が確認できる資料 (外国人建設就労者又は特定技能外国人が調査対象に含まれる場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書(在留資格が記載されている場合のみ)、在留カードの写し、外国人材の受入報告書、外国人雇用状況届出等、外国人材の在留資格が確認できる資料
⑬	建設キャリアアップシステムに関する確認資料 (建設キャリアアップシステムに登録している場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設キャリアアップシステムへの登録と技能レベル・判定分野(レベル2・3・4の場合のみ)が確認できる資料です。 ○レベル1の場合：建設キャリアアップカードのコピー ○レベル2・3・4の場合：レベル判定結果通知書 <p>※レベル判定結果通知書の発行にあたっては能力評価実施団体にお問い合わせください。</p> <p>【CCUS ポータル】 能力評価制度について https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html</p> <p>※レベル判定を受けず登録基幹技能者資格によりゴールドカード(レベル4)を取得している場合は、建設キャリアアップカードのカラーコピーと登録基幹技能者講習修了証のコピーを提出してください。</p> <p>※レベル判定結果通知書のほか、CCUSの技能者画面における「技能レベルの詳細表示」の画面のうつしでも構いません。またその際、以下の3点が確認できるようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イニシャル ・判定分野 ・技能レベル <p>「技能レベルの詳細表示」の画面へは以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「CCUS」で検索してください。 > 建設キャリアアップシステムのトップページ > ログイン(ページ右上) > 技能者IDとパスワードを入力 > 310_閲覧(ページ左上) > 10_技能者情報 > レベル(色)(技能レベルの横)
⑭	一人親方に関する確認資料 (一人親方のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・P99「参考資料-6 一人親方について」に記載された資料
その他	提出資料の直前チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・P2「提出資料の直前チェックリスト」を活用して、必要資料が揃っているか確認の上、本資料もあわせて提出してください。
	対象企業名簿 施工体系図 (元請企業のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・元請企業は対象企業名簿を作成し、施工体系図とともに各発注機関等に事前提出してください。(P5「2 調査の手順」参照) ※提出先及び提出期限は他の提出資料と異なりますので、ご注意ください。

※表中の①～⑥の「過去1年」とは、調査月に関わらず、令和5年11月～令和6年10月です。

※表中の⑩、⑪の元請負人とは下請契約における注文者のことを指します。一次下請業者であれば元請業者、二次下請業者であれば一次下請業者に対して行った契約の書類を提出してください。

(3) 必要に応じて、後日提出していただく確認資料

電話による聞き取りの結果、必要な場合は次の書類のコピーを別途送付していただきます。

	資料名	説明等
①	給与支払報告書	—
②	源泉徴収票	—
③	元請企業が保管している作業日報	—
④	過去 6 か月の賃金台帳、賃金日計表	—
⑤	過去 6 か月の作業日報、出勤簿等	—
⑥	年金等の受給の証明書類	<p>・老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金）を受給している方については、必要に応じて、後日以下の資料を提出いただくことがあります。</p> <p>1) 老齢厚生年金（在職老齢年金）を受給している方 (ア) 「年金額改定通知書」の写し (イ) 「年金振込通知書」の写し ※ (ア)、(イ)の資料がない場合に限り、氏名・受給額・保険の種類が確認できる通帳の写しでも可とします。</p> <p>2) 高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金）を受給している方 (ア) 「受給資格確認通知書」の写し (イ) 「支給決定通知書」の写し</p>

(4) 確認資料の提出の注意点について

確認資料の提出の際には、P10「※ 書面調査にて資料を提出する際の確認事項」をご確認ください。提出の際に特に注意していただくのは以下の2点です。

- 1 確認資料の氏名をイニシャルに変更しているか（オンライン調査・書面調査共通）
- 2 確認資料をホチキス等で綴じ、右肩に①～⑭の資料番号を記載しているか（書面調査のみ）

ホチキス等で綴じる

資料番号を記載

③

1 番 (Z ・ J) の労働者

突き合わせ照合ができるよう、塗りつぶし後に労働者の番号とイニシャルを記載

6 職種の分類

職種の分類は、調査票を記入する元請企業、下請企業が、個々の労働者の技能及び作業内容を踏まえて判断して行うこととなります。

本調査の職種の定義・作業内容は、独自に定義して使用しているものであり、また、職種の分類は調査結果に大きく影響する項目ですので、以下の説明に従って慎重に判断してください。

(1) 職種の構成

職種の構成は、技能・技術の程度等に応じて、「世話役」－「一般技能労働者」－「作業員」に分類されるもの、及び世話役と一般技能労働者を区分しない「世話役・一般技能労働者」－「作業員」に分類されるもので構成しています（図-6-1 参照）。

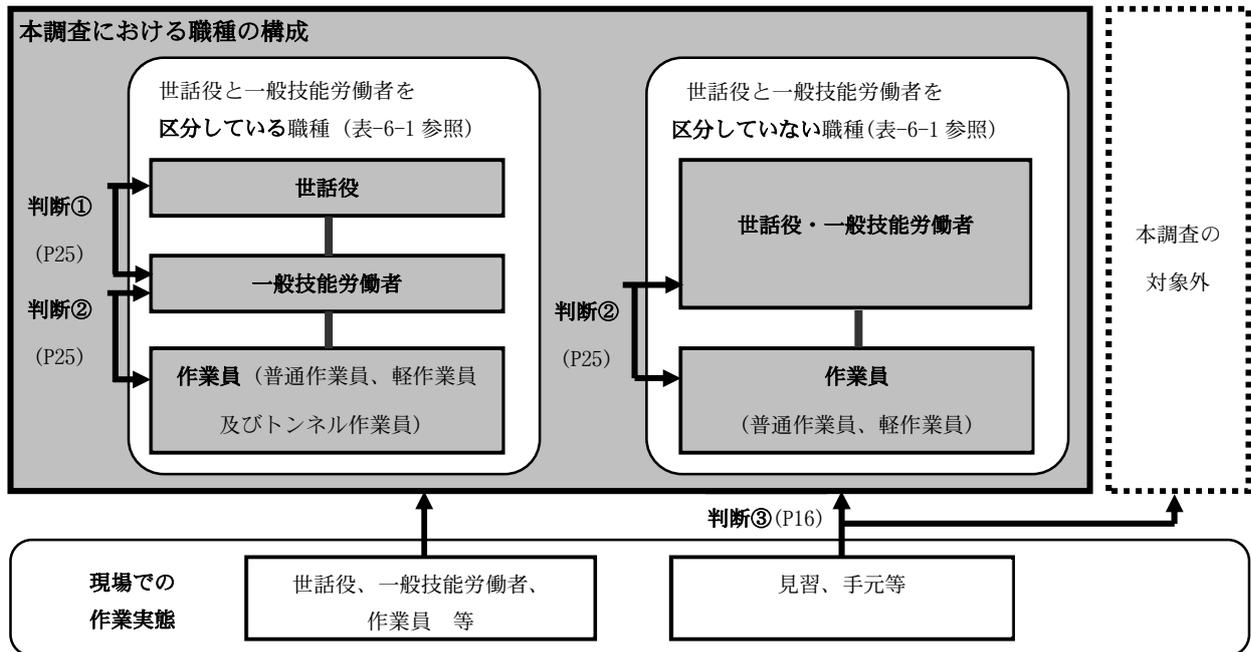


図-6-1 分類の考え方

(2) 職種の分類にあたっての注意点

職種の分類は、**本調査における職種の構成に分類することになるため、企業で使用している名称にとらわれず、P76「参考資料-3 調査対象職種の定義・作業内容」をよく読んで該当する職種を選んでください。**その際注意していただくのは、以下の点です。

- ① 調査対象職種（51 職種）に該当するか
 - ② 「世話役」が設けられている職種では、「世話役」と「一般技能労働者」のどちらに該当するか
 - ③ 「一般技能労働者」又は「世話役・一般技能労働者」と「作業員」のどちらに該当するか
 - ④ 見習、手元等に該当しないか（原則として調査の対象外となります。ただし、各職種の作業について補助的業務を主に実施した場合には、技能の保有状況及び肉体的条件と作業内容に応じて「普通作業員」、「軽作業員」又は「トンネル作業員」に分類してください。）
 - ⑤ 似かよった職種の分類の判断
 - ⑥ 外国人材の職種については、建設就労者や特定技能外国人の受入対象職種にとらわれず、P76「参考資料-3 調査対象職種の定義・作業内容」をよく読んで該当する職種を選んでください。
 - ⑦ 複数職種の作業を行っていた場合の分類の判断
- ※ 労務費調査上での職種が普段使用している名称と異なっても問題ありません。

(3) 「世話役」－「一般技能労働者」－「作業員」、「世話役・一般技能労働者」－「作業員」の分類(図-6-1の判断①と②)

項目	説明等
「世話役」	<p>「…について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの」等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「世話役」が設けられている職種(表-6-1参照)では、個々の労働者を「世話役」と「一般技能労働者」のどちらに分類するかの判断を、以下の基準に従って行ってください。 <p>1) 船員以外の職種の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般技能労働者等の作業分担及び作業内容の指示、指導、監督等の世話役業務にのみ従事する労働者の場合は、世話役に分類します。 一般技能労働者等の作業内容に該当する作業も自らが行うが、率いている班等に所属する一般技能労働者等についての世話役業務の方が重要である労働者の場合は、世話役に分類します。 世話役業務を日常的には行っていないか、行っているとしても労働時間の管理等に限られており、世話役業務の方が従となっている(例えば、自己の出来高の方が世話役業務より重要である)労働者の場合は、一般技能労働者等に分類します。 <p>2) 船員関係職種の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業船(土運船、台船等の雑船を除く。)における各部門の長または統括責任者(船長、機関長、操業長等の職名を標準とする。)の場合は、船員の「世話役」にあたる「高級船員」に分類し、それ以外の船員については、「普通船員」に分類します。
「一般技能労働者」又は「世話役・一般技能労働者」	<p>「…について相当程度の技能を有し、…について主体的業務を行うもの」等</p> <ul style="list-style-type: none"> 相当程度の技能を有する労働者を「02 普通作業員、03 軽作業員、20 トンネル作業員」に分類しないでください。
「作業員」	「各種作業についての補助的業務を行うもの」等

表-6-1 職種と「世話役」、「一般技能労働者」、「作業員」の対応関係

	土木関係職種	潜かん関係職種	橋りよう関係職種	建築専門関係職種	塗装関係職種	トンネル関係職種	港湾関係職種	潜水関係職種	交通誘導員
世話役	25 土木一般世話役	17 潜かん世話役	24 橋りよう世話役	34 大工 35 左官	12 塗装工 23 橋りよう塗装工	21 トンネル世話役	26 高級船員	28 潜水土 29 潜水連絡員 30 潜水送気員	50 交通誘導警備員 A 51 交通誘導警備員 B
一般技能労働者	01 特殊作業員 04 造園工 05 法面工 06 とび工 07 石工 08 ブロック工 09 電工 10 鉄筋工 11 鉄骨工	13 溶接工 14 運転手(特殊) 15 運転手(一般) 18 さく岩工 31 山林砂防工 32 軌道工 33 型わく工	22 橋りよう特殊工	36 配管工 37 はつり工 38 防水工 39 板金工 40 タイル工 41 サッシ工 42 屋根ふき工	43 内装工 44 ガラス工 45 建具工 46 ダクト工 47 保温工 48 建築ブロック工 49 設備機械工	19 トンネル特殊工	27 普通船員		
作業員	02 普通作業員 03 軽作業員					20 トンネル作業員			

(4) 複数職種の作業を行っていた労働者の分類

調査対象期間(1か月間)に複数職種の作業を行っていた労働者の場合は、原則として、**本来の技能(技能労働者と作業員を兼務した場合は技能労働者とする等)**や、**調査対象工事において主に従事したと認められる作業内容(従事した日数がより長い等)に基づき**、該当する職種を判断してください。ただし、P90「表3 職種分類の考え方」に示す職種の組合せの場合は分類が異なります。**調査対象職種の定義と作業内容については、P76「参考資料-3 調査対象職種の定義・作業内容」に記載しています。**

7 基準内手当・基準外手当の区分

(1) 公共工事の積算と公共工事設計労務単価

一般に労務関係費とされている費用には、賃金ではない経費も含まれています。また、賃金の中にも、所定労働時間内における各職種の建設労働者の通常の作業条件・内容の労働に対する部分と、時間外、休日及び深夜の割増賃金や特殊な作業条件・内容の労働に対する手当等の部分があります。

公共工事設計労務単価は、所定労働時間内 8 時間当りにおける各職種の通常の作業条件・内容の労働に対する賃金の部分（図-7-1 の二重線部分）のみで、他の労務関係費は積算時に別途計上（共通仮設費、現場管理費、割増賃金等）しています。

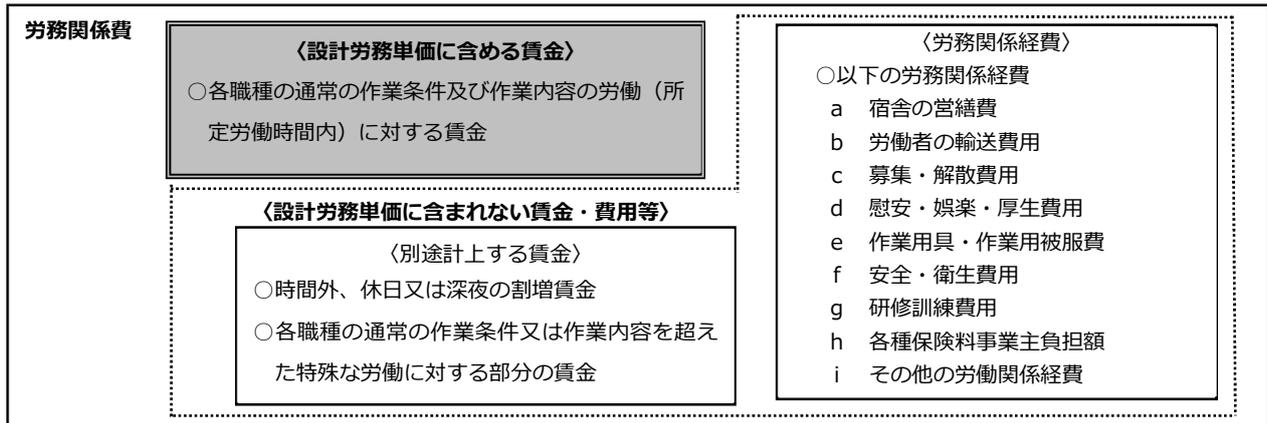
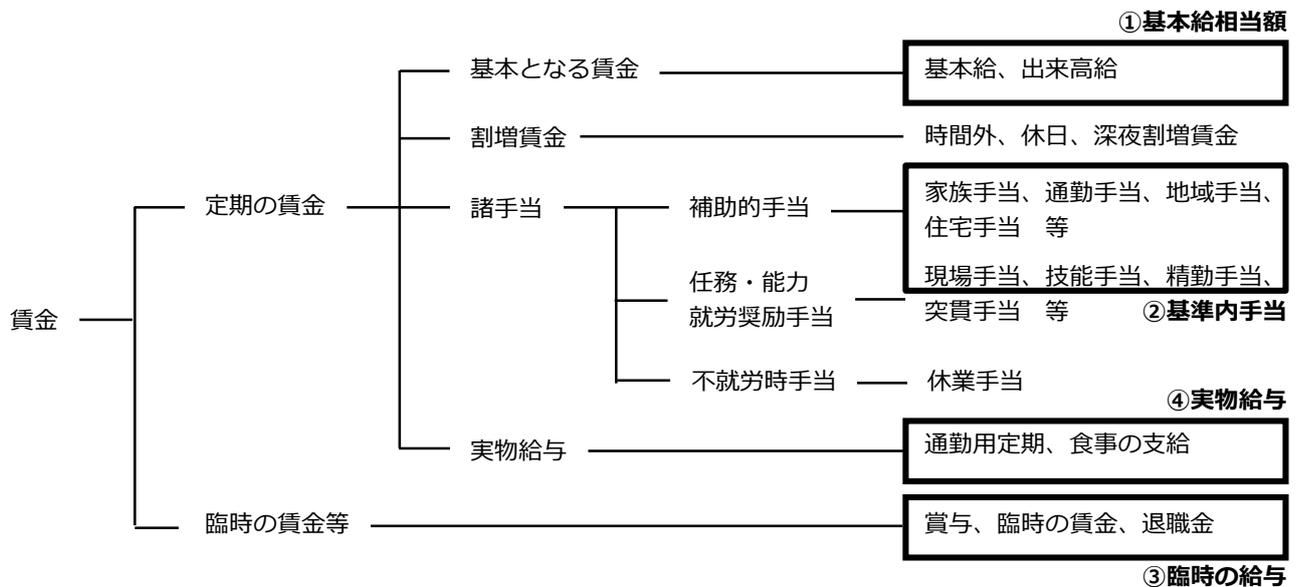


図-7-1 公共工事の積算における労務関係費

公共工事設計労務単価は、図-7-2 のとおり、所定労働時間内 8 時間当りの「①基本給相当額」及び「②基準内手当」、並びに労働日数 1 日当りの「③臨時の給与（賞与等）」及び「④実物給与（食事の支給等）」、の 4 つにより構成されています。



公共工事設計労務単価に含まれている範囲

図-7-2 公共工事設計労務単価の構成

(2) 基準内・基準外手当の判断

手当については、以下の例を参考に、名称のみでは判断せず、支給基準や支給実態等により基準内手当と基準外手当を判断してください（以下に示す手当の名称は一応の目安です）。

手当の内容から基準内手当・基準外手当を判断できる逆引きを国土交通省のHPに掲載していますので、活用してください。

① 特殊な労働に対する手当

各職種の労働者について、発注者が工事費積算の歩掛等において見込んでいる通常の作業条件または作業内容を超えた、特殊な労働に対して支払った手当。

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
休日手当	連続して休日労働した場合に支給される手当		○ ※1
坑内手当	坑内作業関係職種の労働者が坑内作業をした場合に支給される手当	○	
	坑内作業関係職種以外の労働者に支給される手当		○ ※1

※1 発注者が積算において見込んでいる通常の作業条件または作業内容を超えた特殊な労働に対する手当のため。

- 公共工事の工期は、雨天等の不稼働日及び休日等を考慮して設定してあるため、連続して休日労働した場合に支給されるような突貫手当は発注者が見込んでいない特殊な労働に対する手当であり、基準外手当となります。
- 職種によって「特殊な労働」の定義が異なるため、例えば、坑内で作業した場合に支給される坑内手当は、トンネル特殊工等の坑内作業職種の労働者にとっては基準内手当であり、それ以外の職種の労働者にとっては基準外手当となります。

② 時間外、休日又は深夜の労働に対する割増賃金として支給される手当

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
代替手当	時間外、休日又は深夜の労働に対する割増賃金の代替として支給される手当		○ ※2
みなし残業手当	時間外、休日又は深夜の労働に対する割増賃金として支給される手当		○ ※2
	時間外、休日又は深夜の労働に対する割増賃金として支給される手当ではなく、基本給を補填する性質をもつ手当	○	

※2 時間外、休日又は深夜の労働に対する割増賃金は、積算時に作業条件に応じて別途計上するため。

- 時間外、休日又は深夜の労働に対する割増賃金として支給される手当については、様式-1-1 基準外手当に記入してください。

③ 休業手当

労働者を休業させた場合に支払った手当。（**ただし、悪天候等の不可抗力による休業および週休2日の導入等に伴う休業に対する手当は基準内手当となります**）

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
休業手当	悪天候や発注者の工事中止命令等の不可抗力による休業に対して支給される手当	○	
	仕事が無いために労働者を休業させた場合に支給される手当		○ ※3
	週休2日の導入等の休日拡大に伴う休業（労働日数の減少）に対して支給される手当	○	

※3 工事に従事していない期間に支給されるものであり、工事費積算に含まれないため。

- 有給休暇手当を支給している場合は、④有給休暇手当の説明に従い記入してください。（休業手当欄には記載しないでください。）

④ 有給休暇手当

日給制または出来高給制の労働者が有給休暇を取得した場合に支払った手当。

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
有給休暇手当	日給制または出来高給制の労働者が有給休暇を取った場合に支給される手当 ※調査票では、手当の欄でなく、基本給または出来高給の欄に加算して記入してください。	(基本給又は出来高給として加算してください)	-

- 日給制または出来高給制の労働者が有給休暇を取った場合に支給された有給休暇手当は、基準内手当となります。調査票記入上は、手当の欄ではなく、基本給または出来高給の欄に加算して記入してください。

⑤ 本来は経費にあたる手当

労働者個人持ちの工具・車両の損料、労働者個人が負担した旅費等、本来は賃金ではなく、経費の負担に該当する手当。

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
工具手当	潜水士の個人持ち潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料として支給される手当	○	
	労働者個人持ちの工具損料として支給される手当		○ ※4
車両手当	労働者個人持ちのダンプ等の車両損料・燃料費等として支給される手当		○ ※5
遠隔旅費手当	遠隔地の工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁にあたる手当		○ ※4
運転手当 (送迎車運転手当)	労働者の送迎用車両の運転に対する運転手当		○ ※4
赴任等手当	労働者の赴任、帰省等に対して支給される手当(一時金)		○ ※4
研修手当	労働者の技能向上のために行われる研修期間の日当保証、研修参加への奨励に対して支給される手当		○ ※4
携帯電話手当	業務連絡のための携帯電話の通話料に対して支給される手当		○ ※4

※4 積算においては現場管理費等に含まれるため。

※5 積算においては機械経費に含まれるため。

- 工事費の積算では、設計労務単価に含めている潜水士の個人持ち潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を除き、作業に必要な工具損料は、経費として諸雑費（間接工事費内の現場管理費）の中に計上されています。**したがって、労働者個人持ちの工具損料として支給されている工具手当は基準外となります。
- 同様に、工事の実施に必要な機械の損料や燃料費等についても、機械経費として計上しているため、労働者個人持ちのダンプ等の車両損料等として支給されている車両手当は、基準外となります。
- また、遠隔地の工事等で労働者個人が立替払いした旅費の弁済に当たる手当は、工事費の積算では現場管理費等に含まれているため、基準外となります。

⑥ その他の手当

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
現場手当	現場作業に対して支給される手当	○	
技能手当	労働者の作業の熟練度（能力）等に応じて支給される手当	○	
役付手当	勤続年数、作業の熟練度等に応じ、主任、係長といった役職に対して支給される手当	○	
	「世話役」が設けられていない職種に該当する労働者に支給される手当	○	
	「世話役」が設けられている職種で、「世話役」に該当する労働者に支給される手当	○	
	「世話役」が設けられている職種で、「一般技能労働者」に該当する労働者が世話役業務を行った場合に、その業務量（日数・時間等）に関係なく一定額支給される手当	○	
	「世話役」が設けられている職種で、「一般技能労働者」に該当する労働者が世話役業務を行った場合に、その業務量（日数・時間等）に応じて支給される手当		○ ※6
資格手当	職種の作業を行うのに必要な資格に対して支給される手当	○	
	職種の作業を行うのに必要でない資格であるが、資格が必要な業務を行った場合に、その業務量（日数・時間等）に関係なく一定額支給される手当	○	
	職種の業務を行うのに必要でない資格であるが、資格が必要な業務を行った場合に、その業務量（日数・時間等）に応じて支給される手当		○ ※6
運転手当	職種の業務を行うのに必要な車両、機械等の運転・操作・管理に対して支給される手当	○	
	職種の業務を行うのに必要でない車両、機械等の運転・操作・管理を行った場合に、その業務量（日数・時間等）に関係なく一定額支給される手当	○	
	職種の業務を行うのに必要でない車両、機械等の運転・操作・管理を行った場合に、その業務量（日数・時間等）に応じて支給される手当		○ ※6
精勤手当	1ヶ月以内の所定労働時間内の勤務成績の査定等により支給される手当	○	
	時間外、休日または深夜の勤務成績の査定等により支給される手当		○ ※7
	1ヶ月を越える期間の勤務成績の査定等によって支給される手当 ※調査票では、手当の欄でなく、臨時の給与として様式-3に記入してください。	(臨時の給与として加算してください)	-
家族手当	扶養している家族の有る労働者に支給される手当	○	
通勤手当	労働者の住居から、会社（事務所）または現場までの交通機関等の実際費用に応じて支給される手当	○	
	会社（事務所）から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実際費用に応じて支給される手当		○ ※8
住宅手当	労働者が居住している住居の種類（借家、持ち家の別）や実際費用等に応じて支給される手当	○	
単身赴任手当	単身赴任期間中に継続して支給される手当	○	
都市手当	一般に賃金水準の高い都市部での就労に対して支給される手当	○	
へき地手当	へき地での就労期間中に継続して支給される手当	○	
所得税等補助手当	法令により労働者が負担すべき所得税等（雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料等を含む）に対する補助として支給される手当（就業規則、雇用契約書等に支給条件が明記されている場合）	○	
除染手当	除染特別地域内で労働者が除染作業をした場合に支給される手当		○ ※6
インフレ手当	急激な物価上昇（インフレ）を背景に、従業員の生活支援を目的として支給される手当 ※名称及び支給方法は企業により異なります。月額手当については様式-2の手当の欄に記載ください。一時金については様式-2の手当の欄でなく、臨時の給与として様式-3に記入してください。	○	

※6 発注者が積算において見込んでいる通常の作業条件または作業内容を越えた特殊な労働に対する手当のため

※7 時間外、休日又は深夜の労働に対する割増賃金は、積算時に作業条件に応じて別途計上するため。

※8 積算においては現場管理費等に含まれるため。

8 補足調査

本年度は、補足調査として次に示す10項目について確認させていただきます（P59～P62に記入例があり、本章と同じ内容の説明が記載してあります）。

(1) 資格の取得状況

P92「参考資料－4 職種別資格及び検定表」に示す資格について、**様式－1「職種番号」欄に記入した職種に対応する資格のうち、取得している資格がある場合**には、その番号を「様式－1－1 補足調査票」の「資格の取得状況」欄に最大7つまで記入してください。

該当する資格がない場合は、「資格の取得状況」欄の一番左端にのみ「0」を記入してください。

同一資格で複数の級を保有する労働者は、**最上位級のみ**記入してください（〇〇技能士1級と2級を保有している場合は1級の番号のみ記入）。

(2) 複数職種の作業を行っていた労働者の兼務状況

令和3年度から現在までの期間に複数職種の作業を行っていた労働者は、「様式－1－1 補足調査票」の「複数職種の兼務状況」欄に、**様式－1「職種番号」欄に記入した職種「以外」**で作業を行っていた職種番号を最大5つまで記入してください。

複数職種の作業を行っていない場合は「複数職種の兼務状況」欄の一番左端に「00」を記入してください。

兼務職種が6つ以上ある場合は、P59の職種番号のうち、*印の38職種を優先して記入してください。

(3) 建設業（交通誘導警備員の場合は警備業）の他の仕事の従事状況

令和5年度から現在までの期間に建設業（交通誘導警備員の場合は警備業）の他の仕事に従事していた労働者は、「様式－1－1 補足調査票」の「兼業状況」欄に、**従事していた仕事の産業のコード番号**を記入してください。

建設業の他の仕事には従事していない場合は「兼業状況」欄に「0」を記入してください。

兼業している仕事の産業が2つ以上ある場合は、最も多くの収入を得ている産業のコード番号を次表に従い記入してください。

建設業の他の仕事の従事状況	他の仕事の産業	コード番号
建設業の他の仕事には従事していない	－	0
建設業の他の仕事にも従事している (ある時期だけしている場合も含む)	農業	1
	林業	2
	漁業	3
	製造業	4
	運輸業	5
	卸売・小売業	6
	不動産業	7
	サービス業	8
	上記以外	9

※交通誘導警備員の場合は、「建設業」を「警備業」に読み替えてください。

(4) 就業地域

様式－1「職種番号」欄に記入した職種について、**令和3年度から現在までの期間**の就労範囲を、下記、①、②に従い「様式－1－1 補足調査票」の「就労範囲の状況」欄に記入してください。

- ① 事業所所在地の欄には、調査対象の労働者それぞれについて、所属する事業所のある都道府県の県番号 01～47 のいずれかを記入してください。（P60 参照。建設業許可番号にかかわらず、北海道は 01 としてください。）
- ② その他の就労範囲の欄には、次表に従い記入してください。

就労範囲	記入数字
事業所所在地県内のみで就労する	欄の一番左に「00」を記入してください。
事業所所在地県の隣接県および近隣県で就労する	事業所所在地県を含めずに、県番号 01～47 を最大 4 つまで記入してください。（P60 参照。建設業許可番号にかかわらず、北海道は 01 としてください。）
地方ブロック単位で展開し、就労する	以下のブロック番号を最大 4 つまで記入してください。 東北…52、関東…53、北陸…54、中部…55、 近畿…56、中国…57、四国…58、九州…59 ※北海道、沖縄については、県番号と同じ 01 または 47 を記入してください。 ※事業所所在地が北海道又は沖縄の場合は、当該県番号の記入は必要ありません。
全国に展開し、就労する	「60」のみ記入してください。

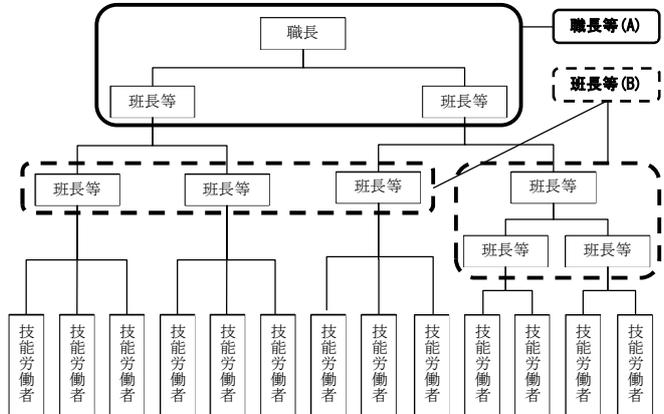
※ 記入欄に限りがありますので、地方ブロック番号を優先して記入してください。

(5) 調査対象工事の現場での職階

調査対象の労働者それぞれについて、調査対象工事の現場での職階を下記に従い「様式－1－1 補足調査票」の「職階」欄に記入してください。

職階	記入数字
職長等 (A) : 職長及び職長の直近下位に配置され複数の班を束ねる者	「1」
班長等 (B) : 職長等 (A) 以外の者であって、複数の班や技能労働者を束ねる者	「2」
上記以外の技能者、作業員	「3」

※必ずしも職長が元請企業のみ、班長等が下請企業のみというわけではありません。現場での体制と照らして記入してください。



(6) 建設キャリアアップシステム (CCUS) による能力評価

調査対象の労働者それぞれについて、下記①、②に従い記入してください。

- ① 判定分野の欄には能力評価制度のレベル判定を行った分野を次表に従い記入してください。建設キャリアアップシステムに登録しており、レベル判定を受けていない場合は、今後レベル判定を受ける見込みのある判定分野を記入してください。建設キャリアアップシステムに登録していない、もしくは今後レベル判定を受ける見込みのある判定分野がない場合は 00 を記入してください。

番号	判定分野	番号	判定分野	番号	判定分野	番号	判定分野	番号	判定分野
01	電気工事	02	橋梁	03	造園	04	コンクリート圧送	05	防水施工
06	トンネル	07	建設塗装	08	左官	09	機械土工	10	海上起重
11	PC	12	鉄筋	13	圧接	14	型枠	15	配管
16	とび	17	切断穿孔	18	内装仕上	19	サッシ・カーテンウォール	20	エクステリア
21	建築板金	22	外壁仕上	23	ダクト	24	保温保冷	25	グラウト
26	冷凍空調	27	運動施設	28	基礎ぐい工事	29	タイル張り	30	道路標識・路面標示
31	消防施設	32	建築大工	33	硝子工事	34	ALC	35	土工
36	ウレタン断熱	37	発破・破砕	38	建築測量	39	圧入	40	さく井
41	解体	42	計装工事						

※判定分野は令和6年6月末時点で42分野以外にありません。

- ② レベルの欄には、調査対象の労働者それぞれについて、能力評価制度によるレベル判定を受けている場合は技能レベル2~4、建設キャリアアップシステムに登録しており、レベル判定を受けていない場合は1、建設キャリアアップシステムに登録していない場合は0を記入してください。

(7) 民間発注工事の就労日数

調査対象の労働者それぞれについて、「労働日数」の「所定内」の欄に記入した労働日数のうち、民間発注工事に従事した労働日数について記入してください。1日のうち、異なる複数の工事に従事した場合、主に従事した工事を1日としてカウントしてください。

現場作業以外（事務所作業・工場作業等）の従事日数はカウントしないでください。

「民間発注工事」には独立行政法人、特殊会社（高速道路株式会社、国際空港株式会社等）、JRグループ7社、関連公社（住宅公社、日本下水道事業団等）等は該当しません。また、個人発注の工事及び工事以外の交通誘導業務等を含みます。

(8) 基準内手当(賃金台帳に記載のない手当)

調査対象の労働者それぞれについて、基準内手当であるものの、賃金台帳に記載のない手当の額を記入してください。記入にあたっては、「賃金計算期間（1か月）」において支給した金額（日額の手当の場合は、「賃金計算期間（1か月）」の合計額）を記入してください。

※近年、適正な賃金を技能労働者へ行き渡らせるために、元請企業より下請企業を通さず、技能労働者に対して直接、技能レベルに応じた手当(優良技能労働者手当、優良職長手当等)を支払っている事例があり、このような手当等の受け取り実態の把握のため、本項目を追加しております。

※賃金台帳に記載のない手当については、様式-2への記入はしないようにしてください。

(9) 基準外手当

調査対象の労働者それぞれについて、調査の対象となる「賃金計算期間（1か月）」において支給した基準外手当の額（日額の手当の場合は、「賃金計算期間（1か月）」の合計額）を記入してください。

① 時間外勤務手当（休日勤務手当、深夜勤務手当を含む）

所定時間外、休日、深夜の割増賃金として支払った手当の額を記入してください。

② 休業手当

仕事が無いために労働者を休業させた場合に支払った手当（悪天候や発注者の工事中止命令等の不可抗力による休業および週休2日の導入等の休日拡大に伴う休業に対して支給される手当は、基準内手当のため除くこと。）の額を記入してください。

③ その他

以下の1)及び2)の手当の合計額を記入してください。

1) 特殊な労働に対する手当：各職種の労働者について、通常の作業条件又は作業内容を超えた、特殊な労働に対して支払った手当

2) 本来は経費に当たる手当：労働者個人持ちの工具・車両の損料、労働者個人が負担した旅費等、本来は賃金ではなく、経費の負担に当たる手当

(10) 退職金

調査の対象となる「賃金計算期間（1 か月）」を含む過去1年間（令和5年11月～令和6年10月）について、退職金を受給している場合はその額を記入してください。なお、建設業退職金共済制度による給付は対象外です。

様式－2 公共事業労務費調査・各種手当内訳票 【令和6年10月調査】

<様式－2>

※ 発注機関名称	
※ 工事番号	

この内訳票は、調査票様式－1に記入していただく「A 割増の対象としている基準内手当(a)」、「B 割増の対象としていない基準内手当(b)」の基礎資料となるものです。
調査対象労働者のそれぞれについて、調査対象期間に支給した各種の手当毎の内訳を記入し、各労働者について集計したものを、調査票様式－1の該当欄に転記してください。

割増対象の別 手当の番号 手当の名称 日額・月額 インフレ手当(月額) 基準内・外の別			A 割増の対象としている手当									
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
番号	イニシャル	番号	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外
1		1										
2		2										
3		3										
4		4										
5		5										
6		6										
7		7										
8		8										
9		9										
0		10										
1		11										
2		12										
3		13										
4		14										
5		15										
6		16										
7		17										
8		18										
9		19										
0		20										

※ 備 考

- (注)
1. ※ 印欄は、発注機関の調査員が記入する欄ですので、記入する必要はありません。
 2. 手当の種類が多くて記入欄が足りない場合は、欄を2つに区切って記入してください。(日額・月額の別及び基準内・外の)
 3. 日額の手当で、休日の労働に対する支給額が含まれていた場合は、休日の労働に対する支給額を除いた額を、() 書
 4. いわゆる残業代などの時間外や深夜・休日労働の賃金は、様式1-1の「時間外・休日・深夜勤務手当」欄に記入してください。
 5. 随時の給与に該当する手当は、本票には記入せず、「様式-3臨時の給与年計票」の方に記入してください。
 6. 休業手当はP27「(2)基準内・基準外手当の判断 ③休業手当」の説明に従い、様式-2または様式-1-1に記入してください。
 7. 本調査は、公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料とするために実施するものであり、上記及びその理解の
 8. 本調査の目的をよくご理解していただいた上で、ご記入をお願いします。

様式－3 公共事業労務費調査・年計票(労働日数・臨時の給与) 【令和6年10月調査】

<様式－3>

※ 発注機関名称	
※ 工事番号	

この年計票は、調査票様式－1に記入していただく「年間労働日数」及び「臨時の給与」の基礎資料となるものです。調査対象労働者のそれぞれについて、調査対象期間を含む過去1年間の月毎の「労働日数」及び「臨時の給与」を記入し、各労働者について集計したものを、調査票様式－1の該当欄に転記してください。
 臨時の給与が支払われた労働者、または有給休暇の取得義務の対象となる労働者について記入してください。
 (様式－1の番号に合わせて(臨時の給与の支給のない労働者の欄をツメずに)記入してください)
 9月の賃金調査対象者についても、給与年計票は令和5年11月～令和6年10月の期間で作成してください。

種別	年	月	会社の所定労働日の 日数(日)	番号	労働日数(日)																		
					令和5年		令和6年																
					11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月								
番号	イニシャル	番号																					
1		1																					
2		2																					
3		3																					
4		4																					
5		5																					
6		6																					
7		7																					
8		8																					
9		9																					
10		10																					
11		11																					
12		12																					
13		13																					
14		14																					
15		15																					
16		16																					
17		17																					
18		18																					
19		19																					
20		20																					

※ 備 考

- (注)
- ※ 印欄は、発注機関の調査員が記入する欄ですので、記入する必要はありません。
 - 各労働者の労働日数は、有給休暇日及び休日の労働日数を除いて記入してください。
 - 労働日数の記入に当たっては、1時間でも労働した日は1日とカウントし、1日単位(整数)で記入してください。また、所定労働日で1日
 - 本調査は、公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料とするために実施するものであり、上記及びその理解の促進以外の目
 - 本調査の目的をよくご理解していただいた上で、ご記入をお願いします。

様式－１－１ 公共事業労務費調査・補足調査 【令和6年10月調査】

<様式－１－１>

※ 発注機関名称	
※ 工事番号	

番号	イニシャル	番号	様式 －1の 職種 番号	資格の取得状況 (様式－1の職種に対応する 資格)を左詰めで記入	複数職種の兼務状況 (様式－1の職種 以外 の兼務があれば、 その職種番号を最大5職種まで記入)	兼業 状況	就労範囲の状況	
							事業所 所在地	その他の就労範囲
：	：	：	：	175、176、177、178、179、180、181	182、183、184、185、186、187、188、189、190、191	192	193、194、195、196、197、198、199、200	
1		1						
2		2						
3		3						
4		4						
5		5						
6		6						
7		7						
8		8						
9		9						
10		0						
11		1						
12		2						
13		3						
14		4						
15		5						
16		6						
17		7						
18		8						
19		9						
20		0						

※ 備 考

- (注)
1. ※ 印欄は、発注機関の調査員が記入する欄ですので、記入する必要はありません。
 2. 休業手当はP27「(2)基準内・基準外手当の判断 ③休業手当」の説明に従い、様式-2または様式-3を参照してください。
 3. 本調査は、公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料とするために実施するものであり、本調査の目的をよくご理解していただいた上で、ご記入をお願いします。

10 調査票の記入例

調査票は、様式－1、様式－2、様式－3、様式－1－1の4種類です。

この章では、各票の記入例をそれぞれ示し、各欄に記入すべき事項の説明をしています。記入例は、以下の9つです。

(1) 賃金調査票（様式－1）

記入例1－1 一般項目①

記入例1－2 一般項目②

記入例1－3 労働日数、労働時間数

記入例1－4 基本日額、基本給・出来高給、手当の額

記入例1－5 臨時の給与、実物給与、法定福利費控除額

(2) 各種手当内訳票（様式－2）

記入例2－1

(3) 年計票（労働日数・臨時の給与）（様式－3）

記入例3－1

(4) 補足調査票（様式－1－1）

記入例4－1

記入例4－2

(5) 記入例の解説

① 日給制の場合（日給一郎（NI）：特殊作業員）

所定内労働時間8時間、4週8休制（祝日除く）で、有給休暇を1日取得しているため、所定内労働日数は19日、所定内労働時間数は19日×8時間＝152時間となります。

② 月給制の場合（月給二郎（GJ）：運転手（特殊））

月給制のため、基本日額は「－」（横線）、基本給の欄のみに記入してください。

③ 出来高給制の場合（出来高三郎（DS）：トンネル特殊工）

基本日額、基本給は「－」（横線）、出来高給の欄のみ記入してください。臨時の給与がないため、賞与等の臨時の給与には「0」（ゼロ）を記入してください。同様に「A割増の対象としている手当」欄は「0」（ゼロ）となります。

④ 変形労働時間制（年単位）の場合（変形年四郎（HS）：鉄筋工）

所定内労働時間数の欄には当月の時間の上に（ ）書きで変形労働期間内の平均の月労働時間数（協定書記載の年間の労働時間／12か月）を記入してください（但し、月給制の労働者のみ）。

⑤ 変形労働時間制（月単位）の場合（変形月五郎（HG）：電工）

所定内労働時間数の欄には当月の時間の上に（ ）書きで変形労働期間内の平均の月労働時間数を記入する必要はありません。

○記入上の注意

- ・「※」印の付いている欄を除き、全て記入してください。
- ・記入する数値の単位は、項目ごとに以下のとおりとなっています。
 - ①日数
調査票の「労働日数」及び「年間労働日数」欄、並びに臨時の給与年計票の「労働日数」欄は「日」単位で記入してください。
 - ②時間数
調査票の「労働時間数」及び「有給休暇時間数」欄は「時間」単位で記入してください（時間数は小数点以下第1位まで記入してください）。
 - ③金額
全て「1円」単位で記入してください。
- ・保険料率については、毎年変更になるため、参考明示としています。毎年、全国健康保険協会から公表される保険料率に基づいて適切に算出してください。

様式-1 公共事業労務費調査・賃金調査票
【令和6年10月調】

調査対象月	10月
賃金計算期間	9月21日から 10月20日まで
上記期間の賃金支払日	10月23日

元請・下請の別	0:元請 1~9:1~9次下請	1 2
---------	--------------------	--------

○「調査対象月」
調査対象月を記入してください。
※10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事していた場合、10月が調査対象月となるため、「10月」と記入してください。
また、10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事せず、9月の調査対象期間中に調査対象工事に従事し、かつP48の表「職種番号」のうち、*印の38職種に該当する建設労働者は、9月が調査対象月となるため、「9月」と記入してください。
なお、9月分と10月分の調査票（様式-1、2、3、1-1）はそれぞれ分けて作成してください。

○「賃金計算期間」
会社が定めている賃金計算期間（始まりの月日と終わりの月日）を下表①「調査対象月」「賃金計算期間」に従って記入してください。

○「上記期間の賃金支払日」
記入した調査の対象となる「賃金計算期間」について、会社が定めている賃金支払日（月日）を記入してください。
(注)
1. 賃金支払日が1か月に2回以上あった場合は、その最初と最後の月日を2段書きで記入して下さい。
2. 週払いの場合は、1か月の所定労働日数に換算して扱ってください。
3. 月給者と日給者で支払日が異なる場合は、2段書きで記入してください。

工事名	
工事請負者名(元請)	〇
賃金支払事業主	〇
名称	村
住所	〒
TEL	0
調査票作成者氏名	
賃金支払事業主建設業許可番号	

番号	イニシャル	番号	元請・下請の別	労働時間 時間外 百十時
1	NI (日給制の場合)	45 46 47	0 1次下請 → 「1」 2次下請 → 「2」 3次下請 → 「3」 ・ ・ 8次下請 → 「8」 9次下請以降 → 「9」	1 5
2	GJ (月給制の場合)	2	・ ・	1 0
3	DS (出来高給制の場合)	3	一人親方は、請負契約を結んだ企業の下請として、次数を記入してください。 例) 二次下請企業と請負契約の一人親方 → 「3」を記入	1 2
4	HS (夏期労働時間制(季単位)の場合)	4		1 0
5	HG (夏期労働時間制(日単位)の場合)	5		0

出来高給		百十円									
百	十	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表①「調査対象月」「賃金計算期間」

調査の別	記入する賃金期間
調査対象月：10月	10月1日～31日の間に締切日のある賃金計算期間（1か月間）
調査対象月：9月	9月1日～30日の間に締切日のある賃金計算期間（1か月間）

表②「賃金支払事業主建設業許可番号」

都道府県名	番号	都道府県名	番号	都道府県名	番号
国土交通大臣許可	00				
都道府県知事許可					
北海道	石狩振興局 80 渡島総合振興局 81 檜山振興局 82 後志総合振興局 83 空知総合振興局 84 上川総合振興局 85 留萌振興局 86 宗谷総合振興局 87 オホーツク総合振興 88 胆振総合振興局 89 日高振興局 90 十勝総合振興局 91 釧路総合振興局 92 根室振興局 93	茨城県 08 栃木県 09 群馬県 10 埼玉県 11 千葉県 12 東京都 13 神奈川県 14 山梨県 19 長野県 20 新潟県 15 富山県 16 石川県 17 岐阜県 21 静岡県 22 愛知県 23 三重県 24 福井県 18 滋賀県 25 京都府 26 大阪府 27	兵庫県 28 奈良県 29 和歌山県 30 鳥取県 31 島根県 32 岡山県 33 広島県 34 山口県 35 徳島県 36 香川県 37 愛媛県 38 高知県 39 福岡県 40 佐賀県 41 長崎県 42 熊本県 43 大分県 44 宮崎県 45 鹿児島県 46	近畿 07 中国 08 四国 09 九州 10	沖縄 01

○「調査対象月」

左記の「調査対象月」欄と同じ数字を記入してください。

※10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事していた場合、10月が調査対象月となるため、「10」と記入してください。

また、10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事せず、9月の調査対象期間中に調査対象工事に従事し、かつP48の表「職種番号」のうち、*印の38職種に該当する建設労働者は、9月が調査対象月となるため、「9」と記入してください。

国道〇〇号線△△地区工事その1

〇〇建設株式会社

株式会社〇〇工務店

〇〇〇-〇〇〇
五県さい 市大宮区〇〇町〇-〇
48-66 〇〇〇〇

振 つけ代

国土交通大臣
知事

○「事業所の社会保険加入状況」

各事業所において、それぞれ加入している場合は「1」、加入していない場合は、「0」と記入してください。

許可(特-20)第

1 許可番号は右つめでお願います

※ 適用 準備	7	※ 週休2日 種類	8	※ 週休2日 発注方式	9	※ 調査 方式	10	※ CCUS 工事	11	※ 見張り 専任 工事	12
---------------	---	-----------------	---	-------------------	---	---------------	----	-----------------	----	----------------------	----

1 国民健康保険組合、組合管掌健康保険組合を含みます

事業所の社会保険加入状況			法定福利費の内訳明示		年間所定労働日数	
雇用保険	健康保険	厚生年金	見積書	請負代金内訳書	26	27
1	1	1	2	2	2	6

※ 等 登録 入 番号	金額	所 管	工 務 番 号	株 番 号	工 事 番 号	会 社 番 号	事 業 所 規 模	法 人 ・ 個 人	前 回 対 象	※ 等 登 記 入 番 号	請 負 票 様 式 -1
28	30	31	32	33	34	35	41	42	43	44	番号
							2	1	2		総枚数

○「工事請負者名(元請)」

調査対象工事の元請の工事

請負者名を記入してください。

なお、JVの場合は「〇〇JV」と省略せずに正確な名称

を記入してください。

当(月)額	臨時の給与(賞与等)の計		臨時の給与(インフレ手当)の計		年間労働日数		実物給与
	年	計	年	計	所定内	有給休暇	
百十円	万	千	百	十	百	十	日
97	98	99	100	101	102	103	104
3	5	0	0	0	0	0	0
7	6	9	0	0	0	0	0
0	3	0	4	0	0	0	0
0	2	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0
5	9	5	0	0	0	0	0
1	1	0	0	0	0	0	0

○「見積書の法定福利費」

契約前に元請負人に提出した最終見積書の法定福利費の明示状況を下表⑤の分類に従い記入してください。

○「請負代金内訳書の法定福利費」

契約時点の請負代金内訳書の法定福利費の明示状況を下表⑤の分類に従い記入してください。(契約変更後の明示状況を記入する必要はありません。)
※元請の場合は見積書の法定福利費の明示状況(カラム24)は「0」とし、発注者との契約時点の請負代金内訳書における明示状況(カラム25)を記入してください。
※「法定福利費込み」など、内訳がわからないものは「1内訳明示なし」としてください。

○「事業所規模」

事業所の常時雇用する労働者数について、下表③「事業所規模番号」の分類に従い該当する番号を10月1日時点で記入してください。

なお、事業所は、企業全体ではなく、一定の場所で継続的に事業が行われる本社及び支店等の各単位を指します。

○「法人・個人」

企業区分について、法人ならば「1」、個人ならば「2」と記入してください。

○「前回調査対象」

前回調査(令和5年10月)対象の有無について、下表④「前回調査対象」の分類に従い該当する番号を記入してください。

○「工事名」

調査対象工事の名称を記入してください。

○「工事請負者名(元請)」

元請会社の名称を記入してください。

○「資金支払事業主」

本調査を受ける会社の名称、郵便番号、住所及び電話番号を記入してください。

○「調査票の作成者氏名」

調査票作成者の氏名を記入してください。

※実際に記入されている方の氏名です。

○「資金支払事業主建設業許可番号」

建設業許可を受けている事業主の場合、左記表②「資金支払事業主建設業許可番号」の分類に従い該当する番号及び建設業許可番号を記入してください。許可番号については、右つめて記入してください。

※警備業の事務所については記入不要です。

表③「事業所規模番号」

事業所規模	番号
0人(一人親方)	1
1人~4人	2
5人~9人	3
10人~29人	4
30人~99人	5
100人~299人	6
300人~499人	7
500人~999人	8
1000人以上	9

表⑤「見積書・請負代金内訳書の法定福利費」

見積書・請負代金内訳書	番号
作成していない	0
内訳明示なし	1
内訳明示あり	2

表④「前回(令和5年10月)調査対象」

前回調査対象の有無等	番号
調査対象ではなかった	0
元請として調査対象となった	1
下請として調査対象となった	2

国道〇〇号線△△地区工事その1

〇〇建設株式会社
株式会社〇〇工務店
〇〇〇-〇〇〇〇
玉環さいたま市大宮区〇〇町〇-〇
48-666-〇〇〇〇
台帳 つけ代
国土交通大臣 知事 許可(特-20)第 15 16 17 18 19 20 号

Table with 12 columns: 7, 8, 9, 10, 11, 12. Headers: ※適用単価, ※週休2日種類, ※週休2日発注方式, ※発注方式, COUS工事, ※見取り専重工事.

Table with 3 main sections: 国民健康保険組合、組合管掌健康保険組合を含みます; 事業所の社会保険加入状況; 法定福利費の内訳明示.

Table with 20 columns: 29-40. Headers: ※金額配列入番, 所管工事番号, 工事番号, 会社番号, 事業所規模, 法人個人, 前回対象.

Table with 4 columns: 44, 番号, 総枚数. Headers: ※等整配理入番, 調査票様式-1.

1 許可番号は右つづをお願いします

Main data table with columns for 賞金, 年間労働日数, 法定福利費控除額, and ※チェック用. Includes rows for employee data with numerical values.

表④「職種番号」

Table titled 調査対象職種(51職種) showing job categories and codes. Columns include 世話役, 一般技能労働者, 作業員, and 世話役と一般技能労働者を区分していない職種.

※1: *は38職種を示す。

○「年間所定労働日数」

「様式-3 年計票（労働日数・臨時の給与）」の「所定労働日の日数」の年計を転記してください。

以下の2つの条件を両方満たす場合には、年間所定労働日数を記入する必要はありません。

- ①有給休暇の取得義務の対象となる労働者がいない
- ②調査の対象となる「賞金計算期間」を含む過去1年間に、臨時の給与を支給しなかった

※ 賞金支払形態の違いにより、2以上の「年間所定労働日数」が存在する場合には、必ず「月給制」労働者の年間所定労働日数を転記してください。

※ 変形労働時間制の場合、労働基準監督署へ届け出ている年間労働日数とは、起算日が異なるため一致しない場合があります。

※ 年間所定労働日数（カラム26～28）は、所定内（カラム130～132）、有給休暇（カラム133～135）、及び育児休業取得日数（カラム136～138）の合算と一致するとは限りません。

建設株式会社

株式会社〇〇工務店

〇〇-〇〇〇〇

千葉県市大宮区〇〇町〇-〇

48-666-〇〇〇〇

台帳 つけ代

国土交通大臣
知事

許可（特-20）第

↑許可番号は右つめてお願いします

賞金(通貨によるもの)		年間労働日数												
A 割増の対象として いる基準内手当(a)	B 割増の対象として いない基準内手当(b)	インフレ手当(月額)			臨時の給与(賞与等)の 年 計			臨時の給与 (インフレ手当)の 年 計			所定内		有給休暇	育児休業 取得日数
万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	百 十 日	十 日	百 十 日	十 日	百 十 日	百 十 日	万
97 98 99 100 101 102	103 104 105 106 107 108	109 110 111 112 113 114	115 116 117 118 119 120 121 122	123 124 125 126 127 128 129	130 131 132	133 134 135	136 137 138 139							
3 5 5 0 0 0	3 6 9 0 0 0	6 5 0 0 0 0	3 5 0 0 0 0	5 0 0 0 0 0	2 3 7	6 0	0							
7 6 9 0 0 0	3 0 4 0 0 0	6 5 0 0 0 0	8 5 0 0 0 0	5 0 0 0 0 0	2 3 5	9 0	1 4							
0	2 0 0 0 0 0	0	0	0	0 2 4 1	4 0	0							
5 0 0 0 0 0	2 0 0 0 0 0	6 5 0 0 0 0	8 5 0 0 0 0	5 0 0 0 0 0	2 5 3	4 0	0							
5 9 5 0 0 0	1 1 0 0 0 0	6 5 0 0 0 0	8 9 5 0 0 0	5 0 0 0 0 0	2 5 6	5 0	0							

○「年間労働日数」

・「所定内」

各労働者について、「様式-3 年計票（労働日数・臨時の給与）」の「年計（12か月計）」欄の数値を転記してください。

※以下の2つの条件を両方満たす場合には、所定内の労働日数を記入する必要はありません。

- ①有給休暇の取得義務の対象とならない労働者
- ②調査の対象となる「賞金計算期間」を含む過去1年間に、臨時の給与を受給しなかった労働者

・「有給休暇」

各労働者について、令和5年11月～令和6年10月の間に取得した有給休暇日数を記入してください。

※半日休については「0.5日」で計算し、時間休については含めないで下さい。
(計算例：1日取得が4回、半日取得が3回、時間有給が5時間の場合)
4日+0.5日×3+5時間×0=5.5日

※また、以下の2つの条件のうちどちらかの条件を満たしておらず、有給取得義務の対象とならない労働者は「99.9」を記入して下さい。

- ①雇入れの日から6ヶ月以上継続して雇われている
- ②全労働日数の8割以上を出勤している

・「育児休業取得日数」

各労働者について、令和5年11月～令和6年10月の間に取得した育児休業取得日数を記入してください。

※育児休業に該当しない、又は取得をしていない場合には「0」を記入してください。

〈参考〉 労働時間と「労働時間数」欄との関係

労働日の別	労働時間と「労働時間数」欄との関係	凡例(計上すべき欄)
所定労働日		
休日		

調査対象月

10

月

国道〇〇号線△△地区工事その1

※適用単価	7	※週休2日種類	8	※週休2日発注方式	9	※調整方式	10	※COUS工事	11	※見積り数量工事	12
-------	---	---------	---	-----------	---	-------	----	---------	----	----------	----

〇〇建設株式会社
〇〇株式会社〇〇工務
〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
48-666-〇〇

「手当」(A 割増の対象としている手当、B 割増の対象としていない手当)
各労働者について、「様式-2 各種手当内訳票」の「A 割増の対象としている手当」「内 基準内手当の計 (a)」及び「B 割増の対象としていない手当」「内 基準内手当の計 (b)」欄の数値を転記してください。
(注) 休日の労働に対する支給額を除いた計の額が、上に () 書きしてある場合は、() 内の数値を転記してください。

「インフレ手当」
各労働者について、「様式-2 各種手当内訳票」の「A 割増の対象としている手当」及び「B 割増の対象としていない手当」に記載しているインフレ手当 (✓のある手当) の合計の値を記載してください。
様式-2 にインフレ手当 (月額) の記載のない労働者については「0」を記入してください。

年間所定労働日数	26	27	28
	2	6	1

台帳
国土交通大臣
知事

13	14
0	0

※等整理入番	44	※番号	1	※総枚数	1
--------	----	-----	---	------	---

※等整理入番	44	※番号	1	※総枚数	1
--------	----	-----	---	------	---

賃金(通貨によるもの)			年間労働日数			法定福利費控除額 (被保険者(本人)負担額)				※チェック用																
A 割増の対象としている基準内手当(a)	B 割増の対象としていない基準内手当(b)	インフレ手当(月額)	臨時の給与(賞与等)の計	臨時の給与(インフレ手当)の計	所定内	有給休暇	育児休業取得日数	実物給号	雇用保険	健康保険(介護保険料含む)	年金保険(基金含む)															
万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	百 十 日	百 十 日	百 十 日	万 千 百 十 円	種 別	万 千 百 十 円	種 別	万 千 百 十 円	種 別	万 千 百 十 円												
3 5 5 0 0	3 6 9 0 0	6 5 0 0 0	3 5 0 0 0	5 0 0 0 0	2 3 7	6 0	0	0 2	3 9 2 9 0	0 0 0 0 0	1 3 8 1 7 0															
7 6 9 0 0	3 0 4 0 0	6 5 0 0 0	8 5 0 0 0	5 0 0 0 0	2 3 5	9 0	1 4	0 1	2 6 9 3 0	0 0 0 0 0	1 4 5 9 7 8															
0	2 0 0 0 0	0	0	0	0 2 4 1	4 0	0	6 6 0 0 3	3 8 0 4 3	2 7 0 0 0	0 0 0 0 0															
5 0 0 0 0	2 0 0 0 0	6 5 0 0 0	8 5 0 0 0	5 0 0 0 0	2 5 3	4 0	0	0 3	2 7 2 7 0	0 0 0 0 0	1 4 8 5 8 0															
5 9 5 0 0	1 1 0 0 0	6 5 0 0 0	8 9 5 0 0	5 0 0 0 0	2 5 6	5 0	0	0 1	8 9 8 1 1	7 8 0 5 1	2 7 4 5 0															

〈参考〉 労働時間と「基本給」・「出来高給」欄との関係

労働日の別	資金支払形態の別	労働時間と「基本給」・「出来高給」欄との関係	凡例(計上すべき欄)
所定労働日	日給制(日給月給制及び時間給制を含む。)の労働者		<p>■ 「基本給」又は「出来高給」欄</p> <p>□ 計上しません</p>
	月給制の労働者		
	出来高給制の労働者		
休日	日給制(日給月給制及び時間給制を含む。)の労働者		<p>■ 「基本給」又は「出来高給」欄</p> <p>□ 計上しません</p>
	月給制の労働者		
	出来高給制の労働者		

様式－1 賃金調査票 記入例1－5 臨時の給与、実物給与、法定福利費控除額

様式－1 公共事業労務費調査・賃金調査票
【令和6年10月調査】

調査対象月	10月
賃金計算期間	9月21日から 10月20日まで
上記期間の賃金支払日	10月23日

元請・下請別の	0:元請 1~9:1~9次下請	1 2
---------	--------------------	--------

※差 記入機 欄間	工事施工地名 及びコード番号	都道府県	2	3
	発注機関 名		4	5
	立会者 氏名			

工事名		
工事請負者名(元請)	C	
賃金支払事業主	名称	株
	住所	〒
	TEL	0
調査票作成者氏名		
賃金支払事業主 建設業許可番号		

番号	イニシャル	番号	就労形態	在留資格	職種番号	性別	年齢	経歴年数	労働日数		労働時間数				有給休暇時間数	基本日額	基本給		出来高給						
									所定内	有給休暇	所定内	時間外	休日	万			千	百	十	円	万	千	百	十	円
1	NI (日給制の場合)	152001	135	819	11520	150	80	80	16100	322000	0														
2	GJ (月給制の場合)	253014	140	1218	21440	100	80	160		340000	0														
3	DS (出来高給制の場合)	352019	245	1020	01600	20	80	00												660000					
4	HS (定額労働時間制(半年給)の場合)	464010	240	1620	017300	100	00	00		420000	0														
5	HG (定額労働時間制(半年給)の場合)	573009	353	2520	11600	00	00	80		235000	0														

【参考】主な実物給与についての賃金とみなされる額は、法令等によって下表のとおり取り扱うこととされています。

実物給与の種類		賃金とみなされる額
食事の支給	通勤用定期券・回数券等を通勤手当の代替として支給	支給物の購入や食事の支給に実際にかかった費用の額
	食事代を徴収しなかった場合	
住宅の貸与	食事代を徴収した場合	食事の支給や住宅の貸与に実際にかかった費用の3分の1の額から徴収した代金を除いた額(マイナスとなる場合には、賃金とは見なされません)
	住宅の貸与	

国道〇〇号線△△地区工事その1

○「臨時の給与(賞与等)の年計」

各労働者について、「様式-3 年計票(労働日数・臨時の給与)」の「年計(12か月計)」欄の数値を転記してください。
調査の対象となる「賞金計算期間」を含む過去1年間に、臨時の給与を支給しなかった労働者については「0」を記入してください。

○「臨時の給与(インフレ手当)の年計」

各労働者について、「様式-3 年計票(労働日数・臨時の給与)」の「臨時の給与」内のインフレ手当の合計の値を記入してください。様式-3にインフレ手当の記載のない労働者については「0」を記入してください。

○「実物給与」

各労働者について、調査の対象となる「賞金計算期間」内に支給した実物給与(通勤用定期券・回数券、食事の支給、住宅の貸与等、通貨以外の物で賞金として支給した物)の賞金とみなされる額の合計を計算し、記入してください。日単位で支給している物については、会社が定めている休日の労働に対して支給した部分を除いて記入してください。

実物給与を支給しなかった場合には「0」を記入してください。

実物給与についての賞金とみなされる額については、前頁の表<参考>を参照してください。

(注)

1. 残業時の食事の支給は、所定労働時間内の労働に対する賞金ではないので、対象外となります。
2. 作業用具、作業用被服の支給は、企業設備の一環であり賞金ではないので、対象外となります。
3. 通勤用定期券を1か月を超える期間(3か月、6か月等)毎に支給している場合は、1か月当たりの額を記入してください。
4. 振替によって所定労働日扱いとなった休日の労働に対して支給した部分は、計算の対象となります。

賃金(通算によるもの)		年間労働日数										実物給与	法定福利費控除額(被保険者(本人)負担額)				※チェック用															
A 別掲の対象としている基準内手当(a)	B 別掲の対象していない基準内手当(b)	インフレ手当(月額)			臨時の給与(賞与等)の年計			臨時の給与(インフレ手当)の年計			所定内	有給休暇	育児休業取得日数	種類	雇用保険		健康保険(介護保険料含む)		年金保険(基金含む)													
万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	百 十 日	日	日	万 千 百 十 円	種 別	万 千 百 十 円	種 別	万 千 百 十 円	種 別	万 千 百 十 円												
97 3 5 5 0 0 0	98 3 6 9 0 0 0	99 6 5 0 0 0	100 3 5 0 0 0 0	101 5 0 0 0 0 0	102 8 5 0 0 0 0	103 5 0 0 0 0 0	104 2 3 7	105 6 0	106 0	107 0	108 0	109 0	110 0	111 0 2	112 3 9 2 9 0	113 0	114 0	115 0	116 0	117 1 3 8 1 7 0												
7 6 9 0 0 0	3 0 4 0 0 0	6 5 0 0 0	8 5 0 0 0 0	5 0 0 0 0 0	2 3 5	9 0	1 4	0	0	0	0	0	0	0 1	2 6 9 3 0	0	0	0	0	1 4 5 9 7 8												
0	2 0 0 0 0	0	0	0	0	0	0	2 4 1	4 0	0	0	0	0	0 3	3 8 0 4 3	2 7 0 0 0	0	0	0	0 0 0 0 0												
5 0 0 0 0 0	2 0 0 0 0 0	6 5 0 0 0	8 5 0 0 0 0	5 0 0 0 0 0	2 5 3	4 0	0	0	0	0	0	0	0	0 3	2 7 2 7 0	0 0 0 0 0	0	0	1 4 8 5 8 0													
5 9 5 0 0 0	1 1 0 0 0 0	6 5 0 0 0	8 9 5 0 0 0	5 0 0 0 0 0	2 5 6	5 0	0	0	0	0	0	0	0	0 1	8 9 8 1 1	7 8 0 5	1 2 7 4 5 0															

○「種別」

それぞれの保険の種別については、個人が加入し、実際に保険料を支払っている保険を、下表①「種別」から選んで記入してください。
加入していない場合や、保険料を支払っていない場合(被保険者の資格喪失含む)は未加入として「0」を記入してください。

※雇用保険の免除については、令和2年4月1日から免除規定が廃止されました。

○「法定福利費控除額」

雇用保険、健康保険及び年金保険の被保険者(本人)負担額を記入してください。

(上記3保険について、加入しているものは、全て記入してください。)

健康保険については、介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)は介護保険料を含めた額を記入してください。

年金については、年金基金の掛金を含んだ額を記入してください。

※支払い額が不明な場合は「00001」、未加入の場合は「00000」と記入してください。

表①「種別」

種 類	雇用保険			
	一般	日雇	短期特別	未加入
記入する番号	1	2	3	0

種 類	健康保険(介護保険料含む)								
	全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)		全国土木建築国民健康保険組合		その他国民健康保険組合	船員保険	組合管掌健康保険(各企業の健康保険組合)	市町村国民健康保険	未加入
	一般	日雇特別	一種	二種					
記入する番号	1	2	3	4	5	6	7	8	0

種 類	年金			
	厚生年金保険	国民年金	国民年金及び基金	未加入
記入する番号	1	2	3	0

様式-2 公共事業労務費調査・各種手当内訳票

○「番号」

様式-1の番号に合わせて(手当の支給のない労働者の欄をツメずに)記入してください。(左右2カ所とも)

○「イニシャル」

様式-1の番号と同じ欄に、労働者それぞれのイニシャルを記入してください。

割増対象の別		A 割増の対象としている手当										A 割増の対象と している 手当の計
番号	イニシャル	番号	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	
1	NI (日給制の場合)	1	(19,000) 20,000		1,800		10,000	6,500				(37,300) 38,300
2	GJ (月給制の場合)	2	(18,000) 19,000			(32,400) 34,200	20,000	6,500				(76,900) 79,700
3	DS (出来高給制の場合)	3										
4	HS (夜勤手当等(夜間給)の場合)	4		36,000			7,500	6,500				50,000
5	HG (夜勤手当等(夜間給)の場合)	5		53,000				6,500				59,500

○「割増対象の別」

調査の対象となる「賃金計算期間」内に労働者に支給した各種の手当を、下表①「割増対象の別」に従って「A 割増の対象としている手当」又は「B 割増の対象としていない手当」のいずれかに区分し、支給額等の必要事項をそれぞれ記入してください。

※割増の対象としていない手当：家族手当、通勤手当等。

○「手当の名称」

調査の対象となる「賃金計算期間」内に労働者に支給した各種手当を、「割増対象の別」により区分した後、会社で使用している名称毎に記入してください。「手当の番号」は単に整理上のもので、記入はどのような順番で行っていただいても結構です。

同一名称の手当が、労働者によって基準内手当となったり基準外手当となったりする場合は、欄を2つ使用してください。

○「日額・月額」の別

名称を記入した各手当について、下表②「日額・月額」に従って、「日」又は「月」のいずれかを、プルダウンから選択してください。

○「基準内手当・基準外手当の別」

名称を記入した各手当について、下表③「基準内手当・基準外手当の別」に従って、「内」又は「外」のいずれかをプルダウンから選択してください。(基準内手当・基準外手当の区分に当たっては、必要に応じ、P26「7 基準内手当・基準外手当の区分」を参照してください。)

なお、日給制又は出来高給制の労働者に支払った有給休暇手当は「基本給」又は「出来高給」に含めて整理することになっています。(記入例1-4表②「基本給」及び「出来高給」欄の説明を参照してください。)

○「月額手当としての「インフレ手当」

「インフレ手当」が月額手当として支給されている場合は、様式-2に記入し「インフレ手当(月額)」欄にチェックをしてください。なお、臨時の給与として支給されている場合は、様式-2ではなく様式-3に記入してください。

表①「割増対象の別」

割増対象の別	区分の基準
A 割増の対象としている手当	会社で、時間外、休日及び深夜の割増賃金を計算する際に、割増の対象となる賃金に含めている手当
B 割増の対象としていない手当	会社で、時間外、休日及び深夜の割増賃金を計算する際に、割増の対象となる賃金に含めていない手当

表②「日額・月額」の別

日額・月額」の別	手当の支給条件
「日」をプルダウンから選択する	日単位で支給額を定めており、労働日数に応じて支給している手当
「月」をプルダウンから選択する	月単位で支給額を定めている等、上記以外の手当

表③「基準内手当・基準外手当の別」

基準内・外の別	区分の基準
基準外手当 「外」をプルダウンから選択する	以下のいずれかに該当する手当は、基準外手当に区分してください。なお、休業手当は様式-1-1に記入欄を設けているので、様式2には記入しないでください。 ①特殊な労働に対する手当 各職種の労働者について、通常の作業条件又は作業内容を超えた、特殊な労働に対して支払った手当 ②割増賃金の代替としての手当 時間外、休日又は深夜の割増賃金の代替として支払った手当 (割増賃金については、様式-1-1 基準外手当に記入してください) ③本来は経費に当たる手当 労働者個人持ちの工具・車両の損料、労働者個人が負担した旅費等、本来賃金ではなく、経費の負担に当たる手当
基準内手当 「内」をプルダウンから選択する	上記以外の手当

※基準内手当・基準外手当の区分に当たっては、必要に応じ、P26「7 基準内手当・基準外手当の区分」を参照してください。

調査対象月

10

月

※様式-1と同じ内容を記入してください。

○「工事名」

調査対象工事の名称を記入してください。

○「工事請負者名(元請)」

元請会社の名称を記入してください。

○「賞金支払事業主」

本調査を受ける会社の名称を記入してください。

○「作成者氏名」

調査票作成者の氏名を記入してください。

○「調査対象月」

様式-1の「調査対象月」欄と同じ数字を記入してください。

工事名	国道〇〇号線△△地区工事その1
工事請負者名(元請)	〇〇建設株式会社
賞金支払事業主	株式会社〇〇工務店
作成者氏名	台帳 つけ代
※工事番号	

(単位:円)

内 基準内 手当の計 (様式-1に転記) (a)	B 割増の対象としていない手当										B 割増の対象と していない 手当の計 (b)	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
	家族 月	通勤 日	赴任旅費 日	週休2日等 日	通勤 月							
	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外		
(35,500) 36,500	15,000	(1,900) 2,000	10,000	20,000							(46,900) 47,000	(36,900) 37,000
同左	25,000				5,400						30,400	同左
	20,000										20,000	同左
同左	20,000										20,000	同左
同左					11,000						11,000	同左

○「手当の額」

各労働者について、以下の説明に従って、調査の対象となる「賞金計算期間」において支給した毎月の手当の額（日額の手当の場合は、「賞金計算期間（1か月）」の合計額）を、1円単位で記入してください。

○「各手当の支給額」

名称を記入した各手当の支給額を記入してください。

日額の手当を、休日の労働に対して支給していた場合は、記入した支給額の上に、記入した支給額から休日の労働に対して支給した額を除いた額を、（ ）書きで記入してください。

(注) 振替によって休日扱いとなった所定労働日の労働に対する手当は、休日の労働に対する支給に含めて計算してください。

○「A 割増の対象としている手当の計」

「割増の対象としている手当」に区分した手当について、記入した個々の支給額の計を記入してください。

記入した支給額計に、休日の労働に対する日額の手当の支給額が含まれていた場合は、休日の労働に対する支給額を除いた計の額を、記入した支給額計の上に、（ ）書きで記入してください。

○「B 割増の対象としていない手当の計」

「割増の対象としていない手当の計」に区分した手当について、記入した個々の支給額の計を記入してください。

記入した支給額計に、休日の労働に対する日額の手当の支給額が含まれていた場合は、休日の労働に対する支給額を除いた計の額を、記入した支給額計の上に、（ ）書きで記入してください。

○「内 基準内手当の計」

「A 割増の対象としている手当の計」及び「B 割増の対象としていない手当の計」のそれぞれについて、その内、基準内に区分した手当だけの支給額の計を記入してください。

記入した基準内手当の支給額計に、休日の労働に対する日額の手当の支給額が含まれていた場合は、休日の労働に対する支給額を除いた計の額を、記入した支給額計の上に、（ ）書きで記入してください。

※（ ）書きで休日の労働に対する支給額を除いた額を記入した場合は、手当の総支給額との差額を、様式1-1の「基準外手当」-「その他」欄に計上して下さい。

※Excel版調査票を使用して休日の労働に対する支給額を除いた額を記入する場合は、「入力2」シートの「休日出勤」欄にチェックを入れてください。手当の総支給額と休日の労働に対する支給額を除いた額の差額が様式1-1に自動計上されます。

※手当の種類が多くて記入欄が足りない場合は、手書きで欄を2つに区切って、金額の大きなものから順に記入してください。

様式-3 公共事業労務費調査・年計票(労働日数・臨時
【令和5年11月～令和6年10月分】

この年計票は、調査票様式-1に記入していただく「年間労働日数」及び「臨時の給与」の基礎資料となるものです。
各調査対象労働者について、調査対象期間を含む過去1年間の月毎の「労働日数」及び「臨時の給与」を記入し、「労働日数(日)」「年計(12か月計)」及び「臨時の給与(円)」「年計(12か月計)」欄の日数、額を、調査票様式-1の該当欄に転記して下さい。(様式-1の番号に合わせて記入してください)
9月の賃金調査対象者についても、給与年計票は令和5年11月～令和6年10月の期間で作成してください。

種別	労働日数(日)											
	年	令和5年		令和6年								
		月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
会社の所定労働日の日数(日)		(20)	(20)	(21)	(20)	(21)	(20)	(21)	(20)	(21)	(21)	
番号	イニシャル	番号	23	21	21	22	22	21	22	22	23	22
1	NI <small>(日給制の場合)</small>	1	20	20	20	20	21	20	19	19	18	21
2	GJ <small>(月給制の場合)</small>	2	23	18	19	22	22	21	21	15	16	19
3	DS <small>(出来高給制の場合)</small>	3	20	20	19	20	21	20	21	19	21	20
4	HS <small>(変形労働時間制(年単位)の場合)</small>	4	23	20	20	22	22	21	22	20	23	20
5	HG <small>(変形労働時間制(月単位)の場合)</small>	5	23	19	21	22	22	21	22	22	22	21

○「番号」

様式-1の番号に合わせて(臨時の給与支給のない労働者の欄をツメずに)記入してください(左右2カ所とも)。

○「イニシャル」

様式-1の番号と同じ欄に、各労働者のイニシャルを記入してください。

○「所定労働日の日数」

調査の対象となる「賃金計算期間(1か月)」を含む過去1年間(令和5年11月～令和6年10月)について、各「賃金計算期間(1か月)」毎に、会社が定めている所定労働日の日数を、会社が作成している営業カレンダー等に従って記入してください。

本調査票の対象者について、賃金支払形態の違いによって所定労働日の日数が異なる場合は、日給制又は出来高給制の労働者の数値を、月給制の労働者の数値の上に()書きで記入してください。

過去1年間の合計日数を、「年計(12か月計)」に記入してください。

○「労働日数」

調査の対象となる「賃金計算期間(1か月)」を含む過去1年間(令和5年11月～令和6年10月)について、各「賃金計算期間(1か月)」毎に、各労働者の賃金支払形態に応じ、下表①「労働日数」に従って労働日数を計算して記入してください。

過去1年間の合計日数を、「年計(12か月計)」に記入してください。

(注)

1. 雇用期間が上記の1年間に満たない労働者については、雇入れ日以降の労働日数について記入し、それ以前の「月」の「労働日数」欄には、横線を引いてください。

2. 調査の対象となる「賃金計算期間」を含む過去1年間に、臨時の給与が支払われた労働者または有給休暇の取得義務の対象となる労働者について記入してください。

3. 休日に労働した日数及び育児休業取得日数は除いてください。

表①「労働日数」

賃金支払形態	記入する労働日数
日給制(日給月給制及び時間給制を含む)又は出来高給制の労働者	それぞれの「賃金計算期間(1か月)」内の、会社が定めている所定労働日の内、実際に働いた日数(1日の所定労働時間フルに休暇をとった有給休暇日を除く)。 (注) 1. 所定労働時間フルに働いていない労働日があった場合でも、その日は1日として計算してください。 2. 所定労働日でない休日の労働は、労働日数の計算から除いてください。 3. 振替によって所定労働日扱いとなった休日は所定労働日に含め、逆に振替によって休日扱いとなった日は所定労働日から除いて計算してください。
月給制の労働者	それぞれの「賃金計算期間(1か月)」の内、会社が定めている所定労働日の日数から、1日の所定労働時間フルに休暇をとった有給休暇日及び欠勤日を除いた日数。 (注) 1. 日給制又は出来高給制の労働者と違って、休日の振替を考慮する必要はありません。 2. 悪天候等により所定労働日に就労しなかった日数も除いて計算してください。 3. 月給制で欠勤等による給与の差引がない労働者(雇用形態コード「3」)については、欠勤日を除く必要はありません。

○「調査対象月」

様式-1の「調査対象月」欄と同じ数字を記入してください。

調査対象月

10

月

給与の給与) < 10月調査用 >

工 事 名	国道〇〇号線△△地区工事その1
工事請負者名(元請)	〇〇建設株式会社
賃金支払事業主	株式会社〇〇工務店
作成者氏名	台帳 つけ代
※ 工 事 番 号	

(単位:日又は円)

			臨時の給与(円)					
9月	10月	年 計 (12か月計)	賞与	賞与	インフレ手当	月	月	年 計 (12か月計)
			令和5年 12月	令和6年 7月	令和6年 9月			
(20) 21	(21) 21	(246) 261						
20	19	237	200,000	100,000	50,000			350,000
21	18	235	550,000	250,000	50,000			850,000
20	20	241						
20	20	253	500,000	300,000	50,000			850,000
21	20	256	300,000	545,000	50,000			895,000

※様式-1と同じ内容を記入してください。

○「工事名」

調査対象工事の名称を記入してください。

○「工事請負者名(元請)」

元請会社の名称を記入してください。

○「賃金支払事業主」

本調査を受ける会社の名称を記入してください。

○「作成者氏名」

調査票作成者の氏名を記入してください。

○「臨時の給与」

調査の対象となる「賃金計算期間(1か月)」を含む過去1年間(令和5年11月~令和6年10月)について、各「賃金計算期間(1か月)」毎に、各労働者に支給した「臨時の給与」の額を記入してください。

記入は、該当する「年・月」に賃金締切日のある「賃金計算期間(1か月)」についての数値をそれぞれ記入してください。

- (注) 1. 退職金は様式1-1の「退職金」に記入してください。
 2. 雇用期間が上記の1年間に満たない労働者については、雇入れ日以降について記入してください。
 3. 調査の対象となる「賃金計算期間」を含む過去1年間に、臨時の給与が支給された労働者、または有給休暇の取得義務となる対象の労働者について記入してください。
 4. 臨時の給与となる賃金には、下表の3種類のものがあります。

種別	臨時の給与等に該当する賃金
賞与 (ボーナス・一時金)	定期的(一年に2~3回)又は臨時に支給される賃金で、労働者の勤務成績等に応じて支給され、支給額があらかじめ確定していないもの
臨時に支払われる賃金	次の2種類のものがあります。 ○労災以外の傷病に対する手当、見舞金等、支給理由の発生が、臨時的かつ突発的なもの ○結婚手当、インフレ手当等、その発生が不確定かつ非常にまれであるもの
上記に準じるもの	1か月を超える期間の出勤成績、継続勤務等によって支給される精勤手当、勤続手当等

5. 冬期手当や農繁期手当等、支給額が限られている季節手当については、会社で割増賃金を計算する際に、割増の対象となる賃金に含めているか否かの別により、下表に従って「各種手当」又は「臨時の給与」として取り扱ってください。

割増対象の別	取 り 扱 い 方
割増の対象としている場合	調査の対象となる「賃金計算期間(1か月)」内の支給分について、「各種手当内訳表」において、「A 割増の対象としている手当」として取り扱います。 この場合、基準内・外の区分については、季節的な手当であることには関係なく、P26「7 基準内手当・基準外手当の区分」に従ってください。
割増の対象としていない場合	「臨時の給与」として取り扱います。

様式-1-1 補足調査票 記入例4-1

○「資格の取得状況」
 P92「参考資料-4 職種別資格及び検定表」に示す資格のうち、各労働者が保有している資格（様式-1の職種に対応する資格に限る）の番号を記入してください。複数の資格を保有している場合は、各労働者にとって優先度の高い資格から順に記入してください。
 該当する資格がない場合は「資格の取得状況」欄の左端に「0」を記入してください。
 同一資格で複数の級を保有する場合は、最上位級のみ記入してください（〇〇技能士1級と2級を保有している場合は1級の番号のみ記入）。
 登録基幹技能者と技能士をいずれも保有する場合は、どちらも記入してください。

○「兼業状況」
 令和5年度から現在までの期間に建設業の他の仕事に従事していた労働者は、従事していた仕事の産業のコード番号を右表②「兼業状況」に従い記入してください。
 なお、兼業している仕事の産業が2つ以上ある場合は、最も多くの収入を得ている産業のコード番号を記入してください。
 ※交通誘導警備員の場合は「建設業」を「警備業」に読み替えてください。

補足調査票

番号	イニシャル	番号	様式-1の職種番号	資格の取得状況 (様式-1の職種に対応する資格)	複数職種の兼務状況 (様式-1の職種以外の兼務があればその職種番号を最大5職種まで記入)	就労範囲の状況		職階	CCUS 能力評価	
						事業所所在地	その他の就労範囲		判定分野	レベル
1	NI (日給制の場合)	1	010	175 176 177 178 179 180 181	0214	1	1100	3	3	52
2	GJ (月給制の場合)	2	14123		15	0	111213	2	0	92
3	DS (出来高給制の場合)	3	191346		14	2	1153	2	0	62
4	HS (変形労働時間制(年単位)の場合)	4	101		00	3	1100	1	1	24
5	HG (変形労働時間制(月単位)の場合)	5	0916		00	0	1100	2	0	13

○「番号」
 様式-1の番号に合わせて記入してください。(左右2カ所とも)
○「イニシャル」
 様式-1の番号と同じ欄に、各労働者のイニシャルを記入してください。
○「様式-1の職種番号」
 様式-1に記入した職種番号と同じ番号を記入してください。

○「複数職種の兼務状況」
 令和3年度から現在までの期間に複数職種の作業を行っていた労働者は、様式-1「職種番号」欄に記入した職種以外で職種番号を最大5つまで記入してください。(兼務職種が6つ以上ある場合、下表①「複数職種の兼務状況」職種番号のうち、*印の38職種を優先して記入してください。)
 複数職種の作業を行っていない場合は「複数職種の兼務状況」欄の左端に「00」を記入してください。

○「就労範囲の状況」
 各労働者の事業所所在地及び令和3年度から現在までの期間の主な就労範囲を右表③「就労範囲の状況」に従い記入してください。
 なお、全国に展開し、就労する場合「60」のみ記入してください。また、記入欄に限りがありますので、地方ブロック番号を優先して記入してください。

表①「複数職種の兼務状況」 職種番号

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	14	運転手(特殊)	27	* 普通船員	40	* タイル工
02	普通作業員	15	運転手(一般)	28	* 潜水士	41	* サッシ工
03	軽作業員	16	* 潜かん工	29	* 潜水連絡員	42	* 屋根ふき工
04	* 造園工	17	* 潜かん世話役	30	* 潜水送気員	43	* 内装工
05	* 法面工	18	* さく岩工	31	* 山林砂防工	44	* ガラス工
06	とび工	19	* トンネル特殊工	32	* 軌道工	45	* 建具工
07	* 石工	20	* トンネル作業員	33	型わく工	46	* ダクト工
08	* ブロック工	21	* トンネル世話役	34	* 大工	47	* 保温工
09	電工	22	* 橋りょう特殊工	35	* 左官	48	* 建築ブロック工
10	鉄筋工	23	* 橋りょう塗装工	36	配管工	49	* 設備機械工
11	* 鉄骨工	24	* 橋りょう世話役	37	* はつり工	50	交通誘導警備員A
12	* 塗装工	25	土木一般世話役	38	* 防水工	51	交通誘導警備員B
13	* 溶接工	26	* 高級船員	39	* 板金工		

* : 38職種を示す

様式-1-1 補足調査票

記入例4-2

○「職階」

調査対象の労働者の方それぞれについて、調査対象工事の現場での職階を下表①「職階」に従い記入してください。

※労働安全衛生法第60条では、「事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、(略)安全又は衛生のための教育を行わなければならない。」とされています。

○「能力評価」

・「判定分野」

調査対象者の方が建設キャリアアップシステムと連動した能力評価基準のレベル判定を行った分野、または行う予定の分野を下表④「判定分野」から選び、記入してください。

※労務費調査の51職種と番号が一致していないため、注意してください。※建設キャリアアップシステムに登録していない、もしくは今後レベル判定を受ける見込みのある判定分野がない場合は00を記入してください。

※レベル判定における判定分野は42分野以外にありません。

・「レベル」

調査対象の労働者の方それぞれについて、能力評価基準によるレベル分けを、下表②「能力レベル」に従い記入してください。

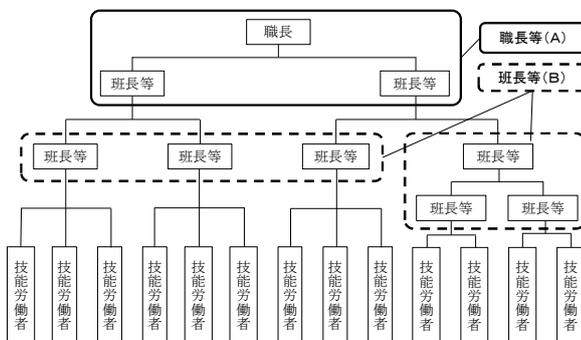
番号	イニシャル	番号	様式-1の職種番号	資格の取得状況 (様式-1の職種に対応する資格)	複数職種の兼務状況 (様式-1の職種以外の兼務があればその職種番号を最大5職種まで記入)	就労範囲の状況		GGUS 能力評価																																	
						兼業状況 事業所所在地	その他の就労範囲	職階	判定分野 レベル																																
				175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206						
1	NI (日給制の場合)	1	010		0214																	1	1	1	0	0								3	3	5	2				
2	GJ (月給制の場合)	2	14123		15																	0	1	1	1	2	1	3							2	0	9	2			
3	DS (出来高給制の場合)	3	191346		14																	2	1	1	5	3										2	0	6	2		
4	HS (変形労働時間制(年単位)の場合)	4	101		00																	3	1	1	0	0											1	1	2	4	
5	HG (変形労働時間制(月単位)の場合)	5	0916		00																	0	1	1	0	0												2	0	1	3

表①「職階」

職階	記入数字
職長等(A)：職長及び職長の直近下位に配置され複数の班を束ねる者	「1」
班長等(B)：職長等(A)以外の者であって、複数の班や技能労働者を束ねる者	「2」
上記以外の技能者、作業員	「3」

表②建設キャリアアップシステムと連動したレベル判定における「能力レベル」

能力レベル	記入数字
建設キャリアアップシステムに登録していない	「0」
レベル1(建設キャリアアップシステムに登録しているが、レベル判定を受けていない)	「1」
レベル2	「2」
レベル3	「3」
レベル4	「4」



表③「基準外手当」

種類	区分の基準
時間外・休日・深夜勤務手当	所定時間外、休日、深夜の割増賃金として支払った手当
休業手当	仕事が無いために労働者を休業させた場合に支払った手当(ただし、悪天候等の不可抗力による休業に対する手当は、基準内手当とするため、当該休業手当から除くこと。)
その他	以下の1)及び2)の手当の合計額 1) 特殊な労働に対する手当 各職種の労働者について、通常の作業条件又は作業内容を超えた、特殊な労働に対して支払った手当 2) 本来は経費に当たる手当 労働者個人持ちの工具・車両の損料、労働者個人が負担した旅費等、本来賃金ではなく、経費の負担に当たる手当

※それぞれの基準外手当について、2重計上されないようご注意ください。

○「民間発注工事の就労日数」

各労働者について、様式-1「労働日数」の「所定内」の欄に記入した労働日数のうち、民間発注工事に従事した労働日数について記入してください。「民間発注工事」には独立行政法人、特殊会社（高速道路株式会社、国際空港株式会社等）、JRグループ7社、関連公社（住宅公社、日本下水道事業団等）等は該当しません。また、個人発注の工事及び工事以外の交通誘導業務等を含みます。
 ※ 現場作業以外（事務所作業・工場作業等）の従事日数はカウントしないでください。
 ※ 1日に異なる複数の工事に従事した場合、主に従事した工事を1日としてカウントしてください。

○「調査対象月」

様式-1の「調査対象月」欄と同じ数字を記入してください。

調査対象月

1	10
	月

民間発注工事の就労日数	基準内手当										基準外手当																																							
	賃金台帳に記載のない手当(元請企業等から直接支払われる手当)										時間外・休日・深夜勤務手当					休業手当					その他																													
	十	百	千	万	十	百	千	万	十	百	十	百	千	万	十	百	千	万	十	百	十	百	千	万	十	百	千	万																						
207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	0	0	2	0	0	0	0	6	5	0	1	0	1	0	0	0	0	1	2	9	0	0			
																										0	0						6	0	5	8	0				0					2	8	0	0	
																										0	0						5	5	3	3	0													0
																										0																								0
																										1																								0

○基準外手当

各労働者調査の対象となる「賃金計算期間（1か月）」において支給した基準外手当の額（日額の手当の場合は、「賃金計算期間（1か月）」の合計額）を、下表③「基準外手当」に従って記入してください。

※ 時間外・休日・深夜の割増手当及び、休業手当については、様式-2への記入はしないようにしてください。

○「賃金台帳に記載のない手当(元請企業等から直接支払われる手当)」

基準内手当であるものの、賃金台帳に記載のない手当の額を記入する。記入にあたっては、「賃金計算期間（1か月）」において支給した金額（日額の手当の場合は、「賃金計算期間（1か月）」の合計額）を記入してください。

※元請企業から直接支払われる技能レベルに応じた手当(優良技能労働者手当、優良職長手当)等を記入してください。

※賃金台帳に記載のない手当については様式-2への記入はしないようにしてください。

表④建設キャリアアップシステムと連動したレベル判定における「判定分野」

番号	判定分野	番号	判定分野	番号	判定分野
01	電気工事	15	配管	29	タイル張り
02	橋梁	16	とび	30	道路標識・路面標示
03	造園	17	切断穿孔	31	消防施設
04	コンクリート圧送	18	内装仕上	32	建築大工
05	防水施工	19	サッシ・カーテンウォール	33	硝子工事
06	トンネル	20	エクステリア	34	ALC
07	建設塗装	21	建築板金	35	土工
08	左官	22	外壁仕上	36	ウレタン断熱
09	機械土工	23	ダクト	37	発破・破砕
10	海上起重	24	保温保冷	38	建築測量
11	PC	25	グラウト	39	圧入
12	鉄筋	26	冷凍空調	40	さく井
13	圧接	27	運動施設	41	解体
14	型枠	28	基礎くい工事	42	計装工事

印刷はA3サイズ

<様式-2>

様式-2 公共事業労務費調査・各種手当内訳票

【令和6年10月調査】

手当の支給がない場合提出不要

※ 発注機関名称

※ 工事番号

手引き
P.51~53
参照

この内訳票は、調査票様式-1に記入していただく「A 割増の対象としている基準内手当(a)」、「B 割増の対象としていない基準内手当(b)」の基礎資料となるものです。

各調査対象労働者について、調査対象期間に支給した各種の手当毎の内訳を記入し、「A 割増の対象としている基準内手当(a)」、「B 割増の対象としていない基準内手当(b)」欄の金額を、調査票様式-1の該当欄に転記して下さい。

番号	割増対象の別		A 割増の対象としている手当										A 割増の対象と している 手当の計
	手当の番号	番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	手当の名称	番号	現場	現場	重機	重機	技能	インフレ					
	日額・月額	別	日	月	日	日	月	月					
	インフレ手当(月額)							✓	インフレ手当(月額)の支給がある場合にはチェックを入れる				
	基準内・外の別		内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	
	イニシャル		内	内	外	内	内	内					
1	NI (日給制の場合)	1	(19,000) 20,000	休日を除いた額 休日も含んだ額	1,800		10,000	6,500				(37,300) 38,300	
2	GJ (月給制の場合)	2	(18,000) 19,000			(32,400) 34,200	20,000	6,500				(76,900) 79,700	
3	DS (出来高給制の場合)	3											
4	HS (交代労働時間制(半単位)の場合)	4		36,000			7,500	6,500				50,000	
5	HG (交代労働時間制(半単位)の場合)	5		53,000				6,500				59,500	
6		6											
7		7											
8		8											
9		9											
10		10	●割増の対象としている手当: 時間外等の割増賃金計算時に、割増の対象となる賃金に含めている手当 ※時間外や深夜・休日労働の賃金(いわゆる残業代)は記入しない。(様式-1-1に記入)										る 休 割 。 日 割 増 増 労 対 働 象 に 手 支 当 給 の し 合 た 計 額 を 除 け 入 ら ず 額 を 。 () で 二 段 書 き に す
11		11	●日額・月額別 当てはまるほうをプルダウンから選択する。 <日額>日単位で支給額を定め、労働日数に応じて支給している手当 <月額>毎月定額で支給している手当等、日額以外の手当										
12	様式-1と同じ順番で、 詰めずに記入する。	12	●基準内・外の別 当てはまるほうをプルダウンから選択する。 <基準外手当> ①各職種の通常の作業条件・内容を超えた特殊な労働に対する手当 ②割増賃金の代替としての手当 ③本来は経費に当たる手当 <基準内手当>上記以外の手当										
13		13	●各手当の支給額: 調査対象の賃金計算期間に支給した額を記入する。日額の場合は、1ヶ月間の合計額を記入する。 <日額の手当を休日労働に対して支給している場合> 休日の労働に対して支給した額を除いた額を()で二段書きにする。										
14		14	●記入欄が足りない場合: 手当の種類が多くて記入欄が足りない場合は、手書きで欄を2つに区切って、金額の多いものから順に記入してください。(日額・月額別及び基準内・外の別についても、記入してください。)										
15	←10の位の番号を記入→	15											
16		16											
17		17											
18		18											
19		19											
20		20											

※ 備 考

- (注)
- ※ 印欄は、発注機関の調査員が記入する欄ですので、記入する必要はありません。
 - 手当の種類が多くて記入欄が足りない場合は、欄を2つに区切って記入してください。(日額・月額別及び基準内・外の別について)
 - 日額の手当で、休日の労働に対する支給額が含まれていた場合は、休日の労働に対する支給額を除いた額を、()書きで記入してください。
 - いわゆる残業代などの時間外や深夜・休日労働の賃金は、様式-1-1の「時間外・休日・深夜勤務手当」欄に記入してください。
 - 臨時的給与に該当する手当は、本票には記入せず、「様式-3年計票(労働日数・臨時的給与)」の方に記入してください。
 - 休業手当はP27「(2)基準内・基準外手当の判断 ③休業手当」の説明に従い、様式-2または様式-1-1に記入してください。
 - 本調査は、公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料とするために実施するものであり、上記及びその理解の促進以外の目的を以て実施するものではありません。
 - 本調査の目的をよくご理解いただいた上で、ご記入をお願いします。

印刷はA3サイズ

<様式-3>

※ 発注機関名称

※ 工事番号

様式-3 公共事業労務費調査・年計票(労働日数・臨時の給与)

【令和5年11月～令和6年10月分】

手引き
P.57～58
参照

原則必須(臨時の給与がなく、有給休暇の取得義務対象者もない場合は)

この年計票は、調査票様式-1に記入していただく「年間労働日数」及び「臨時の給与」の基礎資料となるものです。各調査対象労働者について、調査対象期間を含む過去1年間の月毎の「労働日数」及び「臨時の給与」を記入し、「労働(日)」「年計(12か月計)」及び「臨時の給与(円)」「年計(12か月計)」欄の日数、額を、調査票様式-1の該当欄に転記下さい。(様式-1の番号に合わせて記入してください)
9月の賃金調査対象者についても、給与年計票は令和5年11月～令和6年10月の期間で作成してください。

種別	年	月	会社の所定労働日の日数(日)	労働日数(日)											
				令和5年		令和6年									
				11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
番号	イニシャル	番号		(20)	(20)	(21)	(20)	(21)	(20)	(21)	(20)	(21)	(21)	(20)	
				賃金支払い形態で所定労働日数が異なる場合は、日給制・出来高給制の所定労働日数を()書きで上に記入 23 21 21 22 22 21 22 22 23 22 21											
1	NI (日給制の場合)	1		20	20	20	20	21	20	19	19	18	21	20	
2	GJ (月給制の場合)	2		23	18	19	22	22	21	21	15	16	19	21	
3	DS (出来高給制の場合)	3		20	20	19	20	21	20	21	19	21	20	20	
4	HS (変形労働時間制(半単位)の場合)	4		23	20	20	22	22	21	22	20	23	20	20	
5	HG (変形労働時間制(月単位)の場合)	5		23	19	21	22	22	21	22	22	22	21	21	
6		6													
7		7													
8		8													
9		9													
0		0		各労働者の労働日数は、上段に記載した所定労働日の日数を超過しないよう留意する。 (休日労働日数は含めない)											
1	様式-1と同じ順番で、 詰めずに記入する。	1		<日給制・出来高給制労働者の労働日数> 所定労働時間フルに働いていなくても、1日としてカウントする。 所定労働日でない休日の労働はカウントしない。 振替によって所定労働日扱いになった休日はカウントする、休日扱いになった日はカウントしない。											
2		2													
3		3													
4		4		<月給制労働者の労働日数> 所定労働日数から、所定労働時間フルに休暇をとった有給休暇日数及び欠勤日数を除いた日数を記入する。											
5		5													
6	←10の位の番号を記入→	6													
7		7													
8		8													
9		9													
2:0		2:0													

は9月)のこの欄の労働日数は同じ値になる。

※ 備 考

- (注)
- ※ 印欄は、発注機関の調査員が記入する欄ですので、記入する必要はありません。
 - 各労働者の労働日数は、有給休暇日及び休日の労働日数を除いて記入してください。
 - 労働日数の記入に当たっては、1時間でも労働した日は1日とカウントし、1日単位(整数)で記入してください。また、所定労働時間は、公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料とするために実施するものであり、上記及びその理解の促進
 - 本調査の目的をよくご理解いただいた上で、ご記入をお願いします。

与)

調査対象月

様式-1と
同じ

月

提出不要)

請負者名(元請)

様式-1と同じ

日数
として

賃金支払事業主

作成者氏名

調査票作成者の氏名

※ 工事番号

(単位: 日又は円)

		臨時の給与(円)						
	年計 (12か月計)	賞与 令和5年 12月	賞与 令和6年 7月	インフレ手当 令和6年 9月	令和 年 月	令和 年 月	年計 (12か月計)	
10月 (21) する。 21	(246) 261							
19	237	200,000	100,000	50,000			350,000	
18	235	550,000	250,000	50,000			850,000	
20	241							
20	253	500,000	300,000	50,000			850,000	
20	256	300,000	545,000	50,000			895,000	
様式 1の 「所定 内労働 日数」と 10月(また は)	「所定 年定式 間労働 所働1 定日」の 労働日 間労働 日数労働 数の働 合日 欄計数 には「 転、に 記様転 す式記 る、す 。1の の上 段	臨時の給与として記入する対象 ①賞与(ボーナス・一時金) ②臨時に支払われる賃金 労災以外の傷病見舞金等、支給理由の発生が臨時的で突発的 結婚手当、インフレ手当等、発生が不確実で非常にまれであるもの ③上記に準じるもの 精勤手当、勤続手当等 ※退職金は様式1-1に記入する。 <冬期手当・農繁期手当等の季節手当の取り扱い> 割増対象としている場合は様式-2に記入、していない場合は様式3に記入する。					様式 1に 転記 する 。	

動日で1日全て休みとなった日は除いてください。
 以外の目的に使用することはありませんので、正確なデータを提出されるようご協力をお願い申し上げます。

参考資料－２ 公共事業労務費調査 Q&A

Q 1 公共事業労務費調査とは、何のための調査ですか？

- A 1
- ・農林水産省及び国土交通省では、公共工事の発注の際の工事費の積算に使用するため、毎年、公共工事に従事する労働者の賃金を都道府県別及び職種別に調査し、その調査結果に基づいて「公共工事設計労務単価」を決定しています。この調査を「公共事業労務費調査」といいます。
 - ・この調査は、調査月に調査対象となった公共工事に従事した建設労働者の賃金について、労働基準法に基づく「賃金台帳」から調査票へ転記することにより賃金の支払い実態を調べるもので、昭和 45 年から毎年定期的に実施されています。

Q 2 公共工事設計労務単価とは、何ですか？

- A 2
- ・公共工事設計労務単価は、公共工事の積算に用いる単価であり、公共事業労務費調査の集計結果をもとに決定しています。
 - ・公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成されています。
 - ① 基本給相当額
 - ② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件又は作業内容の労働に対する手当）
 - ③ 臨時の給与（賞与等）
 - ④ 実物給与（食事の支給等）

Q 3 公共工事設計労務単価は、建設労働者への支払い賃金を定めたものですか？

- A 3
- ・公共工事設計労務単価は、公共工事の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や、雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではありません。
 - ・また、公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものとして設定したものであり、法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用は含まれていません。
 - ・公共工事の積算において、法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用は、現場管理費に含まれています。

Q 4 基準内手当・基準外手当の区分は、どのように決まっていますか？

A 4 ・手当の区分にあたっては、名称により判断するのではなく、支給基準や支給実態等により判断してください。

・基準外となる手当は原則として以下の4つに該当する手当です。

- ① 特殊な労働に対する手当：各職種の労働者について、通常の作業条件又は作業内容を超えた、特殊な労働に対して支払った手当
- ② 割増賃金の代替としての手当：時間外、休日又は深夜の割増賃金の代替として支払った手当
- ③ 休業手当：仕事が無いために労働者を休業させた場合に支払った手当
(ただし、悪天候等の不可抗力による作業に対する手当は基準内手当となります)
- ④ 本来は経費に当たる手当：労働者個人持ちの工具・車両の損料、労働者個人が負担した旅費等、本来は賃金ではなく、経費の負担に該当する手当

・詳細については、P26「7 基準内手当・基準外手当の区分」をご覧ください。

Q 5 臨時の給与とは、どういうものですか？

A 5 ・臨時の給与（臨時の賃金等）となる賃金には、以下のものがあります。

- ① 賞与（ボーナス・一時金）：定期的（1年に1～複数回）又は臨時に支給される賃金で、企業の業績および労働者の勤務成績等に応じて支給され、支給額があらかじめ確定していないもの。
- ② 臨時に支払われる賃金：労災以外の傷病に対する手当、見舞金等、支給理由の発生が、臨時的かつ突発的なもの。結婚手当、退職手当、忌引手当、出産手当、インフレ手当等、その発生が不確定かつ非常にまれであるもの。
- ③ 上記に準じるもの：1か月を超える期間の出勤成績、継続勤務等によって支給される精勤手当、勤続手当等。

・記入方法については、P57～58「記入例3-1」をご覧ください。

Q 6 実物給与とは、どういうものですか？

A 6 ・実物給与とは、調査対象者のそれぞれについて、調査の対象となる「賃金計算期間」内に支給した実物給与（通勤用定期券・回数券・食事の支給・住宅の貸与等、通貨以外の物で賃金として支給した物）の賃金とみなされる額をいいます。

・（注意点）

- ① 残業時の食事の支給は、所定労働時間内の労働に対する賃金ではないので、対象外となります。
- ② 作業用具、作業被服の支給は、企業整備の一環であり賃金ではないので、対象外となります。
- ③ 通勤用定期券を1か月を超える期間（3か月、6か月等）毎に支給している場合は、1か月当たりの額となります。
- ④ 振替によって所定労働日扱いとなった休日の労働に対して支給した部分は、計算の対象となります。

・記入方法については、P53～54「記入例1-5」をご覧ください。

Q 7 調査票に記入する労働者が事業主の親族である場合はどのような扱いになりますか？

A 7 ・業務の実態として事業主の指揮命令に従っており、労働時間、賃金の設定基準等が親族以外の他の労働者と同様である場合は、労務費調査の対象となります。

Q 8 現場技術者や会社役員は労務費調査の対象となるのですか？

A 8 ・現場技術者や会社の役員は、調査の対象となりません。
・ただし、会社の役員については、役員としての所得と労働者としての賃金が分離でき、かつ労働者としての賃金の水準が会社で雇用している同職種の他の労働者と特に変わらない場合に限り、労働者としての賃金が調査対象となります。
・主任技術者等の現場技術者については、公共工事積算においては、現場管理費の中に含まれています。

Q 9 いわゆる「一人親方」は調査対象となりますか？

A 9 ・請負契約により工事の一部を受注している者は、企業・自営業者・一人親方に関わらず、調査対象です。一人親方の場合、P99～104 を参考に調査票を作成願います。

Q 10 施工体制台帳・体系図に掲載されていない一人親方は、調査対象ですか？

A 10 ・一定規模以上の下請契約がある場合、元請企業には、工事現場の実態に合った施工体制台帳を作成する責任があります（建設業法第 24 条の 7）。再下請契約を締結して工事を実施している企業や自営業者も同様に施工体制台帳等を作成する必要がありますので、施工体制台帳等に掲載のない一人親方が下請として現場で働いている場合は、施工体制台帳等を修正し、公共事業労務費調査へ参加するよう促すようお願いします。

Q 11 オペレーター付きクレーンリースの運転手は、調査の対象となりますか？

A 11 ・オペレーター付きクレーンリースの運転手の方については、原則として調査対象外となります。（クレーンはオペレーター付き賃料で積算すること、及びリース契約の場合、調査協力を明記した契約を交わしていないため。）

Q 12 外国人材に関する調査について、「高度専門職」や「技能」の在留資格は調査の対象となりますか？

A 12 ・「高度専門職」や「技能」はいずれも調査の対象外となります。
対象となる在留資格は「就労に制限のない在留資格（永住者、定住者、日本人・永住者の配偶者等）」、「特定活動」及び「特定技能」のみです。

Q13 造園関係作業を行うにあたって、その作業の大部分を軽機械の運転により行っていたが、職種分類はどうなるのでしょうか？

- A13
- ・職種の分類は、原則として、従事した日数がより長い等の主に従事したと認められる作業に該当する職種へ分類することとしています。
 - ・ただし、この原則の例外として、01 特殊作業員以外の「世話役」、「一般技能労働者」、「世話役・技能労働者」の作業を行った方は、付随して 01 特殊作業員の作業に従事した場合でも 01 特殊作業員には分類せずに、他の「世話役」、「一般技能労働者」、「世話役・技能労働者」の職種に分類することになります。
 - ・従って、造園関係作業に付随して 01 特殊作業員に該当する軽機械の運転を行った場合であっても、04 造園工に分類してください。
 - ・詳細は P24 「6 職種の分類」をご覧ください。

Q14 調査月のほとんどを常圧の（圧気されていない）坑内での作業を行っていたが、圧気されたシールド内における作業も行っていた場合の職種分類はどうなるのでしょうか？

- A14
- ・職種の分類は、原則として、従事した日数がより長い等の主に従事したと認められる作業に該当する職種へ分類することとしています。
 - ・ただし、この原則の例外として、圧気されたシールド内（圧気されたトンネル工事を含む）において、16 潜かん工又は 17 潜かん世話役に関する作業を調査月に 1 日でも行った方は、16 潜かん工又は 17 潜かん世話役に分類してください。
 - ・詳細は P24 「6 職種の分類」をご覧ください。

Q15 冷凍機等の大型重量機器の据付け等の作業とそれに付随する配管作業を行っていたが、主に配管作業を行っていた場合の職種の分類はどうなるのでしょうか？

- A15
- ・職種の分類は、原則として、従事した日数がより長い等の主に従事したと認められる作業に該当する職種へ分類することとしています。
 - ・ただし、この原則の例外として、49 設備機械工に関する冷凍機等の大型重量機器の据付け等の作業に従事した方は、付随する配管作業に主に従事した場合でも、49 設備機械工に分類してください。
 - ・詳細は P24 「6 職種の分類」をご覧ください。

Q16 交通費は基準内手当に入るのでしょくか？

- A16
- ・交通費の支給を通勤手当としている場合は基準内手当です。
 - ・通勤定期券を直接渡す場合は、実物給与に該当します。
 - ・ただし、遠隔地の工事等で、労働者個人が立て替え払いした旅費の弁済にあたる手当は、工事費の積算では経費として現場管理費の中に計上されるため、基準外となります。

Q17 週給制の場合の記入はどうなりますか？

- A17
- ・1 か月間（10 月）の所定労働日数に換算して扱ってください。

Q18 残業手当の記入は必要ですか？

- A18
- ・様式－1－1の基準外手当の欄へ、時間外・休日・深夜勤務手当（超過勤務、残業手当等）、休業手当、その他に分類した上で記入が必要です。
 - ・時間外の割増賃金の代替として支払った手当は基準外手当となります。
 - ・詳細はP26「7 基準内手当・基準外手当の区分」及びP55「記入例2-1」をご覧ください。

Q19 様式－1の「労働日数」・「所定内」について、月給制のうち、欠勤による給与の差引がある労働者の場合はどのように記載すればよいのでしょうか？

- A19
- ・労働日数・労働時間数も同様に欠勤分を控除する必要があります。
 - ・会社が定めている所定労働日の日数から、1日の所定労働時間フルに休暇を取った有給休暇日及び欠勤日を除いた日数としてください。
 - ・悪天候等により所定労働日に就労しなかった日数も除いて計算してください。

Q20 様式1の「労働日数」・「所定内」について、現場作業以外の就労日数は含めるのでしょうか？

- A20
- ・賃金が現場作業分とそれ以外に分けられる場合は、賃金・日数共に現場作業分のみとしてください。賃金が現場作業分とそれ以外に分けられない場合は、現場作業以外の就労日数を含めてご記入ください。

参考資料－ 3 調査対象職種の定義・作業内容

P90～P91 「表 3 職種分類の考え方」もご参照ください。

表 1 調査対象職種の定義・作業内容

職種	定義と作業内容
01 特殊作業員	<p>＜一般技能労働者＞</p> <p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（道路交通法第 84 条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）<u>を運転または操作</u>して行う次の作業（P88～89 表 2 「運転労務適用職種一覧参照」）</p> <p>イ. 機械重量 3t 未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型） ・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬</p> <p>ロ. 吊上げ重量 1t 未満のクローラクレーン、吊上げ重量 5t 未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>ハ. 機械重量 3t 未満の振動ローラ（自走式）、ランマー、タンバ等を運転または操作して行う土砂等の締め</p> <p>ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設</p> <p>ホ. ピックブレイカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし</p> <p>ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草</p> <p>ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作</p> <p>チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作</p> <p>b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ</p> <p>c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬</p> <p>d. コンクリートポンプ車の筒先作業</p> <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p> <p>③ 除染工事において、上記の作業を行うもの</p> <p>以下の職種との分類に注意してください。（P90 表 3 ③、④参照）</p> <p>02 普通作業員、03 軽作業員、14 運転手（特殊）、15 運転手（一般）、20 トンネル作業員</p>
02 普通作業員	<p>＜作業員＞</p> <p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による土砂等の掘削、積み込み、運搬、敷均し等</p> <p>b. 人力による資材等の積み込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置）</p> <p>d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く。）</p> <p>e. 人力による除草</p> <p>f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去</p> <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p> <p>③ 除染工事において、上記の作業を行うもの</p> <p>以下の職種との分類に注意してください（P90 表 3 ③、④参照）。</p> <p>01 特殊作業員、03 軽作業員、20 トンネル作業員、31 山林砂防工（P91 表 3⑨参照）</p>

職種	<世話役・一般技能労働者・作業員の区分>
	定義と作業内容
03	<p>軽作業員 <作業員></p> <p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <p>a. 軽易な清掃または後片付け</p> <p>b. 公園等における草むしり</p> <p>c. 軽易な散水</p> <p>d. 現場内の軽易な小運搬</p> <p>e. 準備測量、出来高管理等の手伝い</p> <p>f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去</p> <p>g. 品質管理のための試験等の手伝い</p> <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p> <p>以下の職種との分類に注意してください（P90 表 3 ③参照）。</p> <p>01 特殊作業員、02 普通作業員、20 トンネル作業員</p>
04	<p>造園工 <一般技能労働者></p> <p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>① 樹木の植栽または維持管理</p> <p>② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業</p> <p>a. 芝等の地被類の植付け</p> <p>b. 景石の据付け</p> <p>c. 地ごしらえ</p> <p>d. 園路または広場の築造</p> <p>e. 池または流れの築造</p> <p>f. 公園設備の設置</p> <p>③ 除染工事において、上記の作業を行うもの</p> <p>以下の職種との分類に注意してください（P90 表 3 ⑤参照）。</p> <p>07 石工、08 ブロック工、48 建築ブロック工</p> <p>なお、下線部の工事を行っただけでは造園工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。</p> <p>02 普通作業員、03 軽作業員</p>
05	<p>法面工 <一般技能労働者></p> <p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転</p> <p>b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業</p> <p>c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ</p> <p>以下の職種との分類に注意してください（P90 表 3 ⑥参照）。</p> <p>06 とび工、11 鉄骨工、22 橋りょう特殊工</p> <p>なお、下線部の工事を行っただけでは法面工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。</p> <p>02 普通作業員、03 軽作業員</p>

職種	<世話役・一般技能労働者・作業員の区分>
	定義と作業内容
06	<p>とび工 <一般技能労働者></p> <p>① <u>高所・中空における作業について</u>相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く。）</p> <p>b. 木橋の架設等</p> <p>c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く。）</p> <p>d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等</p> <p>e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く。）</p> <p>f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く。）</p> <p>② 除染工事において、上記の作業を行うもの</p> <p>以下の職種との分類に注意してください（P90 表 3 ⑥参照）。</p> <p>05 法面工、11 鉄骨工、22 橋りょう特殊工</p> <p>なお、下線部の作業を行っただけではとび工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。</p> <p>02 普通作業員、03 軽作業員</p>
07	<p>石工 <一般技能労働者></p> <p><u>石材の加工等について</u>相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 石材の加工</p> <p>b. 石積みまたは石張り</p> <p>c. 構造物表面のはつり仕上げ</p> <p>以下の職種との分類に注意してください（P90 表 3 ⑤参照）。</p> <p>04 造園工、08 ブロック工、48 建築ブロック工</p> <p>なお、下線部の作業を行っただけでは石工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。</p> <p>02 普通作業員、03 軽作業員</p>
08	<p>ブロック工 <一般技能労働者></p> <p><u>ブロック工事について</u>相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48 建築ブロック工に該当するものを除く。）</p> <p>以下の職種との分類に注意してください（P90 表 3 ⑤参照）。</p> <p>04 造園工、07 石工、48 建築ブロック工</p> <p>なお、下線部の工事を行っただけではブロック工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。</p> <p>02 普通作業員、03 軽作業員</p>

職種	＜世話役・一般技能労働者・作業員の区分＞ 定義と作業内容
09	<p>電工 ＜一般技能労働者＞</p> <p>電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <p>① 第一種電気工事士 ② 第二種電気工事士 ③ 認定電気工事従事者 ④ 特種電気工事資格者</p>
10	<p>鉄筋工 ＜一般技能労働者＞</p> <p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p> <p>下線部の作業を行っただけでは鉄筋工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員</p>
11	<p>鉄骨工 ＜一般技能労働者＞</p> <p>鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの （工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く。）</p> <p>以下の職種との分類に注意してください（P90表3⑥参照）。 05 法面工、06 とび工、22 橋りょう特殊工 なお、下線部の作業を行っただけでは鉄骨工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員</p>
12	<p>塗装工 ＜世話役・一般技能労働者＞</p> <p>塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む。）について主体的業務を行うもの （塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するもの、舗装面の仕上げに従事するものおよび23 橋りょう塗装工に該当するものを除く。）</p> <p>下線部の作業を行っただけでは塗装工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員</p>

職種	<世話役・一般技能労働者・作業員の区分>
	定義と作業内容
13	<p>溶接工 <一般技能労働者></p> <p>溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む。）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く。）</p> <p>下線部の作業を行っただけでは溶接工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。</p> <p>02 普通作業員、03 軽作業員</p>
14	<p>運転手（特殊） <一般技能労働者></p> <p>① 重機械（主として道路交通法第 84 条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの） の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次の作業について主体的業務を行うもの（P88～89 表 2「運転労務適用職種一覧参照」）</p> <p>a. 機械重量 3t 以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシエル ・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</p> <p>b. 吊上げ重量 1t 以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン ・ホイールクレーン、吊上げ重量 5t 以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量 3t 以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め</p> <p>d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装</p> <p>e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き</p> <p>f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ）、除雪車（除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車（30KW 級ホイール以外））等の運転または操作</p> <p>g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）</p> <p>② 除染工事において、上記の作業を行うもの</p> <p>以下の職種との分類に注意してください（P90 表 3 ④参照）。</p> <p>01 特殊作業員、15 運転手（一般）</p>
15	<p>運転手（一般） <一般技能労働者></p> <p>① 道路交通法第 84 条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、 主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの （P88～89 表 2「運転労務適用職種一覧参照」）</p> <p>a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転</p> <p>b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転</p> <p>c. 機械重量 3t 未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</p> <p>d. 吊上げ重量 1t 未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布</p> <p>f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ以外）、除雪車（除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車（30KW 級ホイール））等の運転または操作</p> <p>② 除染工事において、上記の作業を行うもの</p> <p>以下の職種との分類に注意してください（P90 表 3 ④参照）。</p> <p>01 特殊作業員、14 運転手（特殊）</p>

職種	<世話役・一般技能労働者・作業員の区分>
	定義と作業内容
16	<p>潜かん工 <一般技能労働者></p> <p>加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの</p> <p>以下の職種との分類に注意してください（P91 表 3 ⑦参照）。 19 トンネル特殊工、20 トンネル作業員</p>
17	<p>潜かん世話役 <世話役></p> <p>加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの</p> <p>以下の職種との分類に注意してください（P91 表 3 ⑦参照）。 21 トンネル世話役 また、「一般技能労働者」との分類に注意してください（P25 (3)、1）参照）。</p>
18	<p>さく岩工 <一般技能労働者></p> <p>岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く。）について主体的業務を行うもの</p> <p>なお、下線部の作業を行っただけではさく岩工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員</p>
19	<p>トンネル特殊工 <一般技能労働者></p> <p>トンネル坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 爆薬およびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く。）における各種作業</p> <p>以下の職種との分類に注意してください（P91 表 3 ⑦参照）。 16 潜かん工、20 トンネル作業員</p>
20	<p>トンネル作業員 <作業員></p> <p>トンネル坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く。）における各種作業についての補助的業務</p> <p>以下の職種との分類に注意してください（P90 表 3 ③、P91 表 3 ⑦参照）。 01 特殊作業員、02 普通作業員、03 軽作業員、16 潜かん工、19 トンネル特殊工</p>

職種	<世話役・一般技能労働者・作業員の区分>
	定義と作業内容
21	<p>トンネル世話役 <世話役></p> <p>トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの</p> <p>以下の職種との分類に注意してください（P91 表3 ⑦参照）。</p> <p>17 潜かん世話役 また、「一般技能労働者」との分類に注意してください（P25 (3)、1）参照）。</p>
22	<p>橋りょう特殊工 <一般技能労働者></p> <p>橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く。）について主体的業務を行うもの</p> <p>a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等</p> <p>b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等</p> <p>c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等</p> <p>以下の職種との分類に注意してください（P90 表3 ⑥参照）。</p> <p>05 法面工、06 とび工、11 鉄骨工 なお、下線部の作業を行っただけでは橋りょう特殊工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。</p> <p>02 普通作業員、03 軽作業員</p>
23	<p>橋りょう塗装工 <世話役・一般技能労働者></p> <p>橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの</p> <p>下線部の作業を行っただけでは橋りょう塗装工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。</p> <p>02 普通作業員、03 軽作業員</p>
24	<p>橋りょう世話役 <世話役></p> <p>橋りょう関係の作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く。）</p> <p>「一般技能労働者」との分類に注意してください（P25 (3)、1）参照）。</p>
25	<p>土木一般世話役 <世話役></p> <p>① 土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの （17 潜かん世話役、21 トンネル世話役または 24 橋りょう世話役に該当するものを除く。）</p> <p>② 除染工事において、上記の作業を行うもの</p> <p>「一般技能労働者」との分類に注意してください（P25 (3)、1）参照）。</p>

職種	＜世話役・一般技能労働者・作業員の区分＞
	定義と作業内容
26	<p>高級船員 ＜世話役＞</p> <p>海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く。）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする。</p> <p>船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く。）</p> <p>以下の水面は、海面に含める。（27 普通船員、28 潜水土、29 潜水連絡員および 30 潜水送気員についても同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 海岸法第 3 条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第 5 条により指定された漁港の区域内的の水面 ③ 港湾法第 4 条により認可を受けた港湾区域内的の水面
27	<p>普通船員 ＜一般技能労働者＞</p> <p>海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む。）の船員で、高級船員以外のもの</p>
28	<p>潜水土 ＜世話役・一般技能労働者＞</p> <p>潜水土免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いつつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの</p> <p>（潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む。）</p> <p>「潜水土免許」とは、労働安全衛生法第 61 条に規定する免許のことをいう。</p> <p>以下の職種との分類に注意してください（P91 表 3 ⑧参照）。</p> <p>29 潜水連絡員、30 潜水送気員</p>
29	<p>潜水連絡員 ＜世話役・一般技能労働者＞</p> <p>潜水土との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 潜水土と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水土に連絡する業務 <p>以下の職種との分類に注意してください（P91 表 3 ⑧参照）。</p> <p>28 潜水土、30 潜水送気員</p>
30	<p>潜水送気員 ＜世話役・一般技能労働者＞</p> <p>潜水土への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの</p> <p>以下の職種との分類に注意してください（P91 表 3 ⑧参照）。</p> <p>28 潜水土、29 潜水連絡員</p>

職種	<世話役・一般技能労働者・作業員の区分>
	定義と作業内容
31	山林砂防工 <一般技能労働者>
	<p>山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防工事（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務 <p>なお、下線部の工事を行っただけでは山林砂防工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください（P91 表 3 ㊸参照）。</p> <p>02 普通作業員</p>
32	軌道工 <一般技能労働者>
	<p>軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業 <p>なお、下線部の工事を行っただけでは軌道工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。</p> <p>02 普通作業員、03 軽作業員</p>
33	型わく工 <一般技能労働者>
	<p>木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 木製型わく（メタルフォームを含む。）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く。） b. 木坑、木橋等の仕拵え等 <p>以下の職種との分類に注意してください（P91 表 3 ㊸参照）。</p> <p>34 大工</p> <p>なお、下線部の工事を行っただけでは型わく工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。</p> <p>02 普通作業員、03 軽作業員</p>
34	大工 <世話役・一般技能労働者>
	<p>大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの</p> <p>以下の職種との分類に注意してください（P91 表 3 ㊸参照）。</p> <p>33 型わく工</p> <p>なお、下線部の工事を行っただけでは大工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。</p> <p>02 普通作業員、03 軽作業員</p>

職種	＜世話役・一般技能労働者・作業員の区分＞
	定義と作業内容
35	<p>左官 ＜世話役・一般技能労働者＞</p> <p>左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの</p> <p>なお、下線部の工事を行っただけでは左官になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員</p>
36	<p>配管工 ＜世話役・一般技能労働者＞</p> <p>配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c. 電触防護</p> <p>以下の職種との分類に注意してください（P91 表3 ㊸参照）。 49 設備機械工 なお、下線部の工事を行っただけでは配管工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員</p>
37	<p>はつり工 ＜世話役・一般技能労働者＞</p> <p>はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの（建築物を対象とするものに限る。）</p> <p>a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く。） b. 建築物の床または壁の穴あけ</p> <p>なお、下線部の作業を行っただけでははつり工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員</p>
38	<p>防水工 ＜世話役・一般技能労働者＞</p> <p>① 防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの</p> <p>② 除染工事において、上記の作業を行うもの</p> <p>なお、下線部の工事を行っただけでは防水工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員</p>
39	<p>板金工 ＜世話役・一般技能労働者＞</p> <p>板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46 ダクト工 に該当するものを除く。）</p> <p>なお、下線部の作業を行っただけでは板金工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員</p>

職種	＜世話役・一般技能労働者・作業員の区分＞	
	定義と作業内容	
40	タイル工	＜世話役・一般技能労働者＞
	<p>タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの</p>	
	<p>なお、下線部の工事を行っただけではタイル工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員</p>	
41	サッシ工	＜世話役・一般技能労働者＞
	<p>サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの</p>	
	<p>なお、下線部の工事を行っただけではサッシ工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員</p>	
42	屋根ふき工	＜世話役・一般技能労働者＞
	<p>屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ぶき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39 板金工に該当するものを除く。）</p>	
	<p>なお、下線部の作業を行っただけでは屋根ふき工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員</p>	
43	内装工	＜世話役・一般技能労働者＞
	<p>内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石膏ボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの</p>	
	<p>なお、下線部の工事を行っただけでは内装工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員</p>	
44	ガラス工	＜世話役・一般技能労働者＞
	<p>ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの</p>	
	<p>なお、下線部の工事を行っただけではガラス工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員</p>	
45	建具工	＜世話役・一般技能労働者＞
	<p>建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの</p>	
	<p>なお、下線部の工事を行っただけでは建具工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員</p>	

職種	＜世話役・一般技能労働者・作業員の区分＞
	定義と作業内容
46	<p>ダクト工 ＜世話役・一般技能労働者＞</p> <p>ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39 板金工に該当するものを除く。）</p> <p>なお、下線部の工事を行っただけではダクト工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員</p>
47	<p>保温工 ＜世話役・一般技能労働者＞</p> <p>保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む。）材を装着する作業に従事するもの</p> <p>なお、下線部の工事を行っただけでは保温工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員</p>
48	<p>建築ブロック工 ＜世話役・一般技能労働者＞</p> <p>建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08 ブロック工 に該当するものを除く。）</p> <p>以下の職種との分類に注意してください（P90 表 3 ⑤参照）。 04 造園工、07 石工、08 ブロック工 なお、下線部の工事を行っただけでは建築ブロック工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員</p>
49	<p>設備機械工 ＜世話役・一般技能労働者＞</p> <p>機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの</p> <p>以下の職種との分類に注意してください（P91 表 3 ⑩参照）。 36 配管工 なお、下線部の工事を行っただけでは設備機械工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員</p>
50	<p>交通誘導警備員 A ＜世話役・一般技能労働者・作業員＞</p> <p>① 警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員 なお、下線部のとおり交通誘導員 A に分類されるためには、資格を有しているだけでなく、配置義務のある現場に従事している必要がありますので、分類に注意してください。（配置義務のある現場以外に従事している有資格者は交通誘導警備員 B となります。）</p> <p>② 除染工事において、上記の作業を行うもの</p>
51	<p>交通誘導警備員 B ＜世話役・一般技能労働者・作業員＞</p> <p>① 警備業者の警備員で、交通誘導警備員 A 以外の交通の誘導に従事するもの</p> <p>② 除染工事において、上記の作業を行うもの</p>

表2 「運転労務適用職種一覧」

(国土交通省 土木工事標準積算基準書(共通編) を参考に作成)

機 械 名	規 格	機械質量	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	特 殊 作業員	摘 要	
ブルドーザ	1t	-			○		
	3t以上	-	○				
	リッパ装置付	-	○				
レキドーザ タイヤドーザ	3t級未満	-			○		
	3t級以上	-	○				
トラクタ	クローラ	3t級未満	-			○	
		3t級以上	-	○			
	ホイール		3t未満		○		
		——	3t以上	○			
スクレーブドーザ スクレーパ モータスクレーパ	各 種	-	○				
バックホウ, クラムシェル ドラグライン	機 械 式		3t以上	○			
	クローラ	山積0.08m ³ 級以下 (平積0.06m ³)	-			○	
		山積0.11m ³ 級以上 (平積0.08m ³)	-	○			
	ホイール	山積0.28m ³ 級以上 (平積0.2m ³)	-	○			
クローラローダ	山積0.25m ³ 級以下		-			○	
	山積0.4 m ³ 級以上		-	○			
ホイールローダ	山積0.4 m ³ 級以下		-		○		
	山積0.5 m ³ 級以上		-	○			

機 械 名	規 格	機械質量	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	特 殊 作業員	摘 要
クローラクレーン	1t吊未満	-			○	
	1t吊以上	-	○			
トラッククレーン ラフテレーンクレーン	1t吊未満	-		○		
	1t吊以上	-	○			
モータグレーダ	各 種	-	○			
サンドパイル打機	パイプロ式	-	○			
クローラ杭打機	ブーム式	-	○			
	直結式	-	○			
路面清掃車	ブラシ式フロントリフトダンプ		-	○		
	上記以外		-		○	
トラック式アースオーガ	各 種	-	○			
大型ブレーカ	〃	-	○			バックホウ架装
散水車	〃	-		○		
側溝清掃車	〃	-		○		
排水管清掃車	〃	-		○		
ガードレール清掃車	ブラシ式	-		○		
トンネル清掃車	〃	-		○		
トラック	普通 クレーン装置付1t吊未満		-		○	
	クレーン装置付1t吊以上		-	○		

機 械 名	規 格	機械質量	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	特 殊 作業員	摘 要
ダンプトラック	オンロード オフロード(建設専用)	-		○		
不 整 地 運 搬 車	積載質量1t未満	-			○	
	積載質量1t以上	-	○			
水陸両用運搬車(泥上車)	各 種	-	○			
作 業 車	各 種 (クレーン装置付1t吊以上を除く)	-		○		クレーン装置付1t吊以上の機種であって、クレーンを使用しない場合は、運転手(一般)のみ計上
	各 種 (クレーン装置付1t吊以上)	-	○			
高 所 作 業 車	作業床高10m未満	-		○		
	作業床高10m以上	-	○			
コンクリートポンプ車	配 管 式	-	○			
	ブーム式	-	○			
ラ イ ン マ ー カ	自 走 式	-		○		
	車 載 式	-		○		
ロ ー ド ロ ー ラ	マカダム	-	○			
	タンデム	-	○			
タ イ ヤ ロ ー ラ	各 種	-	○			
振 動 ロ ー ラ	自走式2.5~2.8t以下	-			○	
	" 3.0~5.0t以上	-	○			

機 械 名	規 格	機械質量	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	特 殊 作業員	摘 要
コンクリートフィニッシャー	3.0~4.5m以上	-	○			
コンクリートスプレッダ	ブレード式・ボックス式	-	○			
コンクリートレベラー	3.0~7.5m	-	○			
アスファルトフィニッシャー	各 種	-	○			
アスファルトプラント	"	-	○			
アスファルトディストリビュータ	"	-		○		
アスファルトスプレッダ	自走式・各種	-		○		
ス タ ビ ラ イ ザ	路上混合自走式各種	-	○			
ト レ ン チ ャ	自 走 式	3t未満			○	
	"	3t以上	○			
アジテータトラック (トラックミキサ)	各 種	-		○		
ヒ ー タ ブ レ ー ナ		-	○			
路 面 切 削 機	クローラ式・ホイール式	-	○			
マ イ ク ロ バ ス		-		○		
ラ イ ト バ ン		-		○		
ウ イ ン チ	5t吊未満	-			○	
	5t吊以上	-	○			
草 刈 車	大型自走式(履帯式)	-			○	
草 刈 機	肩掛式・ハンドガイド式	-			○	

表3 職種分類の考え方

① 「世話役」、「一般技能労働者」、「世話役・一般技能労働者」	
「世話役」、「一般技能労働者」、「世話役・一般技能労働者」として相当程度の技能等を有する労働者は、「作業員（02普通作業員、03軽作業員、20トンネル作業員）」には分類しないでください。	
② 01特殊作業員と他の「世話役」、「一般技能労働者」、「世話役・一般技能労働者」	
01特殊作業員以外の「世話役」、「一般技能労働者」、「世話役・一般技能労働者」に該当する職種の作業に従事した方は、付随して01特殊作業員の作業を行った場合でも01特殊作業員には分類せずに、他の「世話役」、「一般技能労働者」、「世話役・一般技能労働者」の職種に分類してください。	
③ 01特殊作業員及び「作業員」	
01 特殊作業員	軽機械の運転・操作や重労働を伴う作業を主体的に行う技能労働者は、01特殊作業員に分類してください。
02 普通作業員	主として人力による作業で、重労働を伴わない作業に従事する方は、02普通作業員に分類してください。
03 軽作業員	工事現場の清掃、後片付け等、主として人力による軽易かつ軽度の補助作業に従事する方は、03軽作業員に分類してください。
20 トンネル作業員	常圧の（圧気されていない）坑内において、一般の工事現場における02普通作業員に相当する方は、20トンネル作業員に分類してください。
④ オペレータ関係職種（P88～89 表2「運転労務適用職種一覧」参照）	
01 特殊作業員	運転免許等を要しない軽機械の運転・操作に従事する方は、01特殊作業員に分類してください。
14 運転手（特殊）	大型特殊免許等を要する重機械の運転・操作に従事する方は、14運転手（特殊）に分類してください。
15 運転手（一般）	主として路上を通行する車両等の運転に従事する方は、15運転手（一般）に分類してください。
⑤ 造園関係職種	
04 造園工	造園関係作業に従事し、下記の07石工、08ブロック工、48建築ブロック工に該当しない方は、04造園工に分類してください。
07 石工	造園関係作業に従事した場合でも、主として自然石の加工、積み、張り等の作業に従事した方は、07石工に分類してください。
08 ブロック工	造園関係作業に従事した場合でも、主として2次製品ブロックの積上げ、布設等の作業に従事した方は、08ブロック工に分類してください。
48 建築ブロック工	造園関係作業に従事した場合でも、主として空洞コンクリートブロック等の積上げ等の作業に従事した方は、48建築ブロック工に分類してください。
⑥ 高所・中空作業関係職種	
05 法面工	高所、急勾配法面において金網・鉄筋張り作業等に従事する方は、05法面工に分類してください。
06 とび工	高所・中空において、05法面工、11鉄骨工及び22橋りょう特殊工の作業内容以外の一般的な作業に従事する方は、06とび工に分類してください。
11 鉄骨工	鉄骨構造物（鋼橋を除く）の建設現場において、鉄骨の組立等に従事する方は、11鉄骨工に分類してください。
22 橋りょう特殊工	コンクリート橋または鋼橋の建設現場において、桁架設に係る作業に従事する方は、22橋りょう特殊工に分類してください。

⑦ 坑内作業関係職種	
16 潜かん工 17 潜かん世話役	圧気されたシールド内（圧気されたトンネル工事を含む）において、16潜かん工又は17潜かん世話役に関する作業を調査月に1日でも行った方は、16潜かん工又は17潜かん世話役に分類してください。
19 トンネル特殊工	圧気されたシールド内における作業を行っていない方で、常圧の（圧気されていない）坑内において一般の工事現場における18さく岩工または01特殊作業員に相当する作業に従事する方は、19トンネル特殊工に分類してください。
20 トンネル作業員	圧気されたシールド内における作業を行っていない方で、常圧の坑内において一般の工事現場における02普通作業員に相当する方は、20トンネル作業員に分類してください。
21 トンネル世話役	圧気されたシールド内における作業を行っていない方で、常圧の坑内において一般の工事現場における25土木一般世話役に相当する方は、21トンネル世話役に分類してください。

⑧ 潜水関係職種	
28 潜水土	ヘルメットまたはマスクを装着し、かつホースにより船上等から送気を受ける送気式により潜水し海中で作業を行う方は、28潜水土に分類してください。 自給気式（アクアラング式）と送気式を併用して海中で作業を行っていた方も、28潜水土に分類してください。 なお、ホースによる送気を受けず、自給気式（アクアラング式）のみにより水中作業を行っていた方は、調査の対象外としてください。
29 潜水連絡員 30 潜水送気員	28潜水土に該当する労働者が交互に29潜水連絡員または30潜水送気員の業務を行っていた場合は、全員を28潜水土に分類してください。

⑨ 山地治山工事における職種	
31 山林砂防工	山地治山工事に従事した方のうち、下記の02普通作業員に該当しない方は、31山林砂防工に分類してください。
02 普通作業員	山地治山工事に従事した方のうち、主として次の条件のいずれかを満たす工事または作業に従事した方に限り、02普通作業員に分類してください。 ア) 苗木運搬、植栽、下刈、雪起し、伐採、本数調整伐、枝落し、施肥等の保育作業 イ) 車道または歩道の開設・改良工事 ウ) 以下の条件のいずれにも該当しない工事 a. 斜面勾配が概ね30%以上の箇所 b. 運搬距離が概ね100m以上のケーブルクレーンを仮設した箇所 c. コンクリートを現場練りとした箇所 d. 山泊を必要とした箇所

⑩ 大工関係職種	
33 型わく工	合板製のコンクリート型枠の製作等を行う型枠大工は、33型わく工に分類してください。
34 大工	木造家屋の築造、屋内における造作等に従事する造作大工は、34大工に分類してください。（宮大工等の特殊な大工は、調査対象外としてください）

⑪ 機械設備関係職種	
49 設備機械工	冷凍機等の大型重量機器の据付け等の作業に従事した方は、付随して配管作業に従事した場合でも、49設備機械工に分類してください。
36 配管工	もっぱら配管作業に従事した方は、36配管工に分類してください。

⑫ 見習、手元等	
全職種	見習、手元等の方については原則として調査対象外となります。ただし、各職種の作業について補助的業務を主に実施した場合には、作業内容に応じて02普通作業員、03軽作業員又は20トンネル作業員に分類してください。 ※見習、手元等の方については、「相当程度の技能」を有することが定義されている職種には含めないようご注意ください。

参考資料－４ 職種別資格及び検定表

職種	番号	資格名称	根拠法令	認定者
01 特殊作業員	1	登録機械土工基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本機械土工協会
	2	登録コンクリート圧送基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）		全国コンクリート圧送事業団体連合会
	3	登録切断穿孔基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）		ダイヤモンド工業協同組合
	4	登録ALC基幹技能者		ALC協会
	5	上記以外の従事した作業に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	－	－
04 造園工	1	造園技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	造園技能士 2 級		
	3	造園技能士 3 級		
	4	登録造園基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本造園建設業協会、日本造園組合連合会
	5	上記以外の造園工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	－	－
05 法面工	1	法面工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	－	－
06 とび工	1	型枠支保工の組立等作業主任者	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	2	足場の組立等作業主任者		
	3	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者		
	4	とび技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	5	とび技能士 2 級		
	6	とび技能士 3 級		
	7	登録鳶・土工基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本建設躯体工業事業団体連合会、日本鳶工業連合会
	8	上記以外のとび工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	－	－
07 石工	1	石材施工技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	石材施工技能士 2 級		
	3	上記以外の石工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	－	－
08 ブロック工	1	コンクリート積みブロック施工技能士	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	上記以外のブロック工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	－	－
09 電工	1	第一種電気工事士	電気工事士法	都道府県知事
	2	第二種電気工事士		
	3	認定電気工事従事者		
	4	特種電気工事資格者		
	5	登録電気工事基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本電設工業協会
	6	上記以外の電工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士、主任技術者	－	－

職 種	番号	資格名称	根拠法令	認定者
10鉄筋工	1	鉄筋施工技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	鉄筋施工技能士 2 級		
	3	登録鉄筋基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	全国鉄筋工事業協会
	4	上記以外の鉄筋工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-
11鉄骨工	1	建築物等の鉄骨の組立等作業主任者	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	2	上記以外の鉄骨工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-
12塗装工	1	有機溶剤作業主任者	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	2	危険物取扱者（甲種）		
	3	危険物取扱者（乙種）		
	4	危険物取扱者（丙種）		
	5	塗装技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	6	塗装技能士 2 級		
	7	塗装技能士 3 級		
	8	登録建設塗装基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本塗装工業会
	9	上記以外の塗装工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-
13溶接工	1	ガス溶接作業主任者	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	2	ガス溶接技能講習修了者		
	3	溶接技能者	日本工業規格 (JIS) 及び日本溶接協会規格 (WES)	日本溶接協会
	4	登録圧接基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	全国圧接業協同組合連合会
	5	上記以外の溶接工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士、管理技術者	-	-
14運転手 （特殊） 15運転手 （一般）	1	大型特殊免許	道路交通法	都道府県公安委員会
	2	大型免許、中型免許、普通免許		
	3	労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格の保有者もしくは技能講習の修了者	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	4	登録機械土工基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本機械土工協会
	5	登録コンクリート圧送基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）		全国コンクリート圧送事業団体連合会
	6	上記以外の運転手 2 職種に関連する技能士、民間資格、施工管理技士		-
16潜かん工 17 潜 かん 世 話 役	1	酸素欠乏危険作業主任者（旧第 1 種酸素欠乏危険作業主任者）	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	2	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第 2 種酸素欠乏危険作業主任者）		
	3	高圧室内作業主任者		
	4	上記以外の潜かん 2 職種に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-

職 種	番号	資格名称	根拠法令	認定者
18 さく岩工	1	火薬類取扱保安責任者甲種	火薬類取締法	都道府県知事
	2	火薬類取扱保安責任者乙種		
	3	発破技士	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	4	上記以外のさく岩工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-
19 トンネル 特殊工 20 トンネル 作業員 21 トンネル 世話役	1	火薬類取扱保安責任者甲種	火薬類取締法	都道府県知事
	2	火薬類取扱保安責任者乙種		
	3	発破技士	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	4	ずい道等の掘削等作業主任者		
	5	ずい道等の覆工作業主任者		
	6	酸素欠乏危険作業主任者（旧第1種酸素欠乏危険作業主任者）		
	7	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第2種酸素欠乏危険作業主任者）		
	8	登録トンネル基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本トンネル専門 工事業協会
	9	上記以外のトンネル3職種に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-
22 橋りょう 特殊工 24 橋りょう 世話役	1	鋼橋架設等作業主任者	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	2	コンクリート橋架設等作業主任者	建設業法	日本橋梁建設協会 プレストレスト・ コンクリート工事 業協会
	3	登録橋梁基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）		
	4	登録PC基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）		
	5	上記以外の橋りょう2職種に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-
23 橋りょう 塗装工	1	有機溶剤作業主任者	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	2	危険物取扱者（甲種）	消防法	都道府県知事
	3	危険物取扱者（乙種）		
	4	危険物取扱者（丙種）		
	5	塗装技能士1級	職業能力開発促 進法	厚生労働大臣又は 都道府県知事
	6	塗装技能士2級		
	7	塗装技能士3級		
	8	上記以外の橋りょう塗装工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-
25 土木一般 世話役	1	業務に関連する技能士1級	職業能力開発促 進法	厚生労働大臣又は 都道府県知事
	2	業務に関連する技能士2級		
	3	業務に関連する技能士3級		
	4	業務に関連する登録基幹技能者（旧制度基幹技能者含む）	建設業法	各団体
	5	上記以外の職種に関連する民間資格、施工管理技士	-	-
26 高級船員 27 普通船員	1	海技士免許	船舶職員及び小 型船舶操縦者法	国土交通大臣
	2	小型船舶操縦士免許		
	3	玉掛技能講習修了者	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	4	登録海上起重基幹技能者（旧制度基幹技能者含む）	建設業法	日本海上起重技術 協会
	5	上記以外の船員2職種に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-

職 種	番号	資格名称	根拠法令	認定者
28潜水士	1	潜水士	労働安全衛生法	都道府県労働局長
29潜水連絡員	2	上記以外の潜水3職種に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-
30潜水送気員				
31山林砂防工	1	山林砂防工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-
32軌道工	1	軌道工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-
33型わく工	1	型枠支保工の組立等作業主任者	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	2	型枠施工技能士1級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	3	型枠施工技能士2級		
	4	登録型枠基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本型枠工事業協会
	5	上記以外の型わく工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-
34大工	1	木造建築物の組立て等作業主任者	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	2	建築大工技能士1級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	3	建築大工技能士2級		
	4	建築大工技能士3級		
	5	上記以外の大工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-
35左官	1	左官技能士1級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	左官技能士2級		
	3	左官技能士3級		
	4	登録外壁仕上基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本外壁仕上業協同組合連合会
	5	登録左官基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）		日本左官業組合連合会
	6	上記以外の左官に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-
36配管工	1	配管技能士1級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	配管技能士2級		
	3	配管技能士3級		
	4	冷凍空調和機器施工技能士1級		
	5	冷凍空調和機器施工技能士2級		
	6	登録配管基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本空調衛生工事業協会、日本配管工事業団連合会、全国管工事業協同組合連合会
	7	上記以外の配管工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-
37はつり工	1	はつり工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-

職 種	番号	資格名称	根拠法令	認定者
38防水工	1	防水施工技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	防水施工技能士 2 級		
	3	登録防水基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	全国防水工事業協会
	4	上記以外の防水工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-
39板金工	1	建築板金技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	建築板金技能士 2 級		
	3	建築板金技能士 3 級		
	4	登録建築板金基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本建築板金協会
	5	上記以外の板金工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-
40タイル工	1	タイル張り技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	タイル張り技能士 2 級		
	3	上記以外のタイル工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-
41サッシ工	1	サッシ施工技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	サッシ施工技能士 2 級		
	3	サッシ施工技能士 3 級		
	4	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本サッシ協会、カーテンウォール・防火開口部協会
	5	上記以外のサッシ工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-
42屋根ふき工	1	かわらぶき技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	かわらぶき技能士 2 級		
	3	スレート施工技能士 1 級		
	4	スレート施工技能士 2 級		
	5	上記以外の屋根ふき工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-
43内装工	1	内装仕上げ施工技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	内装仕上げ施工技能士 2 級		
	3	内装仕上げ施工技能士 3 級		
	4	表装技能士 1 級		
	5	表装技能士 2 級		
	6	表装技能士 3 級		
	7	登録内装仕上工事基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	全国建設室内工事業協会、日本建設インテリア事業協同組合連合会、日本室内装飾事業協同組合連合会
	8	上記以外の内装工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-
44ガラス工	1	ガラス施工技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	ガラス施工技能士 2 級		
	3	上記以外のガラス工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-

職 種	番号	資格名称	根拠法令	認定者
45 建具工	1	建具製作技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	建具製作技能士 2 級		
	3	上記以外の建具工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-
46 ダクト工	1	建築板金技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	建築板金技能士 2 級		
	3	登録ダクト基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本空調衛生工事業協会、全国ダクト工業団体連合会
	4	上記以外のダクト工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-
47 保温工	1	熱絶縁施工技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	熱絶縁施工技能士 2 級		
	3	建築板金技能士 1 級		
	4	建築板金技能士 2 級	建設業法	日本保温保冷工事業協会
	5	登録保温保冷基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）		
	6	上記以外の保温工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-
48 建築ブロック工	1	ブロック建築技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	ブロック建築技能士 2 級		
	3	れんが積み技能士		
	4	登録エクステリア基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本建築ブロック・エクステリア工事業協会
	5	上記以外の建築ブロック工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-
49 設備機械工	1	ボイラー技士特級	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	2	ボイラー技士 1 級		
	3	ボイラー技士 2 級		
	4	特別ボイラー溶接士		
	5	普通ボイラー溶接士		
	6	冷凍空気調和機器施工技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	7	冷凍空気調和機器施工技能士 2 級		
	8	登録冷凍空調基幹技能者（旧制度基幹技能者含む）	建設業法	日本冷凍空調設備工業連合会
	9	上記以外の設備機械工に関連する技能士（冷凍空気調和機器施工技能士 3 級を含む）、民間資格、施工管理技士	-	-
50 交通誘導警備員 A 51 交通誘導警備員 B	1	交通誘導警備業務に係る一級検定	警備業法	都道府県公安委員会
	2	交通誘導警備業務に係る二級検定		
	3	上記以外の交通誘導警備員 2 職種に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	-	-

公共事業労務費調査における個人情報の取り扱いについて

■ 個人情報とは

公共事業労務費調査を通じて公共事業労務費調査連絡協議会、各地方連絡協議会が提供を受けた、氏名、事業所名、住所、電話番号、等の特定の個人を識別できる情報をいい、他の情報と照合することで識別することができる情報を含みます。

■ 個人情報の収集の目的

公共事業労務費調査を通じて個人情報を収集する目的は「公共工事設計労務単価」の設定、技能労働者の処遇改善、及びその理解の促進のためであり、その目的以外に使用することはありません。

■ 個人情報の適切な管理

公共事業労務費調査を通じて収集した個人情報は、紛失や盗難、誤った利用などを防ぐために、適切に管理します。必要の無くなった調査票、確認資料、対象企業名簿については、確実に、かつ、速やかに廃棄します。

- ・ オンライン調査、書面調査、会場調査ならびに調査結果の集計業務を委託する外部機関に対して、公共事業労務費調査における個人情報の安全管理を適切に行うよう求めます。
- ・ 会場調査の場合、確認資料及び調査票のイニシャル欄は、調査会場にて記入内容の確認後、返却いたします。

■ 個人情報の利用・提供の制限

皆様から提供いただいた個人情報は、調査目的の範囲内で利用いたします。個人情報は、法令等の規定に基づく場合や本人の同意がある場合など一定の例外にあたる場合を除き、調査目的以外の目的に利用したり、第三者に提供したりすることはありません。

参考資料－6 一人親方について

一人親方とは、一般に、「業務委託・請負といった名称の契約に基づき、人を雇わずに事業を行うことを常態とする自営業者」を指します。

いわゆる「一人親方」で、建設会社との雇用契約によらず請負契約（経費込み）等により、賃金を経費込みで受け取っている労働者の場合、調査票の記載にあたり、賃金と経費を分ける必要があります（積算体系上、経費は労務費とは別計上するため）。

一人親方は、一人親方と契約した事業者の調査票に記載するのではなく、一人親方個々に調査票を作成してください。

1. 調査票・確認資料

提出する調査票についてはP20を、確認資料についてはP20～23、以下の①確認書類を参照してください。

また、賃金と経費の分離を確認するために、以下の確認書類が必要となりますので、忘れずに郵送で提出してください。

その他、調査票の記入方法についてはP99～104に、調査票の早見表についてはP103～104に掲載しておりますので、そちらを参照してください。

なお、下記の書類により確認出来ない場合は調査対象外とすることがあります。

① 確認書類（いずれもコピー）

1) 当該工事にかかる請負契約の書面【必須】

※ 建設業法により、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して工事内容等の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない、とされています。

2) 施工体系図

3) 確定申告時の書類【必須】

- ・ 「令和5年分の所得税の確定申告書B 第一表(控)」
- ・ 「令和5年分の所得税の確定申告書B 第二表(控)」
- ・ 「令和5年分所得税青色申告決算書」（※青色申告者の場合）
- ・ 「令和5年分収支内訳書」（※白色申告者の場合）

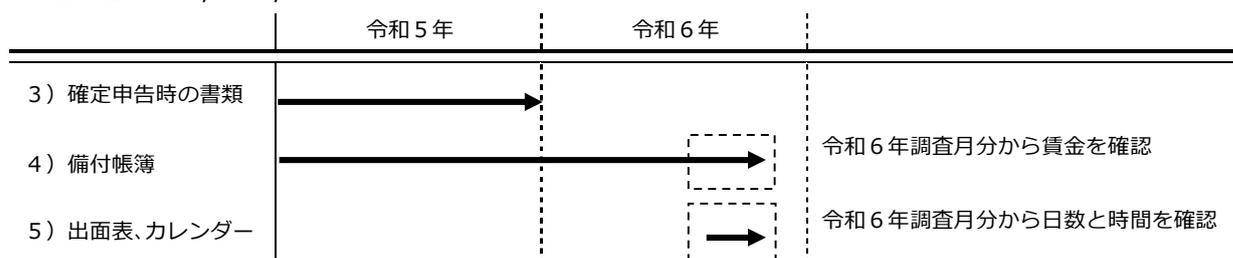
4) 上記3)の根拠となる書類

- ・ 申告用に整備している備付帳簿（月別総括集計表、現金出納帳、経費帳など令和5年1月1日～令和6年10月分まで。）【必須】

5) 令和6年調査月分（9月又は10月）の作業日数、及び時間がわかる書類（出面表、カレンダーなど）【必須】

6) 労働時間が1日8時間、週40時間を超える場合、または深夜作業の場合に請負代金の割増等の取り決めがわかる資料

※確認書類3), 4), 5)のイメージ



② 一人親方の調査票への記入方法

「一人親方」は、下請企業と同様に、個別に調査票を作成してください。
作成にあたってはP103~P104の早見表（様式-1：一人親方の記入例）も参照してください。
なお、早見表には下表の該当箇所と同じ数字を付けておりますので、参考としてください。
様式-2、様式-3、様式-1-1の記入例は、P63~70の早見表を参照してください。

No.	調査票項目	記入数字等	備考
1	調査対象月	10 または 9	10 月中に調査対象工事に従事した場合は「10」と記入してください。 10 月には従事していないが、9 月には従事していた場合、かつ職種が38 職種（P.15 表-3-2 職種一覧参照）の場合は「9」と記入してください。
2	賃金計算期間	該当する日付	調査対象月の賃金計算期間を入力してください。 （P.17 表-4-1 調査対象となる賃金計算期間の範囲参照）
3	上記期間の賃金支払日	該当する日付	賃金計算期間中の賃金支払日を記入してください。
4	元請・下請の別	該当する数字	一人親方と請負契約を結んだ企業の下請として、次数を記入してください。
5	工事名	名称	調査対象工事の名称を記入してください。
6	工事請負者名（元請）	名称	調査対象工事の元請会社の名称を記入してください。
7	賃金支払事業主	名称、住所、 電話番号	個人事業主、一人親方の氏名、住所、電話番号を記入してください。
8	調査票作成者氏名	氏名	調査票を記入した人の氏名を記入してください。
9	賃金支払事業主建設業 許可番号	許可番号	建設業許可を有している場合、許可番号を記入してください。
10	見積書の法定福利費	0~2	見積書が無い場合は「0」、見積書に法定福利費の明示が無い場合は「1」、見積書に法定福利費の明示がある場合は「2」を記入してください。
11	請負代金内訳書の法定 福利費	0~2	請負代金内訳書が無い場合は「0」、請負代金内訳書に法定福利費の明示が無い場合は「1」、請負代金内訳書に法定福利費の明示がある場合は「2」を記入してください。
12	雇用保険	0	「0」と記入してください。
13	健康保険	0	「0」と記入してください。
14	厚生年金	0	「0」と記入してください。
15	年間所定労働日数	-	横線を引いてください。
16	事業所規模	1	一人親方と請負契約を結んだ企業の事業所規模に関わらず、「1」としてください。
17	法人・個人	1 または 2	個人事業主、一人親方が「法人」である場合は「1」、そうでない場合は「2」と記入してください。
18	前回対象	1 または 2	令和5年10月調査の対象であった場合は「2」、対象でなかった場合は「0」と記入してください。
19	イニシャル	名称	個人事業主、一人親方のイニシャルを記入してください。
20	就労形態	8（その他）	個人事業主、一人親方は「8」と記入してください。
21	給与形態	5 または 6	個人事業主、一人親方は「5」または「6」としてください。 所定内労働時間を定めている場合は「5」、定めていない場合は「6」と記入してください。
22	在留資格	0~2	在留資格が「特定活動」の場合は「1」、「特定技能」の場合は「2」、日本人、永住者、定住者、日本人・永住者の配偶者等は「0」を記入してください。
23	職種番号	該当する数字	該当する職種番号を記入してください。（P.15 表-3-2 職種一覧参照）
24	性別	1~3	性別について、男性の場合は「1」、女性の場合は「2」、無回答の場合には「3」を記入してください。
25	年齢	該当する数字	10月1日現在の満年齢を記入してください。

No.	調査票項目	記入数字等	備考
26	経験年数	該当する数字	記入した職種での経験年数を記入してください。他の会社での経験年数も含まれます。 端数(月数)は切り捨ててください。(21年6ヶ月の場合、「21」と記入)
27	労働日数 所定内	該当する数字	出面表、カレンダー等から令和6年調査月分を記入してください。 ※労働日数や時間に取り決めが無い場合でも、「所定内」欄に実際に労働した日数を記入してください。
	有給休暇	該当する数字	
28	労働時間数 所定内	該当する数字	出面表、カレンダー等から令和6年調査月分を記入してください。 ※労働日数や時間に取り決めが無い場合でも、「所定内」欄に実際に労働した時間数を記入してください。
	時間外	該当する数字	
	休日	該当する数字	
29	有給休暇時間数	該当する数字	
30	基本日額	—	横線を引いてください。
31	基本給	該当する数字	月別総括集計表の令和6年調査月分の所得相当額を記入してください。 基本給と時間外・休日・夜間手当等が分けられない場合、給与総額を記入してください。 ※請負金額に基本給や手当等の取り決めが無い場合でも、所得相当額を「基本給」の欄に記入してください。 所得相当額 = 調査月分の収入合計 - 調査月分の仕入金額合計 - 調査月分の必要経費合計 - (年間計上の経費合計)/12 ※年間計上の経費例：固定資産の減価償却費等 (令和5年度のもので代用)
32	出来高給	0	「0」と記入してください。
33	A 割増の対象としている基準内手当	該当する数字	様式-2から転記してください。「内 基準内手当の計(a)」割増の対象としている基準内手当がない場合は「0」と記入してください。
34	B 割増の対象としていない基準内手当	該当する数字	様式-2から転記してください。「内 基準内手当の計(b)」割増の対象としている基準内手当がない場合は「0」と記入してください。
35	インフレ手当(月額)	該当する数字	様式-2のインフレ手当(月額)の合計の値を記入してください。インフレ手当(月額)がない場合は0を記入してください。
36	臨時の給与(賞与等)の年計	該当する数字	臨時の給与(賞与等)の年計額を記入してください。臨時の給与がない場合は、「0」と記入してください。
37	臨時の給与(インフレ手当)の年計	該当する数字	様式-3の「臨時の給与」内のインフレ手当の合計の値を記入してください。様式-3にインフレ手当がない場合は0を記入してください。
38	年間労働日数 所定内	該当する数字	臨時の給与(賞与等)がある場合は、様式3から年間労働日数を転記してください。 臨時の給与がない場合は、横線を引いてください。
39	年間労働日数 有給休暇	99.9	一人親方は有給休暇の取得義務がないので「99.9」と記入してください。
40	年間労働日数 育児休業取得日数	0	一人親方は、「0」と記入してください。
41	実物給与	該当する数字	通勤用定期券、回数券、食事の支給、住宅の貸与等、通貨以外のもので賃金として支給したものの1ヶ月あたりの額を記入してください。 実物給与がない場合は、「0」と記入してください。
42	雇用保険 種別	0	個人事業主、一人親方は、「0」と記入してください。
	金額	0	

No.	調査票項目	記入数字等	備考
43	健康保険 (介護保険料含む) 種別	該当する数字	健康保険の種別に応じて、1～8のうち当てはまる数字を記入してください。(P.54 表①「種別」参照) 加入していない場合は、「0」と記入してください。
	金額	該当する数字	加入している場合、調査月の本人負担額を記入してください。 40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号保険者)は、介護保険料も含めた金額を記入してください。
44	年金保険 種別	該当する数字	年金保険の種別に応じて、1～3のうち当てはまる数字を記入してください。(P.54 表①「種別」参照) 加入していない場合は、「0」と記入してください。
	金額	該当する数字	加入している場合、調査月の本人負担額を記入してください。 年金基金にも加入している場合は、年金基金の掛金を含めた額を記入してください。

■ 調査票記入時のチェックリスト

● 全般

手引きページ	項目	チェック事項	チェック欄
35～42	調査票	令和6年10月調査用の調査票を使用していますか？	<input type="checkbox"/>
14～19	調査対象労働者・調査月	10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事し、調査対象職種(51職種)に該当する労働者を対象としていますか？	<input type="checkbox"/>
14～19	調査対象労働者・調査月	10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事せず、9月の調査対象期間中に調査対象工事に従事し、手引きのP15の表-3-2「職種一覧」の*印の38職種に該当する労働者を対象としていますか？	<input type="checkbox"/>
18～19	複数の工事に従事	調査対象期間中に複数の調査対象工事に従事した労働者の場合、主に従事した調査対象工事の調査票に記入していますか？ (同一の労働者を複数の調査票に記入していませんか？)	<input type="checkbox"/>
18～19	複数の工事に従事	調査対象期間中に複数の調査対象工事に従事した労働者の場合、調査対象工事に従事した期間分のみを抜き出して記入しないようにしていますか？	<input type="checkbox"/>
99～104	一人親方	賃金と経費の分離は確認できますか？	<input type="checkbox"/>
		単独の調査票に記入していますか？	<input type="checkbox"/>
24～25	職種の分類	調査対象労働者に対し、適切に職種を分類していますか？	<input type="checkbox"/>
25	複数職種	複数の職種に従事していた場合は、主に従事した作業内容に基づき職種を分類していますか？	<input type="checkbox"/>

● 様式－1

手引きページ	項目	チェック事項	チェック欄
14 45	調査対象月	9月の調査対象者と10月の調査対象者が両方いる場合、9月分(38職種のみ)と10月分の調査票は、それぞれ1部ずつ作成していますか？	<input type="checkbox"/>
46	工事名等	右上の調査対象月、工事名、工事請負者名、賃金支払事業主、作成者氏名を正しく記入していますか？	<input type="checkbox"/>
46	工事請負者名(元請)	施工体系図上の元請け会社名を記入していますか？ (二次下請け以下の場合、ここで記入する元請け会社は、その上の次数の下請け会社ではありません)	<input type="checkbox"/>
47	就労形態	自社の就業規則に沿った形で就労形態を記入していますか？	<input type="checkbox"/>
47	給与形態	以下のとおり記入していますか？ ・日給制で1ヶ月未満の短期雇用労働者は「1」 ・日給制で1ヶ月以上の常勤労働者は「2」 ・月給制で給与規定において欠勤による給与の差引がない労働者は「3」 ・月給制で給与規定において欠勤による給与の差引がある労働者は「4」 ・賃金を経費込みで受け取っている労働者は「5」 ・賃金を経費込みで受け取っている労働者のうち、所定内労働時間を定めていない労働者は「6」	<input type="checkbox"/>
47	職種番号	正しい職種番号を記入していますか？	<input type="checkbox"/>
47	経験年数	全ての労働者について経験年数を記入していますか？	<input type="checkbox"/>
15 48	調査対象月 職種番号	調査対象月が9月の場合、手引きの P15 の表の職種名の右側に*印がついている38職種の労働者のみとなっていますか？	<input type="checkbox"/>
49	労働日数 所定内	日給制・・・休日出勤分を含めずに記入していますか？	<input type="checkbox"/>
49	所定内と 有給休暇	月給制・・・合計日数が貴社の所定労働日数と一致していますか？	<input type="checkbox"/>
49	労働時間数 所定内	日給制・・・休日出勤分を含めず記入していますか？	<input type="checkbox"/>

49	所定内と有給休暇	月給制・・・合計時間数が貴社の所定労働時間数と一致していますか？	<input type="checkbox"/>
51	基本日額、基本給等	所定内労働日数、所定内労働時間数と基本日額、基本給の整合はとれていますか？	<input type="checkbox"/>
51	基本日額、基本給等	日給制・・・基本給は休日出勤分を含めない額ですか？	<input type="checkbox"/>
52	インフレ手当(月額)	様式-2に記載しているインフレ手当のみの合計を記入していますか？	<input type="checkbox"/>
54	臨時の給与(インフレ手当)の年計	様式-3の臨時の給与に記載しているインフレ手当のみの合計を記入していますか？	<input type="checkbox"/>

●様式-2

手引きページ	項目	チェック事項	チェック欄
56	工事名等	右上の調査対象月、工事名、工事請負者名、賃金支払事業主、作成者氏名を正しく記入していますか？	<input type="checkbox"/>
26~29 55	手当の基準内・外の別	手当の基準内・外の別を正しく記入していますか？ (基準内手当とは、「原則、毎日又は毎月の所定労働時間における労働、又は一定の作業条件における労働に対して支給される賃金」のことです。)	<input type="checkbox"/>

●様式-3

手引きページ	項目	チェック事項	チェック欄
58	工事名等	右上の調査対象月、工事名、工事請負者名、賃金支払事業主、作成者氏名を正しく記入していますか？	<input type="checkbox"/>
57~58	各月の労働日数	各労働者の労働日数は、会社の定めた所定労働日数と同じか小さい数字となっていますか？ (労働日数は、休日に労働した日数は除きますので、記入するのは会社の定めた所定労働日に労働した日数のみです。)	<input type="checkbox"/>

●様式-1-1

手引きページ	項目	チェック事項	チェック欄
60	工事名等	右上の調査対象月、工事名、工事請負者名、賃金支払事業主、作成者氏名を正しく記入していますか？	<input type="checkbox"/>
59	イニシャル、職種番号	様式-1の番号にあわせてイニシャル、職種番号を正しく記入していますか？	<input type="checkbox"/>
59	資格の取得状況	「0」と他のコードを同時に記入しないようにしていますか？	<input type="checkbox"/>
59	複数職種の兼務状況	令和3年度から現在までの兼務状況を記入していますか？	<input type="checkbox"/>
59	複数職種の兼務状況	「00」と他のコードを同時に記入しないようにしていますか？	<input type="checkbox"/>
59	兼業状況	令和5年度から現在までの兼業状況を記入していますか？	<input type="checkbox"/>
59	就労範囲	「00」と他のコードを同時に記入しないようにしていますか？ 「60」と他のコードを同時に記入しないようにしていますか？	<input type="checkbox"/>
61	CCUS能力評価判定分野	判定分野表より、正しく判定分野番号を記入していますか？ (51 職種と番号が一致していないため、注意してください。)	<input type="checkbox"/>